

令和6年12月八峰町議会定例会会議録（第1日）

令和6年12月11日（水曜日）

議事日程第1号

令和6年12月11日（水曜日）午前10時開会

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 諸般の報告

第4 議案第101号 八峰町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
制定について

第5 議案第102号 八峰町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例
の一部を改正する条例制定について

第6 議案第103号 八峰町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一
部を改正する条例制定について

第7 議案第104号 八峰町奨学金貸与条例の一部を改正する条例制定について

第8 議案第105号 八峰町健康センター等施設条例の一部を改正する条例制定につ
いて

第9 議案第106号 秋田県市町村総合事務組合規約の一部変更について

第10 議案第107号 工事請負契約の締結について

第11 議案第108号 令和6年度八峰町一般会計補正予算（第5号）

第12 議案第109号 令和6年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算
（第2号）

第13 議案第110号 令和6年度八峰町介護保険事業勘定特別会計補正予算
（第2号）

第14 議案第111号 令和6年度八峰町沢目財産区特別会計補正予算（第1号）

第15 議案第112号 令和6年度八峰町営診療所特別会計補正予算（第3号）

第16 議案第113号 令和6年度八峰町簡易水道事業会計補正予算（第2号）

第17 議案第114号 令和6年度八峰町下水道事業会計補正予算（第2号）

- 第 18 陳情第 5 号 安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善について国
に意見書提出を求める陳情
- 第 19 陳情第 6 号 政府の責任で医療・介護施設への支援を拡充しすべてのケア労働
者の賃上げや人員増のため国に意見書提出を求める陳情
- 第 20 陳情第 7 号 健康保険証廃止の中止について国に意見書提出を求める陳情
- 第 21 陳情第 8 号 「小・中学校給食費の無償化」を国の制度として実施を求める意
見書提出の陳情
- 第 22 陳情第 9 号 「18歳までの医療費窓口負担の無料化」を国の制度として実施
を求める意見書提出の陳情
- 第 23 陳情第 10 号 「介護保険制度の抜本改善・介護従事者の処遇改善を求める」国
への意見書提出を求める陳情書

出席議員（12人）

1 番 笠 原 吉 範	2 番 伊 藤 一 八	3 番 奈 良 聡 子
4 番 芦 崎 達 美	5 番 水 木 壽 保	6 番 菊 地 薫
7 番 腰 山 良 悦	8 番 見 上 政 子	9 番 須 藤 正 人
10 番 門 脇 直 樹	11 番 山 本 優 人	12 番 皆 川 鉄 也

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町 長	堀 内 満 也	副 町 長	田 村 正
総 務 課 長	和 平 勇 人	財 政 課 長	堀 内 敬 文
企画政策課長	高 杉 泰 治	建 設 課 長	浅 田 善 孝
防災町民課長	工 藤 善 美	農林水産課長	堀 内 和 人
商工観光課長	成 田 拓 也	税務会計課長	今 井 利 宏
福祉保健課長	菊 地 俊 平	教 育 次 長	山 本 節 雄
学校教育課長	山 本 望	生涯学習課長	石 上 義 久
農業委員会事務局長	内 山 直 光		

議会事務局職員出席者

議会事務局長 佐々木 高 議会事務局庶務係長 須 藤 佳奈子

午前 10 時 00 分 開 会

○議長（皆川鉄也君） おはようございます。

傍聴者の皆さんには、朝早くからご苦勞さまでございます。よろしくお願いをいたします。

これより令和 6 年 12 月 8 峰町議会定例会を開会します。

ただいまの出席議員数は 12 名です。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、八峰町議会会議規則第 124 条の規定により、4 番芦崎達美君、5 番水木壽保君、6 番菊地 薫君の 3 名を指名します。

日程第 2、会期の決定についてを議題とします。

会期等につきましては、議会運営委員会に諮問し意見を求めていますので、その結果を議会運営委員会委員長より報告願います。水木議会運営委員会委員長。

○議会運営委員会委員長（水木壽保君） おはようございます。議会運営委員会の委員長の水木でございます。

ご報告申し上げます。

当委員会では、12 月 3 日、議会運営委員会を開催し、11 月 8 日付けで議長から諮問のあった令和 6 年 12 月 8 峰町議会定例会の議事日程等、議会運営に関する事項について協議いたしました。

その結果、本定例会の会期については、本日から 13 日までの 3 日間とし、日程等については、皆さんにお配りした日割表及び議事日程表のとおりに決定いたしましたのでご報告申し上げます。

なお、本議会に上程の陳情について採択となった場合は、意見書の提出が必要となることから、最終日に意見書の提出の発議を日程に追加することにしましたので、決定いたしましたのでご報告申し上げます。

○議長（皆川鉄也君） お諮りします。本定例会の会期は、ただいまの議会運営委員会委員長報告の日割表及び議事日程表により本日から 13 日までの 3 日間としたいと思いま

すが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、議会運営委員会委員長報告のとおり、本日から13日までの3日間に決定しました。

日程第3、諸般の報告を行います。

議長報告につきましては、別紙報告書のとおりでありますので朗読は省略させていただきます。

堀内町長より発言を求められておりますので、今議会提出議案の提案と併せ発言を許します。堀内町長。

○町長（堀内満也君） おはようございます。

本日、令和6年12月8日峰町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には大変お忙しい中、ご出席を賜り、誠にありがとうございます。

提出諸議案の説明に先立ち、9月定例会後の町政及び諸般の動きについて、その大要をご報告申し上げます。

はじめに、秋の行政協力員会議についてであります。

11月21日、峰栄館において開催し、各自治会から出された街灯の設置や危険木の除去など、29件の要望について、それぞれ町の考え方をお示しし、意見交換を行ったところであります。

今後、厳しい財政状況を踏まえつつ、町民の皆様が快適に暮らせるよう、地元自治会と協議しながら、改善に向けた取り組みを進めてまいります。

次に、9月24日に行いました深浦町との災害時における相互応援に関する協定についてであります。

この協定は、大規模災害発生時において、隣接する自治体との連携を強化することにより、その被害に対する応急措置を円滑に行うために締結したものであります。

近年は、気候変動の影響により自然災害が頻発化・激甚化しており、昨年の豪雨のように、今まで大きな災害が発生していなかった地域でも甚大な災害が発生し、行政機関における防災対策の見直しや地域での安全確保が今まで以上に重要になっております。

今回の協定締結を契機に、両町を結ぶ国道101号並びに西津軽能代沿岸道路の整備促進の働きかけも含め、更なる防災力強化に努めてまいります。

次に、「定住促進住宅事業」についてであります。

旧峰浜庁舎跡地に整備を進めてまいりました当該事業については、当初の予定どおりに竣工を迎え、昨日から入居が可能となっております。

本定住促進住宅は、民間事業者と連携し、町内の居住環境を整備し、若い世代や子育て世代の定住促進を図るとともに、町外からの移住を促進し、人口減少の緩和や地域の活性化を図るものでありますが、現時点において空室もあることから、今後は、早期に満室となるよう施設のPRに努めてまいります。

次に、「巡回バス」についてであります。

10月1日から新たな運行体系として事業に取り組んでおりますが、これまで大きな混乱や利用者からの苦情もなく、順調に運行しているところであります。

人口減少や少子化が進み、高齢化率が5割以上の本町にとって、巡回バスは町民の大事な交通手段の一つであると捉えており、今後も利用者の声を大事にしながら、更なる利便性の向上に努めてまいります。

次に、「女性活躍推進事業」についてであります。

10月18日に峰栄館において、能代市出身で元岩手放送アナウンサーであり、現在は働き方改革や人材育成コンサルタントとして活動している大高智佳子様を講師に迎え、「なりたい未来に向かう、私の生き方・働き方と組織の方向性」と題してご講演いただき、約20名が聴講したほか、講演後には「会社、そして自分が取り組むべきことを考えよう」をテーマにワークショップも開催し、活発な意見交換を実施したところであります。

また、能代市出身のラジオパーソナリティの藤田ゆうみん様には、11月2日から3回にわたり、峰栄館等において家事分担講座と話し方講座の講師を務めていただいたほか、12月7日にはキャリアコンサルタントの石田万梨奈様を講師に迎え、ライフデザイン講座を開催しております。

参加者からのアンケート結果を見ると、こうした取り組みはいずれも好評であったことから、今後も当該事業を継続し、女性が活躍できる環境づくりを進めてまいります。

次に、今年2月に友好都市協定を締結した栃木県茂木町との交流事業についてであります。

10月12日、本町において開催した「んめものまつり」には、茂木町の道の駅職員ほか4名が来町し、特産品の梨やイチゴを使った加工品等が販売され、ブースを訪れた町民からは好評を得ておりました。

また、11月3日に茂木町で開催された「もてぎうまいもの市」には、私をはじめ商工会関係者など合わせて10名が参加し、町産の海産物等を販売してきたところであります。

当日は天候にも恵まれ、会場には1万3,000人以上が来場したと聞いており、特産品のみならず、町のPRも十分に行うことができた実感しております。

今後も、様々な分野において幅広く交流を行いながら、これまで以上の信頼の構築と両町の発展に繋げてまいりたいと考えております。

次に、「北海道八峰町ふるさと会」及び「八峰町関東ふるさと会」についてであります。

10月19日に、札幌サンプラザにおいて北海道八峰町ふるさと会総会が、また、11月17日には、千代田区のアルカディア市ヶ谷において八峰町関東ふるさと会総会が行われました。

町からは、私とともに町議会、商工会等が出席し、日頃より町政に関心を寄せていただき、また、ふるさと納税など様々な方面でご支援をいただいていることに感謝の意をお伝えしてまいりました。

両ふるさと会は、会員の減少等の課題を抱えつつも事業の継続に意欲的に取り組んでいるところでありますので、町といたしましても引き続き支援してまいりたいと考えております。

次に、冬季の観光誘客についてであります。

県とJR東日本は、この12月から来年2月までの3か月間にわたり、冬の大型観光キャンペーンを実施することとしており、期間中は、県内において星空鑑賞や地域ならではの体験型コンテンツを数多く提供するほか、各種広告媒体を活用したPR等を通じて冬の秋田の魅力を発信しながら、誘客に繋げるものであります。

本町の関連イベントとしましては、12月14日に五能線の臨時列車「ストーブはっばう号」が運行されることとなっており、この運行に合わせて山本酒造店の酒蔵見学や日本酒を楽しむツアーが行われるほか、あきた白神体験センターでは、だまこづくり体験とハタハタ寿司や地酒といった八峰町の冬の味覚が楽しめるイベントが企画されております。

主催者によると、どちらの企画商品も大変人気となっており、既に募集定員に達していると同っております。

今後も、ＪＲや県のご協力をいただきながら、町内の観光事業者と観光協会や商工会等と連携を強化し、八峰町の冬の魅力発信に努めてまいります。

次に、学校適正化委員会についてであります。

11月11日に諮問していた「八峰町学校適正化について」、学校適正化検討委員会から答申がありました。

答申の内容は３点であり、１つ目は、早急に八森小学校と峰浜小学校の統合を視野に入れた学校再編計画を作成し、学校再編を図っていくこと。

２つ目は、学校再編に際しては、地域の特色を十分取り入れ、特色のある教育の充実を図るとともに、幼保小中の連携を含めた八峰町の教育の在り方について検討すること。

３つ目は、学校再編を検討する際には、将来的な児童生徒数や施設整備等を総合的に考慮し、中学校を含めた校舎の配置や町全体の教育環境等を検討していくことであります。

町では、この答申を受け、本年度中に次の段階である学校再編検討委員会を立ち上げ、学校再編の具体的な方策や、校舎の適正配置を含めた町全体の教育環境などについて諮問する予定であり、今定例会に係る予算を提案しております。

本答申に際しましては、川尻茂樹委員長や佐藤勇一副委員長をはじめ、検討委員会委員の皆様には、お忙しい中、貴重なご意見をいただき、心より感謝を申し上げます。

次に、第19回八峰町文化祭についてであります。

11月9日から3日間、ファガスと峰栄館で行われた展示部門には、書道や写真、生け花や手芸作品などのほか、小・中学生やこども園の園児による作品など、個人団体合わせて970点の出品があり、600名を超える方々から鑑賞していただきました。

11月10日に八峰中学校体育館で開催された芸能発表会では、中学生による全校合唱で始まり、大正琴や和太鼓の演奏、コーラス、踊りなど15演目、221名の方々が出演し、日頃の練習や学習の成果を発表したところであります。

次に、本定例会に提出しております議案の概要についてご説明申し上げます。

議案第101号、八峰町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定については、秋田県人事委員会の給与改定の意見に鑑み、当町においても職員の給料表を改定するとともに、一般職及び再任用職員の期末手当、勤勉手当及び寒冷地手当の支給割合及び支給額を、それぞれ増額改定しようとするものであります。

議案第102号、八峰町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部

を改正する条例制定については、一般職の職員の給与改定の内容を踏まえ、常勤の特別職について期末手当の支給割合を0.15か月増額しようとするものであります。

議案第103号、八峰町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定については、常勤の特別職と同様に町議会議員の期末手当の支給割合を0.15か月増額しようとするものであります。

議案第104号、八峰町奨学金貸与条例の一部を改正する条例制定については、令和7年4月から大学生等の奨学金貸与月額を引き上げるため、条例改正しようとするものであります。

議案第105号、八峰町健康センター等施設条例の一部を改正する条例制定については、埴川健康センターを廃止することに伴い、関係条文を整理するため条例改正しようとするものであります。

議案第106号、秋田県市町村総合事務組合規約の一部変更については、井川町・潟上市共有財産管理組合の解散に伴う規約変更について、地方自治法の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

議案第107号、工事請負契約の締結については、ハタハタ館温泉設備改修工事変更契約締結について、議会の議決を求めるものであります。

議案第108号、令和6年度八峰町一般会計補正予算（第5号）は、7,688万9,000円を追加して、歳入歳出予算の総額を67億7,356万7,000円とするもので、主な歳出は、給与改定に伴う人件費の追加であります。

議案第109号、令和6年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）は、100万円を追加して、歳入歳出予算の総額を8億7,175万1,000円とするもので、出産育児一時金及び葬祭費の追加であります。

議案第110号、令和6年度八峰町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）は、3,984万4,000円を追加して、歳入歳出予算の総額を13億9,782万4,000円とするもので、主な歳出は、介護給付費の追加であります。

議案第111号、令和6年度八峰町沢目財産区特別会計補正予算（第1号）は、財産区管理会の協議に基づき、ゴルフ場再開準備支援金を支出するため、歳出を組替補正するものであります。

議案第112号、令和6年度八峰町営診療所特別会計補正予算（第3号）は、315万8,000円を追加して、歳入歳出予算の総額を1億532万5,000円とするもので、主な歳

出は、給与改定に伴う人件費の追加であります。

議案第113号、令和6年度八峰町簡易水道事業会計補正予算（第2号）は、収益的支出の予定額に49万7,000円を追加し、2億6,308万4,000円とするもので、給与改定による人件費の追加であります。

議案第114号、令和6年度八峰町下水道事業会計補正予算（第2号）は、収益的支出の予定額に348万5,000円を追加し、4億7,754万5,000円とするもので、給与改定による人件費及び業務内容を追加したことによる経営戦略策定業務委託料の追加であります。

報告第6号は、令和6年度八峰町一般会計補正予算（第4号）に係る条例に基づく専決処分報告で、10月27日執行した解散に伴う衆議院議員総選挙に係る予算の追加補正であります。

以上、本定例会でご審議いただく議案は14議案で、報告は1件であります。

なお、農地・農業用施設災害復旧工事 塙（強坂塚～苗吉）の契約締結につきましては、今定例会の会期中に追加提案させていただきたいと考えております。

詳細につきましては、各議案の提案の際にご説明いたしますので、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（皆川鉄也君） 日程第4、議案第101号、八峰町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。和平総務課長。

○和平総務課長（和平勇人君） 議案第101号についてご説明いたします。

議案第101号、八峰町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について。

八峰町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和6年12月11日提出

八峰町長 堀 内 満 也

提案理由は、秋田県職員の給与に対する秋田県人事委員会勧告に鑑み、条例改正しようとするものでございます。

次ページ以降は条例の改正文でございます。

第1条のうち、1段落目の条例第15条関係は、令和6年12月期の一般職の職員の期末手当の支給率を100分の10、0.1か月、再任用職員の期末手当の支給率を100分の2.5、

0.025か月それぞれ引き上げるものでございます。

2 段落目の条例16条関係は、一般職の職員の勤勉手当の支給率を100分の5、0.05か月、再任用職員の勤勉手当の支給率を100分の2.5、0.025か月それぞれ引き上げるものでございます。

3 段落目の条例第17条関係は、一般職の職員の寒冷地手当の支給額を、世帯主で扶養親族のある者は「1万7,800円」から「1万9,800円」に、世帯主で扶養親族のない者は「1万200円」から「1万1,400円」に、その他の者は「7,360円」から「8,200円」にそれぞれ引き上げるものでございます。

ページ中ほどからの別表は、引き上げ後の給与表でございます。

通知したページをご覧ください。

第2条からでございます。第2条においては、令和7年度以降の一般職の期末手当の支給率を6月期、12月期それぞれ1.25か月に、勤勉手当の支給率を6月期、12月期それぞれ1.05か月に、再任用職員の期末手当の支給率を6月期、12月期それぞれ0.7か月に、勤勉手当の支給率を6月期、12月期それぞれ0.5か月にするものでございます。

なお、附則において適用日を、第1条中別表第1については令和6年4月1日と、その他の改正については令和6年12月1日と、第2条については令和7年4月1日とそれぞれ定めております。

新旧対照表を提出しておりますので併せてご覧ください。

説明は以上でございます。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第101号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 質疑ないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 討論ないようですので、討論を終わります。

これより議案第101号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、議案第101号は原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第102号、八峰町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。和平総務課長。

○和平総務課長（和平勇人君） 議案第102号についてご説明いたします。

議案第102号、八峰町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定について。

八峰町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和6年12月11日提出

八峰町長 堀 内 満 也

提案理由は、町長、副町長及び教育長の期末手当の額を改定する必要があるため、条例改正しようとするものでございます。

次のページをご覧ください。条例の改正文でございます。

第1条は、令和6年12月期の期末手当の支給率を100分の15、0.15か月引き上げるものでございます。第2条においては、令和7年度以降の期末手当の支給率を6月期、12月期それぞれ1.6625か月にするものでございます。

なお、附則において、適用日をそれぞれ令和6年12月1日、令和7年4月1日と定めております。

新旧対照表を提出しておりますので併せてご覧ください。

説明は以上でございます。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第102号について質疑を行います。質疑ありませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 町長の給与体系とか変更なる場合は、特別職報酬等の審議会というのがあるんですけれども、これが開かれたのでしょうか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの8番議員の質問に対し、答弁を求めます。和平総務課長。

○和平総務課長（和平勇人君） ただいまの見上議員のご質問にお答えをいたします。

特別職報酬等審議会につきましては、町長の報酬月額等の変更をしようとする場合に開かれるものでございまして、給与改定に伴う支給率の変更については開いておりません。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ありませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 町長の給料の中には、給料、それから寒冷地手当、期末手当、通勤手当及び退職手当、こういうものが給料の中に含まれております。で、特別報酬審議会では、議員の報酬もそうですけれども、給料に関する条例を議会に提出しようとする時は、当該議員報酬についての審議会の意見を聞くものとしております。今回のこの特別職、まあこれから審議される議員の報酬もそうですけれども、県の人事院勧告に沿って、例に倣ってっていうことで、その根拠が明確にされておられません。一般職の給与に関して、その例に倣ってっていうことで書かれてますけれども、そもそもその職員の給料、人事院勧告から出されてるのは、職員の生活実態、それから物価値上げ、それから民間との均衡、そういうところで保たれてますけれども、この地方自治法のちょっといろいろ私も調べてみたんですけれども、議員とか特別職というのは、そういう生活環境のものではなくて、この特別なものであって、それが議員と特別職の人たちをこの議会の中で自分の給料、手当を自分たちで決めるということに対して非常に問題があるということで、これは慎重に行わなければならない。そのための審議会を行うべきだということで書かれておりますので、そういうことが必要であったんではないでしょうか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの8番議員の再質問に対し、答弁を求めます。和平総務課長。

○和平総務課長（和平勇人君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

特別職の報酬につきましては、議員ご指摘のとおり手当などを含む形で総合的に定められてるものと私どもも理解をしております。ですので、こういった報酬月額を変更する際には、町の考え方をお示しした上で審議会でご承認をいただくと、ご意見をいただくということが必要だというふうに解釈しておりますが、報酬月額は特別職、それからこれからご提案いたします議員の皆様についても変更をしておりません。据え置きとしております。で、その上で支給率のみの変更を行っておりますので、うちの方としましては、これに関する審議会は不要だというふうに考えております。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） これに反対をいたします。

人事院勧告とはまた別個のものでありまして、この例に倣ってということは、これには当てはまらないと思います。そして給料は、常勤の特別職の場合は全て含まれてますので、これはやはり審議会にかけろべきだと思いますので、かけられなかったこと、それから人事院勧告に倣って一般職は値上げされるんですけども、その例には当たらないと思います。

○議長（皆川鉄也君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） ほかに討論ないようですので、これで討論を終わります。

これより議案第102号を採決します。この採決は起立で行います。本案に賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（皆川鉄也君） 起立多数です。したがって、議案第102号は原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第103号、八峰町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。和平総務課長。

○和平総務課長（和平勇人君） 議案第103号についてご説明いたします。

議案第103号、八峰町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について。

八峰町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和6年12月11日提出

八峰町長 堀 内 満 也

提案理由は、町議会議員の皆様の期末手当の額を改定する必要があるため、条例改正しようとするものでございます。

次のページをご覧ください。条例の改正文でございます。

第1条は、令和6年12月期の期末手当の支給率を100分の15、0.15か月引き上げるも

のでございます。第2条においては、令和7年度以降の期末手当の支給率を6月期、12月期それぞれ1.6875か月にするものでございます。

なお、附則において、適用日をそれぞれ令和6年12月1日、令和7年4月1日と定めております。

新旧対照表を提出しておりますので併せてご覧ください。

説明は以上でございます。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第103号について質疑を行います。質疑ありませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 先ほど特別報酬審議会が開かれていないということでしたけれども、これは直近ではいつ開かれて、どのような案件で開かれたんでしょうか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの質問に対し、当局の答弁を求めます。

暫時休憩いたします。

午前10時36分 休 憩

.....

午前10時37分 再 開

○議長（皆川鉄也君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

当局の答弁を求めます。和平総務課長。

○和平総務課長（和平勇人君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

特別職報酬等審議会につきましては、正確な資格がありませんので定かではないんですが、記憶の限りでは10年以上開かれていないものと。それだけ特別職の報酬については据え置きが続いているということでございます。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 地方自治法にも載ってるんですけども、省略してネットで書かれてるんですけど、議員の報酬は、議員自らが条例の議決を通して自己の報酬を決定することができる点において特異性をもって自己決定の法則があるとしても適正な額の決定がなされなければ一般世論の批判を受けることにもなって、適正な額を決定する際は

第三者機関の意見を聞く方法と特別職報酬審議会があるということが書かれております。これもですね理由として町長の所信にもありましたけれども、議員の報酬の値上げ、なぜ値上げしなくちゃ、期末手当を上げなくちゃいけないかというこの根拠がはっきりとされておりません。人事院勧告に従って一般職が上がるからその例に倣ってということでもありますけれども、これはやはり趣旨が違うと思います。もっとやっぱり慎重な審議会の中での審査というものがなければ、職員の一般職の値上げとはまた違うので反対をいたします。

○議長（皆川鉄也君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） ほかに討論ないので、これで討論を終わります。

これより議案第103号を採決します。この採決は起立で行います。本案に賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（皆川鉄也君） 起立多数です。したがって、議案第103号は原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第104号、八峰町奨学金貸与条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。山本学校教育課長。

○学校教育課長（山本 望君） 議案第104号についてご説明いたします。

議案第104号、八峰町奨学金貸与条例の一部を改正する条例制定について。

八峰町奨学金貸与条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和6年12月11日提出

八峰町長 堀 内 満 也

提案理由です。物価高騰による授業料等学資金及び生活費の増加が見込まれる奨学生を支援するため、八峰町奨学金の貸与額を増額するものでございます。

次のページは改正文となります。

別に説明資料を準備しておりますので、そちらをご覧ください。

改正の内容をご覧ください。奨学金貸与条例第4条第1項第1号から第3号まで、いわゆる大学生、高等専門学校生、専修学校生の貸与額を毎月4万円以内から1万増額し、毎月5万円以内とするものです。

施行期日は、令和7年4月1日となります。

なお、現奨学生につきましても、改正後の金額を適用するものとしております。

説明は以上です。何とぞご審議の上、ご可決賜りますようお願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第104号について質疑を行います。質疑ありませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 奨学金の金額が改正されることは、これはもっともだと思います。ですけれどもですね、この返還の年の返還金額16万円から20万円まで大学生、専修学生で8万円から10万円ということで返済する金額が変わるんですけれども、この点については、まあ受けるのはいいんだけど返済金額が大変だということで、今、何本か奨学金を抱えてる人たちは返済にすごい苦しんでるわけですね。で、返済ができないと前はもうサラ金みたいに催促されるとかということはありませんでしたが、今はそういうことないと思うんですけれども、これで返済は可能と見込んでおりますか。

そうですね、高校生の返還についても、これ変わらなくていいんですけれども、奨学金を受けた者に対して返還金額、まあ地元で就職した場合、予算の範囲内で助成するとありましたけれども、この若年層の町内定着を促進することを目的としておりますけれども、予算の範囲内で助成するということのちょっと意味が分からないので、今までの例としてはどういう助成、どのくらいの金額を助成して、地元で就職した場合、して、高校生なんか奨学金を受けたらできるだけやっぱり地元に住んでもらうということで返還不能とかそういうことが必要で、お金がなかったら一般会計からやっぱり繰り出すようなそういう支援が必要ではないかと思うんですけれども、その点、まあ町長も含めて、高校生が地元で定着してもらうためには奨学金の猶予とかその辺併せてご返答をお願いします。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの8番議員の質問に対し、答弁を求めます。

暫時休憩いたします。

午前10時44分 休 憩

午前10時46分 再 開

○議長（皆川鉄也君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。山本学校教育課長。

○学校教育課長（山本 望君） ただいまの見上議員のご質問にお答えします。

償還金額が増えることに関しては、奨学金選考委員会の方でも不安視のご意見もございましたけれども、まず皆さん増額すべきというご意見をいただいております。で、その意見を尊重して、まず町の方でも今現在子どもたちがよりよい学校生活を送れるように支援してまいりたいと考えて増額の方の提案をしているところでございます。

償還金に関しましては、町の方、県の方でも償還する補助金の制度を設けておりますので、町内に在住する場合、就職している場合は補助金の制度がございますので、そちらの方をご利用していただきたいと考えております。

高校生につきましては、ちょっと今資料がございませんので後で見上さんの方にお知らせしたいと思っております。

説明は以上です。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ございませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 地元就職して住んでもらうためには非常に大事なことで、町の意気込みもここに示していかなければならないと思います。この予算の範囲内で助成するということになってますけれども、この金額については今不明でしたら後でどのような例があったのか、どのような金額を考えているのか教えていただきたいと思います。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 討論ないようですので、討論を終わります。

これより議案第104号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、議案第104号は原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第105号、八峰町健康センター等施設条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。菊地福祉保健課長。

○福祉保健課長（菊地俊平君） ご説明いたします。

議案第105号、八峰町健康センター等施設条例の一部を改正する条例制定について。

八峰町健康センター等条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和6年12月11日提出

八峰町長 堀 内 満 也

提案理由についてですが、八峰町健康センター等施設条例に規定する施設、埴川健康センターと八森保健センターのうち、埴川健康センターが行政財産から普通財産となるため、題名や本文の変更等の条例改正を行うものであります。

次ページをご覧ください。

題名については、八森保健センターの一つになることから「八峰町保健センター施設条例」に改め、本文中の改正につきましては、埴川健康センター及び埴川健康センターに係る文言の削除ということになります。

別添の資料をご覧ください。

3 ページまでは新旧対照表ということになっております。

4 ページ目をご覧ください。

4 ページ目には、峰浜村時代の広報記事を載せております。

5 ページ目には、埴川健康センターの沿革を掲載しております。少しだけご説明しますと、健康センターは、令和7年3月に、旧峰浜村時代に健康センター、診療所分院、埴川支所としての機能を備えた施設として建設されました。平成18年3月に八峰町となりまして、平成21年9月には新庁舎が完成し、その後、業務開始に伴い、埴川出張所が廃止されました。そして今年4月、埴川分院が閉院となったところであります。現在ですけれども、投票日当日の大沢投票区、そしてコーラス、民謡、自殺予防サロンなどで年間約500人程度のご利用があります。

今後の利用についてでありますけれども、旧診療所分院については、大沢土地改良区様が10月1日から5年間の無償貸与契約で使用しております。維持管理にかかる費用については、土地改良区様が負担することということになっております。健康センター分については、大沢土地改良区様をご利用している時間はこれまでどおりご利用可能となっております。

説明は以上となります。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第105号について質疑を行います。質疑ありませんか。10番門脇直樹君。

○10番（門脇直樹君） 確認します。もう一回細かい貸出し条件、町からは一切お金出ないんですよね、貸してる間。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの質問に対し、当局の答弁を求めます。菊地福祉保健課長。

○福祉保健課長（菊地俊平君） ただいまのご質問にお答えします。

旧埴川分院を大沢土地改良区様が借りておりますので、その部分に関しては大沢土地改良区様が全てご負担いただくということになっておりまして、健康センター分については町の予算で執行するということになっております。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ありませんか。10番門脇直樹君。

○10番（門脇直樹君） こういう施設の併用というやり方なると、いろいろ取り決めがあると思うんですよ。例えば屋根が老朽化したとかサッシが壊れたとか、その辺の補修の際の割り当て分、そういうのもしっかり決めておかないと、町からね、お金入ってこなくてもいいですから町からも出ないように、もちろん火災保険料とか諸々あると思うんですよ。その辺をしっかりと説明してください。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの10番議員の質問に対し、答弁を求めます。和平総務課長。

○和平総務課長（和平勇人君） ただいまの門脇議員のご質問にお答えをいたします。

福祉保健課長からもお答えいたしました、建物本体は町の建物、普通財産ということですので、火災保険料などの負担は町が行っております。それから、小破修繕、使用部分に関するですね建て具の交換だとか、例えば水道周りの修繕だとかこういったものについては土地改良区が行いますが、躯体そのものの修繕、外壁や壁、それから屋根、こういったものの修繕が必要になった場合は町が施工するという責任分担になっております。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ないので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 討論ないので、討論を終わります。

これより議案第105号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、議案第105号は原案のとおり可決されました。

日程第9、議案第106号、秋田県市町村総合事務組合規約の一部変更についてを議題とします。

当局の説明を求めます。和平総務課長。

○和平総務課長（和平勇人君） 議案第106号についてご説明いたします。

議案第106号、秋田県市町村総合事務組合規約の一部変更について。

地方自治法第286条第1項の規定に基づき、関係地方公共団体で協議の上、秋田県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数を減少させ、秋田県市町村総合事務組合規約の一部を別紙のとおり変更することについて、同法第290条の規定により議会の議決を求める。

令和6年12月11日提出

八峰町長 堀内満也

提案理由は、井川町・潟上市共有財産管理組合が令和7年3月31日をもって解散することに伴い、秋田県市町村総合事務組合規約を変更する必要があるため、組合規約の変更に関する関係地方公共団体との協議について議会の議決を求めるものでございます。

井川町と潟上市は、山林・原野等の共有財産を所有しており、これらの管理・処分に関する事務を行うため当該管理組合を設置しておりましたが、井川町が当該共有財産の管理等事務をもつぱら行うこととしたため、当該管理組合を解散することとしたものでございます。

次ページは規約の改正文でございます。

秋田県市町村総合事務組合の構成団体を規定する別表から「井川町・潟上市共有財産管理組合」を削除するものでございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第106号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 質疑ないので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 討論ないので、討論を終わります。

これより議案第106号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、議案第106号は原案のとおり可決されました。

日程第10、議案第107号、工事請負契約の締結についてを議題とします。

当局の説明を求めます。成田商工観光課長。

○商工観光課長（成田拓也君） 議案第107号についてご説明いたします。

議案第107号、工事請負契約の締結について。

令和6年4月23日に指名競争入札に付した「ハタハタ館温泉設備改修工事」について、下記のとおり請負変更契約を締結するため、八峰町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。

契約の目的は、ハタハタ館温泉設備改修工事です。

契約金額は、変更前が4,715万7,000円。変更後が5,219万8,300円です。

契約の相手方は、住所 秋田県能代市字臥竜山39-18、名称 山二施設工業株式会社 能代営業所、代表者名 所長 山内良貴。

支出項目は、令和6年度八峰町一般会計7款商工費1項商工費5目ハタハタ館管理費です。

令和6年12月11日提出

八峰町長 堀 内 満 也

提案理由は、八峰町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、予定価格が5,000万円以上の工事に係る契約であり、議会の議決を要するためです。

本改修工事は、当初契約時点では予定価格が5,000万円を下回っていたことから議会の議決対象とはなっておりませんでした。追加工事にかかる変更設計額が5,299万

300円となったため、議会の議決が必要となったものです。

工事の内容は経年劣化に伴いますハタハタ館の温泉設備の改修ですが、具体的には、濾過装置、水系周りの配水管、冷温水発生機の更新及び修繕等を実施するものです。

当初の工事請負契約は、本年4月に締結し、工事は来年2月に休業期間を設けて実施することとしておりましたが、その後の現場の精査におきまして、入り口の腐食やタイルの剥がれ、コーキングの割れ等が確認されたため、安全面や長寿命化を考慮しまして追加工事を実施することといたしました。

変更後の契約金額は、当初契約時より504万1,300円増えまして5,219万8,300円となりました。

説明は以上です。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第107号について質疑を行います。質疑ありませんか。10番門脇直樹君。

○10番（門脇直樹君） 今回の工事請負契約は、まあ5,000万円前後であります。ハタハタ館もだいぶ年を取っております。今回は5,000万円ですが、来年はまたどこが壊れるか、どこを改修しなきゃ駄目か、どこを修繕しなきゃ駄目か、そういう問題がこれから出てくる可能性があります。もう将来的にね、例えば来年度あたり3億円も4億円もかけて大規模改修すればいいのか、それともハタハタ館そのものの在り方を考えていくのか、それとも別にどっか似たような施設を建てるのか、もうそういう時期に来てると思うんですよ。将来的なハタハタ館の在り方、町長はどう捉えてるか、町長の考えを聞きたいと思います。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの10番議員の質問に対し、答弁を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） 門脇議員のご質問にお答えいたします。

ハタハタ館の将来的な在り方というところでございますけれども、ハタハタ館はですね、ご承知のとおりかなり老朽化してきているところでございます。まあそれに伴ってですね、今回の改修、そしてまた、もしかすると新年度についても補修が必要なところが出てくるかもしれません。ただ一方で、ハタハタ館はですね毎日、特に温泉施設の方ですけど利用している町民の方も多くいらっしゃるというふうに私は捉えているところでございます。したがってましてですね、少しずつこう補修は必要なところ出てくるかもしれませんが、まず現時点におきましては少しずつ補修を加えながら、町民の皆様が今後も利用できるような形で進めたいと考えております。

そしてまた、今、御所の台エリアの再構築の話、昨年から進めているところでございますけども、そうした全体的な今後の方向性を、エリア全体の方向性を示す中で、改めてハタハタ館の在り方、そういったところをしっかりと議論してまいりたいというふうに考えております。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ありませんか。10番門脇直樹君。

○10番（門脇直樹君） 宿泊棟も増設しましてね、まあこれから見通しはよくなるんだろうなとは思ってますが、宿泊だけ増やしても食事とその辺の改良がなければお客さんは寄りつかないと思うので、併せてこれからもハタハタ館をいい方向に導くようによろしくお願いします。

○議長（皆川鉄也君） 答弁必要ですか。

○10番（門脇直樹君） 軽く。

○議長（皆川鉄也君） 堀内町長、軽く答弁お願いします。

○町長（堀内満也君） ご指摘のとおり、今年夏ですね宿泊棟のシングルルームを新しく作りまして、現時点におきますと稼働率が6割以上ということで、かなり好評だというふうに聞いております。そしてまたご指摘のとおりですね、料理の方も、まああまりいい評価がないという人もいますけど、ただ一方でですね非常によくなったという声も聞く時もあります。したがってましてですね、私、町長として、このハタハタ館はですね非常に大事な観光施設というふうに位置づけしているところでございますので、そういった面からも宿泊、料理、温泉、このエリアですね、この施設をですね、しっかりと観光の大事な拠点として今後とも、何ていいますかね、支えてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ありませんか。11番山本優人君。

○11番（山本優人君） 門脇議員も言ったんですがね、ここ数年来、ハタハタ館の改修は相当金をかけてやってるわけですよ。しかも今回もあるし、2月にはまた何だ、内装で何だっけな、シャワー、シャワールームまでつけるような工事までやるということで、ハタハタ館自体の施設は維持していくんだということで議会としても承認してきてるわけですね。ところがそれに見合った運営ができていないということは、ずっとここ何年来課題だわけですが、その課題に対してですね、やはり真剣に町として、この運営会社でいいのかということを実際に論議すべきではないのかなと、私はそう思うわけです。世の中には、こういう温泉施設を再生するに長けた人間というのが存在しているし、そ

ういう会社もあるわけです。それに運営委託するという方法もあるわけですね。まあ先日、私ら教産建の委員会で視察に行ったところはですね、そういう外部に施設を任せて貸し賃までもらってるんですよ。もちろん建物は町がつくってやってですね、運営は外部に任せると。それについては一切町民に迷惑かけないような形でやってるわけですよ。結局それはなぜかという、貸し賃をもらっているからです。ですから、そこまでいくような体制づくりっていうのをやはり考えるべきではないかと。でないと、いつまでたってもですねハタハタ館に対して、まあ今4,000万円ですか、実質的には5,000万円以上の補助金が出てるはずですよ。ですからそれが延々この後も続くような状態であるそうですね、やはり大変な事態になるということになるので、その辺考え方として、この先、町長どう考えてますか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの11番議員の質問に対し、答弁を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） 山本優人議員のご質問にお答えします。

ハタハタ館の運営でございますけども、ご承知のとおり、かなり厳しい経営状況ではございます。そういったところでですね、町の今後の考え方としましては、当然大きな改修は町でしっかりと取り組んでいかなきゃならないところでございますけれども、ちょうど昨年、指定管理を3年ということでハタハタの里観光事業株式会社と結んだところでございます。しかしながら、来年からですね銀行への借り入れの返済が始まるところでございますし、より一層その経営が厳しくなるというふうなところも見込んでいるところでございます。したがって、町としましては、今後この指定管理の在り方、そしてまた全県的にですね、この三セクのところがですね閉鎖する、あるいはそのまた新たにですね民間企業に委託を変えると、そういった動きもありますので、そういった全県的なところもアンテナを高くして情報収集しながら、しっかりとですね今後のハタハタ館の運営について検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ありませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 議案についてはハタハタ館温泉設備工事ですので、まあこれは反対のしようがありません。やっぱりこれを直さなくちゃいけない。また、500万円追加ということで、タイルとか危険な箇所があればこれも直さなくちゃいけないと思ってます。ただですね、本来の目的であるハタハタ館は観光だけではないんですよ。町民の福祉をうたってるわけです。ところが、この町民の福祉が全然見えないんですよ。もうハタハタ館離れ、町民は。だからもうちょっとですね町民が利用できるように、後

期高齢者は割引する。まあ温泉の日もあります。その日を狙って来るっていう話も聞いてます。割引なる日を夫婦で狙って来るってのはありますけれども、やはりもうちょっとこう地元に、町民のために温泉を利用してもらうような、温泉までの巡回バスを出すとかですね、私もこの前、雄和の岩見三内のユフォーレっていうところに泊まってきたんですけども、まあ大変快適でした。で、やっぱり休憩室がだだっ広いじゃなくて、10畳、12畳、こう2つ3つこれこれ無料で使えますっていう、無料で利用してくださいっていうやり方、あ、これもいいな、だだっ広いところでなくて複数組み合わせるかもしれないけども、高齢者のじいさんたち、ばあさんたちがかなり来てました。やっぱりこういうふうにはですね、今だといかついホテルの感じはやっぱり観光向けにはホテル並みになってると思います。でもやっぱり趣旨として町民の福祉を考えた場合に、もうちょっとやっぱり利用しやすいような対策が必要ではないかと思いますが、町長いかがお考えですか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの8番議員の質問に対し、答弁を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） このハタハタ館できてですね、もう30年ぐらいなところでございますけれども、一部途中でですね改修は加えながらも今の施設自体ができていうふうに思っております。なかなかですね、岩見三内のユフォーレのようにですね休憩室を個室にするというような対策は、なかなか構造的にも難しいかなというふうに思っているところでございまして、まずはですね今の現状で町民の方が利用しやすいような取り組みを、何かしらソフト対策で対応できればなというふうに思っております。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ありませんか。6番菊地 薫君。

○6番（菊地 薫君） 1点だけ。以前説明あったかどうか分かりませんが、今回の改修含めて、これ休業する期間というか予定はあるのですか。そこをお願いします。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの6番議員の質問に対し、答弁を求めます。成田商工観光課長。

○商工観光課長（成田拓也君） ただいまの菊地議員のご質問にお答えいたします。

会社の方とは、工事の内容を説明していろいろ業者とも連携して取り組んでおりまして、なるべくお客様に迷惑かからないように短期間でやりたいということで、現在のところは来年の2月を休業期間にしたいということで聞いております。

○6番（菊地 薫君） 1か月ですか。

○商工観光課長（成田拓也君） 1か月、はい。工事の細かいところで若干日数を短縮で

きるかどうかというところはちょっと現時点では分かりませんが、予定としては2月を休業期間にして改修を集中的に行いたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ありませんか。6番菊地 薫君。

○6番（菊地 薫君） 1か月というのは非常に長いですね。まあ工事仕方ないわけですが、いずれそれは利用者に向けてですね徹底した周知、それは早くからですね説明していただきたい。お願いしておきます。答弁は結構です。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ないので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 討論ないので、討論を終わります。

これより議案第107号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、議案第107号は原案のとおり可決されました。

休憩します。11時20分より再開いたします。

午前11時16分 休 憩

.....
午前11時20分 再 開

○議長（皆川鉄也君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第11、議案第108号、令和6年度八峰町一般会計補正予算（第5号）を議題とします。

当局の説明を求めます。田村副町長。

○副町長（田村 正君） それでは、議案第108号、令和6年度八峰町一般会計補正予算（第5号）についてご説明いたします。

令和6年度八峰町の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,688万9,000円を追加し、歳入歳

出予算の総額を歳入歳出それぞれ67億7,356万7,000円とするものでございます。

補正後の歳入歳出予算の金額につきましては、「第1表 歳入歳出予算」のとおりでございます。

第2条、地方債の補正につきましては、地方債の変更で、「第2表 地方債補正」のとおりでございます。

令和6年12月11日提出

八峰町長 堀内満也

それでは、4ページをお開きください。

第2表、地方債の変更でございます。

1つ目の過疎対策事業債の通常分ですが、310万円を追加して限度額を4億7,510万円とするもので、県営土地改良事業及び団体営農業水路等長寿命化事業の負担金が増額になったことに伴う追加でございます。

2つ目は合併特例事業分で、400万円を追加して限度額を1億8,800万円とするもので、旧埴川小学校のアスベスト調査業務に伴う限度額の変更でございます。

次に、8ページ・9ページをお開きください。

歳入歳出の主な補正理由について、事項別明細書に基づいてご説明いたします。

まず歳入ですが、11款地方交付税につきましては、今回の補正財源として普通交付税を2,777万7,000円追加するものでございます。

15款国庫支出金1項1目民生費国庫負担金1節社会福祉費負担金につきましては、事業費確定に伴い、国民健康保険基盤安定負担金を32万4,000円追加し、国民健康保険未就学児均等割保険税負担金を4万円減額するものでございます。

15款国庫支出金2項1目総務費国庫補助金1節総務費補助金につきましては、マイナンバーカード交付事務費補助金29万3,000円を追加するもので、給与改定に伴う人件費が増額となったことによるものでございます。

16款県支出金1項1目民生費県負担金1節の社会福祉費負担金につきましては、事業費確定に伴い、国民健康保険基盤安定負担金13万6,000円と国民健康保険未就学児均等割保険税負担金2万円をそれぞれ減額するものでございます。

10ページ・11ページをお開きください。

16款県支出金2項1目総務費県補助金4節生活バス路線等維持費補助金につきましては、令和5年10月から令和6年9月までの能代・峰浜線の運行実績に対する県の補

助金で、4万4,000円追加するものでございます。

4目農林水産業費県補助金1節農業費補助金につきましては、基盤整備促進事業費補助金が5万3,000円の追加、新規就農者育成総合対策事業補助金（経営開始資金分）が156万3,000円の追加、新規就農者確保緊急円滑化対策事業補助金（初期投資促進事業分）が44万円を追加で、いずれも補助対象となる農業者が増えたことに伴う追加となっております。

16款県支出金3項1目総務費委託金4節選挙費委託金につきましては、秋田県知事選挙委託金26万5,000円の追加で、歳出の追加に伴うものでございます。

19款繰入金2項5目森林環境譲与税基金繰入金につきましては、林業関係の会計年度任用職員の人件費に充当する分として22万1,000円繰り入れるものでございます。

20款繰越金につきましては、今回の補正財源として3,735万9,000円を追加するものでございます。

12ページ・13ページをお開きください。

21款諸収入5項雑入5目助成金につきましては、デジタル基盤改革支援補助金164万6,000円を追加するもので、地方公共団体情報システムの標準化・共通化にかかる秋田県町村電算システム共同事業組合負担金が増額となったことに伴い追加となるものでございます。

22款町債1項1目総務債3節遊休施設除却事業債につきましては、旧塙川小学校のアスベスト調査業務にかかる経費に合併特例債を充当するため400万円追加するものでございます。

次に、3目農林水産業債3節農業農村整備事業債につきましては、過疎債を追加するもので、県営土地改良事業負担金分が270万円、団体営農業水路等長寿命化事業分が40万円となっております。いずれも事業にかかる負担金が増加したことによるものでございます。

歳入は以上でございます。

続きまして、歳出をご説明いたします。

14ページ・15ページをお開きください。

このたびの補正予算のうち、人件費関係につきましては、秋田県人事委員会勧告に準じた給与改定に伴うものが主な補正内容でございますので、説明は省略させていただきます。

それでは、はじめに1款議会費からですが、ここのページは主に人件費関係でございますので、説明は省略させていただきます。

次の16ページ・17ページをお開きください。

2款総務費1項総務管理費1目一般管理費の続きでございます。11節役務費につきましては、シルバー人材センターの運転手の手数料の追加で、13節使用料及び賃借料につきましては、高速道路使用料の追加で、いずれも出張に伴う追加でございます。

22節償還金利子及び割引料につきましては、雇用保険料の個人への還付金でございます。

次に、5目財産管理費12節委託料につきましては、旧塙川小学校アスベスト調査業務委託料421万3,000円の追加で、来年度解体予定を予定しているため、事前に調査するものでございます。

18節負担金、補助及び交付金につきましては、糠森登山道に民放の放送局が転落防止の防護柵を設置する補修工事を行い、町はその経費を折半することとして10万円を追加するものでございます。

次に、6目企画費18節負担金、補助及び交付金につきましては、まず負担金ですが、広域消防費負担金を含め6つの負担金に変更が生じたため、追加や減額をするものでございます。また、補助金につきましては、生活バス路線等維持費補助金8万8,000円を追加するもので、これは秋北バスの能代・峰浜線の昨年10月から今年の9月までのバス運行経費に対して補助するものでございます。

次に、7目電子計算費でございますが、18ページ・19ページをお開きください。

19ページの18節負担金、補助及び交付金につきましては、地方公共団体情報システムの標準化事業費が増えたため、秋田県町村電算システム共同事業組合負担金164万6,000円を追加するものでございます。

次に、9目自治振興費10節需用費につきましては、三ツ森コミュニティセンターにかかる手すりの取り付けや土どめの設置、舗装などの経費として111万円を追加するものでございます。

次の2項徴税費と、それから20ページ・21ページをお開きいただいて3項戸籍住民基本台帳費につきましては、人件費ですので説明を省略させていただきます。4項の選挙費2目秋田県知事選挙費11節役務費につきましては、郵便料金の値上げに伴う郵送料の追加でございます。

22ページ・23ページをお開きください。

3 款民生費 1 項 5 目国民健康保険費27節繰出金につきましては、事業費確定に伴う国保特別会計への繰出金で、合計で50万4,000円の追加でございます。

6 目介護保険費から25ページまでは人件費関係でございますので省略させていただきます。26ページ・27ページをお開きください。

4 款衛生費 1 項 7 目町営診療所費27節繰出金につきましては、町営診療所特別会計への繰出金で、人件費等の補正財源に充当するものでございます。

28ページ・29ページをお開きください。

6 款農林水産業費 1 項 3 目農業振興費の続きになりますが、18節の負担金、補助及び交付金につきましては、新規就農者育成総合対策事業補助金（経営開始資金分）が156万3,000円の追加で、新規就農者確保緊急円滑化対策事業補助金（初期投資促進事業分）が44万円の追加で、いずれも補助対象となる農業者が増えたことに伴う追加となっております。財源としましては、全額国・県の補助金で、いわゆるトンネル補助でございます。

次に、5 目農地費12節委託料につきましては、経営体育成促進換地等調整業務委託料10万7,000円の追加で、大槻野地区の圃場整備に関する調査委託料の追加でございます。

18節負担金、補助及び交付金につきましては、団体営農業水路等長寿命化事業負担金43万円の追加及び農地中間管理機構関連ほ場整備事業負担金270万円の追加でございますが、いずれも各事業費の増加による負担金の追加となっております。

30ページ・31ページをお開きください。

6 款農林水産業費 3 項水産業費 2 目水産業振興費についてでございますが、これは全国市町村水産業振興対策協議会が2月に開催する予定のご当地グルメフェアに参加するための経費を計上しておりまして、職員旅費と提供品の購入費及びその送料で合わせて23万2,000円の追加でございます。

32ページから35ページまでは人件費関係でございますので省略させていただきます。36ページ・37ページをお開きください。

9 款消防費 1 項 3 目災害対策費18節負担金、補助及び交付金につきましては、自主防災組織活動補助金7万円の追加でございます。これは新たに一つの自主防災組織から活動補助金の申請がございましたので、追加するものでございます。

38ページ・39ページをお開きください。

10款の教育費 1 項 2 目事務局費の続きですが、7 節の報償費につきましては、学校再編検討委員会報償費16万5,000円の追加でございます。これは学校適正化検討委員会からの答申を受け、学校再編の具体的な方策などについて検討していただくための委員の報償費でございます。

ここでずっと飛んでいただきまして、44ページ・45ページをお開きください。

10款の教育費 5 項 6 目秋田県自然体験活動センター管理費の10節需用費につきましては、電気料の追加でございます。

46ページ・47ページをお開きください。

10款教育費 6 項 2 目学校給食共同調理場運営費10節需用費につきましては、米価高騰の影響により賄材料費41万6,000円を追加するものでございます。

次に、13款諸支出金 3 項諸費 1 目国県支出金返納金22節償還金利子及び割引料につきましては、精算に伴う過年度分の返納金で、児童手当交付金、それから子ども・子育て支援交付金など合わせて41万8,000円を追加するものでございます。

説明は以上でございますが、何とぞよろしくご審議をいただきまして、ご可決くださいますようお願い申し上げます。終わります。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第108号について質疑を行います。質疑ありませんか。9 番須藤正人君。

○9 番（須藤正人君） 16ページの財産管理費についてお伺いをいたします。

旧塙川小学校のアスベストが含有されているかという予算がですね400万円少し入っております。それだけアスベストというのは怖い、そしてしっかり調査して、それを完全な防備でそして解体していくと、これが非常に大事なところであります。岩館小学校が今ちょうど解体されております。まず岩館小学校にもアスベストが含有されている部分があったのか、あるのか。まずお聞きします。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの9 番議員の質問に対し、当局の答弁を求めます。和平総務課長。

○和平総務課長（和平勇人君） 須藤議員のご質問にお答えをいたします。

現在行っている旧岩館小学校解体工事ですが、元のボイラー室の外壁、それからその煙突、こういったところにアスベストが含有されているのを確認して除去工事を行っておるところでございます。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ございませんか。9 番須藤正人君。

○ 9 番（須藤正人君） このアスベストをですね取り除く、その解体方法、例えば防塵服とかですね、飛散しないようにしっかりと囲う、そういうことをちゃんとその業者にですね話しておりますか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。和平総務課長。

○和平総務課長（和平勇人君） 除去工事に関する施工体制ですが、報告を受けた際に、しっかりした管理体制で行うということも聞いておりまして、実際現地で防護服を着て作業をしているのを確認して、きちんと施工されているということで確認をしておるところでございます。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ございませんか。9 番須藤正人君。

○ 9 番（須藤正人君） 私、たまにあそこに行って解体の状況を見ております。八森小学校のですね煙突、あそこを解体する時に700万円かかっているんですよね。煙突解体だけで。非常に大きなお金がかかる。それはやはり防塵服を着て防塵マスクをやる。そして上下もちゃんと飛散しないように囲う。その体制でですね、その部分を解体していくということになっているんです。だから調査費でも400万円、解体費となると相当のお金がかかってくるんですね。私はですね見てて、とてもそういうふうな形で解体していると思えない。思えないんですよ、やってないんですから。だから町でですね、しっかりそれを見て、確かにまあ住宅、少し遠いですよ。それでもですね畑もあるんです。やはりしっかりそういう対策をしているからお金がかかるんです。それをですね普通の解体のようにユンボで解体していく。そうではなくて、やはりちゃんと防塵服、防塵マスクをやって、そして周辺を囲んで、それで解体していく。それを町でですね、しっかり指導していかないと、業者はそのままやっちゃうんですね。そこをですね、もう一度、まあ3回目の質問ですからもうこれで終わりますけれども、ちゃんと指導してください。いいですか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。和平総務課長。

○和平総務課長（和平勇人君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

私が現場で確認をいたしました時には、今言ったボイラー室の室内のみありましてので、ほかの解体の現場のところとは、作業の間、遮へい機を置いて、防護服を着て作業をします。で、取り出したものについては……

○ 9 番（須藤正人君） 防塵マスクやってましたか。

○和平総務課長（和平勇人君） マスクやってました。部屋の中だけです。外で本体壊し

てるところはアスベストありませんでしたので、普通の多分作業服で作業員はやってたと思いますが、そちらの作業を確認させていただいた時は、きちっと防護服、防塵マスクして、取り出したものは直ちに袋に収納して、ほかのものと分けてっていう形をやっていたのを私の目で確認しておりますし、作業終了するまできっちりそういう体制を維持するように指導してまいります。

○議長（皆川鉄也君） ほかに。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 私もちょうとアスベストのことで考えをお伺いいたします。

旧八森町の時に、あれは教産建、教育民生の人たち全員で、学校が統合されるということで解体の前にボイラー室を回って歩いたんです、中学校、小学校。見事なアスベストでした。で、そこに、中学校の場合、用務員の人があるところが休憩所になって、ボイラー室で休憩してました。で、用務員の人たちは、ボイラーですので、そこで仕事をすれば30年くらい後に肺炎を起こすかもしれないということで、私はその時に千葉教育長に、もしアスベストの影響で肺がんになったら証明してくれますよねっていうことで、そこはちゃんと証明するっていうことで議事録には載ってるはずですよ。

それでですね今回の、私たちは八森の方でそういうふうに調べました。でも峰浜の方は調べてないんですよ。ですからそのボイラー室、ああ、ボイラー室かどうか分からないね、その場所、アスベストの場所はどこなんですか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの8番議員の質問に対し、答弁を求めます。和平総務課長。

○和平総務課長（和平勇人君） ただいまの見上議員のご質問にお答えをいたします。

今回調査ということでして、アスベストの種類ですとかある場所、これを特定するための調査でございますので、今全て旧塙川小学校のどこにアスベストあるのかというのは、今明らかになっておりません。明らかにするための調査でございます。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ありませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 多分旧ボイラー室があるとしたら、そこは多分同じですので使われてたと思います。そこで働いてた人たちが肺炎になって、がんになったっていうことが、そこで働いてる人たちが現在いるのかどうなのかっていうことは調査をしてもらいたいと思います。で、旧八森地区の場合は、そういう人たちが現におります。役場退職した人もおります。そこでちゃんと確認も取ってます。あなたはこうでしたよねということで。ですので、もし塙川小学校のボイラー室で、そこにこもって用務員の方が仕

事をしているようであつたら、そこら辺の働いている人たちのこともしっかりと調査をしてもらいたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。和平総務課長。

○和平総務課長（和平勇人君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

学校が開かれていた当時、当然用務員といったような方々もそこでお勤めになっていたでしょうし、ボイラーの業務に携わっていた方も当然いらっしゃると思います。そういった方がもしアスベストによるじん肺ですとか、そういった健康被害があるということが発現したということが明らかになれば、当然賠償の対象になろうかと思いますが、そういった事実が確認できればきちっと対応させていただきたいと思います。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ありませんか。11番山本優人君。

○11番（山本優人君） 今年度からパートタイムの関係、まあ会計年度職員に期末手当とかですね勤勉手当が出るようになったということで、だいぶこれ財政的には負担になってるわけですね。で、まあ来年度、噂に聞くとですね、財政が厳しいということでだいぶ予算を縮小しているような話を聞いておるわけですが、この会計年度職員がこういうふうな制度になってしまった以上、今までと同じ人数抱えていたんではですね、やはり非常に厳しいのではないのかなと。もし可能であれば外注するなり、まあ派遣社員が安い高いかは分かりませんが、もっと工夫する必要があるんじゃないかと。それについてはどうなんでしょうか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの11番議員の質問に対し、答弁を求めます。和平総務課長。

○和平総務課長（和平勇人君） ただいまの山本議員のご質問にお答えをいたします。

確かにご指摘のとおりでございます。その辺の危機感につきましては、町といたしましても当然持っておりまして、町長はじめ三役と私ども総務課、それから財政課で協議も検討もいたしてるところでございます。そして来年度、令和7年度を、集中的にですね会計年度任用職員の在り方を検討する年度というふうに位置づけまして、令和8年度予算にできる限り反映させられるように、その辺の基本方針などを検討して決定していきたいというふうに考えております。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ございませんか。3番奈良聡子さん。

○3番（奈良聡子さん） 39ページの……ちょっとすいません、39ページ、7節の報償費ですね、学校再編検討委員会委員報償費なんですけど、これが補正予算に上がってき

たということは、この検討委員会を今年度中に開催するってということなんですか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの3番議員の質問に対し、答弁を求めます。山本学校教育課長。

○学校教育課長（山本 望君） ただいまのご質問にお答えします。

今年度、学校適正化検討委員会の方を開きまして答申を受けましたので、それを受けて今年度、学校再編検討委員会の方に移行するという計画で進めております。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ございませんか。3番奈良聡子さん。

○3番（奈良聡子さん） 検討委員会を今年度内に始めて、今年度内に終了するということですか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。山本学校教育課長。

○学校教育課長（山本 望君） 再編検討委員会の方は今年度内で始めますが、終了は今年度内を想定はしておりません。来年度も継続して行っていきたいと考えております。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） この補正予算に反対をいたします。

といいますのは、先ほどから討論してます特別職、それから議員の報酬が合わせて82万3,000円、これが出されております。しかし、町民の間ではですね、やはりこれに納得するかどうか。例えば、もう何回かこう言ってますけど、何かすればもうお金がない、お金がない。ちょっと頼めばお金がないということで、巡回バスもそんなささいなことですけども、何か月も前から言ってる沼田のバス停が倒れてるということで言えば、あれ3万円もかかるってということで、利用してる人は3万円の金も町さねがったかっていうふうなことでびっくりしたって言うんですけども、それから巡回バスの入る箱が運転手から全く見えないんです、いくら入れたか。それも指摘してるんですけども、それを変更するのにまたお金が何万円かかるのかどうか分かりません。そういうことがやっぱり利用してる間から、そんなに町に金がないのかっていうことを感じて、もうかなり皆さんこういろんなところでそういう言葉が出てくるので感じております。

それで今回はですね、物価高騰に対する対策がありません。それと子育て支援の場合、

今、能代市も学校給食無償化になりましたけれども、今、国の動向を見てるということでしょうけれども、学校給食に対する考え方とかも国の動向見ながらということもあります。こういう子育て支援の対策もなく盛り込まれたこの補正予算に私は反対をいたします。

○議長（皆川鉄也君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） ほかに討論ないので、これで討論を終わります。

これより議案第108号を採決します。この採決は起立で行います。本案に賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（皆川鉄也君） 起立多数です。したがって、議案第108号は原案のとおり可決されました。

休憩いたします。午後1時より再開いたします。

午前11時56分 休 憩

.....

午後 1時00分 再 開

○議長（皆川鉄也君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

福祉保健課長から発言を求められておりますので、これを許します。菊地福祉保健課長。

○福祉保健課長（菊地俊平君） 先ほど議案第105号、埴川健康センター等条例改正の説明の際に、説明資料のところで建設年度を「平成7年」というところを「令和7年」と誤って発言しましたので、議事録の訂正と皆様にお詫びいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） 日程第12、議案第109号、令和6年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

当局の説明を求めます。菊地福祉保健課長。

○福祉保健課長（菊地俊平君） ご説明いたします。

議案第109号、令和6年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）。

令和6年度八峰町の国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ100万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億7,175万1,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年12月11日提出

八峰町長 堀 内 満 也

詳細については、事項別明細書をご覧くださいながら順にご説明いたします。

6・7ページ目をお願いいたします。

歳入の1つ目、6款1項1目一般会計繰入金に50万4,000円の追加補正ですが、1節の保険基盤安定繰入金保険税軽減分から未就学児均等割保険税繰入金まで、事業費の確定に伴う歳入の追加と減額補正ということになっております。これらの額につきましては、先ほど副町長からご説明いただいた一般会計の歳入及び繰出金と連動しているものであります。

5節の出産育児一時金等繰入金につきましては、出産増が見込まれることによる追加補正となっております。

次に、7款1項1目前年度繰越金49万6,000円の追加補正ですが、こちらにつきましては歳入歳出調整のためのものということになっております。

なお、詳細につきましては、充当財源となる歳出内訳にてご説明させていただきますので、次の8・9ページ目をお願いいたします。

歳出、2款4項1目18節補助金、出産一時金50万円につきましては、出産が見込まれる方1件おりますので、それに対する追加補正ということになります。

次の5項1目18節補助金、葬祭費50万円につきましては、今年度予想よりお亡くなりになる方が多いため、喪主さんに振り込まれる5万円10件分を追加補正するというものでございます。

説明は以上となります。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第109号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 質疑ないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 討論ないようですので、討論を終わります。

これより議案第109号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、議案第109号は原案のとおり可決されました。

日程第13、議案第110号、令和6年度八峰町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

当局の説明を求めます。菊地福祉保健課長。

○福祉保健課長（菊地俊平君） ご説明いたします。

議案第110号、令和6年度八峰町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）。

令和6年度八峰町の介護保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,984万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億9,782万4,000円とする。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年12月11日提出

八峰町長 堀 内 満 也

詳細につきましては、事項別明細書をご覧いただきながら順にご説明いたしますので、6・7ページ目をお願いいたします。

まず歳入ですけれども、3款1項1目国庫負担金に619万8,000円、4款1項1目支払基金交付金に1,073万3,000円、5款1項1目県負担金に672万1,000円で、これらはいずれも介護給付費負担金の追加補正となっております。

続いて8款1項1目繰越金1,619万2,000円の追加補正につきましては、補正歳入歳出調整のためのものです。

なお、内訳につきましては、充当財源となる歳出にて詳細をご説明させていただきますので、次の8・9ページ目をお願いいたします。

歳出につきましては、1款総務費3項2目認定審査会負担金に8万9,000円、2款保

険給付費 1 項介護サービス等諸費 5 目施設介護サービス給付費に3,504万9,000円、7 目居宅介護福祉用具購入費に28万円、8 目居宅介護住宅改修費に77万3,000円の追加補正となっております。特に大きな3,500万円ほど追加する予定の施設介護給付費ですけれども、こちらについては特養、介護医療院の利用者が昨年度と比較して増えたことによるものということになっております。

2 款 2 項介護予防サービス計画給付費 7 目介護予防サービス計画給付費に 6 万1,000 円の追加補正となりますが、こちらにつきましては介護予防サービス利用にかかるケアプランの実績増に伴う追加補正ということになっております。

10ページ・11ページ目をご覧ください。

2 款 3 項 1 目審査支払手数料10万2,000円、次の 4 項高額介護サービス等費349万円についても、実績見込み額の増加が見込まれることから、それぞれ追加補正するものとなっております。

説明は以上となります。よろしくご審議の上、ご可決賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第110号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 質疑ないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 討論ないようですので、討論を終わります。

これより議案第110号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、議案第110号は原案のとおり可決されました。

日程第14、議案第111号、令和6年度八峰町沢目財産区特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

当局の説明を求めます。和平総務課長。

○和平総務課長（和平勇人君） 議案第111号についてご説明いたします。

議案第111号、令和6年度八峰町沢目財産区特別会計補正予算（第1号）。

令和6年度八峰町の沢目財産区特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の総額を増減なしとし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,739万2,000円とする。

令和6年12月11日提出

沢目財産区管理者

八峰町長 堀 内 満 也

補正予算の内容につきましては、4・5ページの事項別明細書に基づきご説明いたします。

4・5ページをご覧ください。

1款財産区管理会費1項総務管理費2目財産管理費へゴルフ場再開準備支援金として25節寄附金に500万円を措置するため、2款予備費を同額減額補正する歳出の組み替えでございます。

ゴルフ場再開に向けた支援内容につきましては、本年7月に町と沢目財産区に対し、ゴルフ場用地の土地の一部を所有する田中自治会から支援の要望があり、これを受けて8月29日に開催した財産区管理会において協議を行い、決定したものでございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第111号について質疑を行います。質疑ありませんか。11番山本優人君。

○11番（山本優人君） この財産区の資金の運用についてはですね、法律、地方自治法にありますように福祉の増進以外には使ってはならないようにありまして、これを先日の説明の時にはですね、いろいろこじつけて地域住民のためになるというふうな説明がされておりましたけれども、本来であればゴルフ場の再開はですね、企業が自分の資金をもって再開するべきものであってですね、福祉増進の目的ということからすれば支出は逸脱していると私は認識するわけです。まあ仮に支出するのであれば、一般会計にですね、この余裕金を繰り出して、そこから町が観光振興費というふうな名目のもとにですね、その企業を経営継続できるように支援してやるというふうな処理の仕方をするのが筋だと思うわけです。そういうことについて、なぜこういうふうな会計処理にこだわ

るのかというふうなことをまず1点お聞きしたいと思います。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの11番議員の質問に対し、答弁を求めます。和平総務課長。

○和平総務課長（和平勇人君） ただいまの山本議員のご質問にお答えをいたします。

財産区からゴルフ場の支援を行いますのは、先ほど提案理由でもご説明いたしましたけれども、財産区有地、そして財産区、ゴルフ場用地の一部を所有する田中自治会から支援の要望があったということがまず端緒でございます。これを受けまして財産区管理会において協議を行って支援を決定したものでございまして、ゴルフ場が円滑に営業活動を再開できることが貸付料収入など財産区の安定運営に資するということで、財産区の運営目的に叶うことから財産区から直接支出することにいたしましたものでございます。

なお、一般会計へ繰り出して支出する方法も手法としてはあろうかと思いますが、その場合、目的があるにせよ、一般企業に一般会計から支援をすることは何らかの補助要綱や行政目的など、いろんな根拠を設置しなければなりません。現在そういった一企業をですね立ち上げるために応援する支援制度はございませんので、一般会計から支出することは適当でないと考えております。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ありませんか。11番山本優人君。

○11番（山本優人君） 確かに、私はこれ500万、まあ500万円っていうか、このゴルフ場再開については賛成してるわけです。500万円を出すのも賛成しています。ところがやっぱりこの方法がですね、やはり間違っているというふうに私は認識してるわけです。これ、今急いで出さなくてもいいわけです。新年度予算でもいいわけですよ。ちゃんと条例を作って、その支援策を作ってからでも遅くないはずです。要は、ゴルフ場が継続的に運営できるような体制になればいいわけであってですね、別に今出さなくたって、その企業が500万円ないからもうここ再開の準備できないというわけではないわけですよ。なぜこんなに急ぐ必要があるんですか。新年度になってから制度を作って、その企業支援、観光振興費等の冠をつけてですね支援してやってもいいわけでしょう。最初にその辺についてはどうでしょうか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

休憩します。

午後 1時15分 休 憩

午後 1 時 1 7 分 再 開

○議長（皆川鉄也君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

当局の答弁を求めます。和平総務課長。

○和平総務課長（和平勇人君） 先ほどのご質問にお答えをいたします。

町としましては、現在、現行の制度でございます、いわゆる雇用の確保であるとか、こういったものに資する企業についての補助金などがございますので、まずは現行制度で支援をしてまいりたいというふうに考えておりまして、先ほどご説明しましたとおり、今回は町と財産区に対しての支援の要望ということなので、財産区として何ができるかということを経理会の方で協議いただいた結果、今その支援金の支出ということで決定したものでございます。

また、山本議員ご提案の新たにそういった支援制度を作って支援をすることについては、今後検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ありませんか。11番山本優人君。

○11番（山本優人君） 最後なんで伝えておきたいっていうか確認したいんですが、この処理の方法がこれで正しいのかどうかということが私は非常に問題っていうか心配しているところであります。その点について、上級官庁から来てもらっている財政課長、これで正しいのかどうか。もしできるのであればですね、県の上級官庁にこの処理の方法が正しいかどうかということを確認して報告してもらいたいと思いますが、いかがですか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。堀内財政課長。

○財政課長（堀内敬文君） お答えいたします。

特別会計は、やはり本来一般会計で経理するところを特別な理由でもって別の財布で経理するというのが目的であると思います。したがって、しっかりとした目的があるのであれば、特別会計から直接支出するっていうのはそれは何ら問題ないと、このように考えております。

○11番（山本優人君） いや、照会して確認をとって……

○議長（皆川鉄也君） 手法について正しいかどうかの確認を、引き続きどうぞ。

○財政課長（堀内敬文君） じゃあ引き続いて。

議員ご提案については、県の市町村課なりにも確認して後ほど追ってご説明したいと思っております。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 討論ないようですので、討論を終わります。

これより議案第111号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、議案第111号は原案のとおり可決されました。

日程第15、議案第112号、令和6年度八峰町営診療所特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

当局の説明を求めます。菊地福祉保健課長。

○福祉保健課長（菊地俊平君） ご説明いたします。

議案第112号、令和6年度八峰町営診療所特別会計補正予算（第3号）。

令和6年度八峰町の町営診療所特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ315万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億532万5,000円とする。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年12月11日提出

八峰町長 堀 内 満 也

詳細につきましては、事項別明細書の6・7ページ目からご説明いたします。

歳入、3款1項1目1節一般会計繰入金125万7,000円、4款1項1目1節前年度繰越金190万1,000円を追加補正するものです。今回の追加補正で前年度繰越金の決算額843万4,000円に達したため、歳出不足分を一般会計から繰り入れるものとなります。

なお、内訳につきましては、次の8・9ページ目にてご説明いたします。

歳出、1款総務費1項1目医科一般管理費のうち、1節報酬、2節給料、3節職員等

手当等の一部と4節共済費、同じく2目歯科一般管理費のうち、3節職員手当等と4節共済費については、秋田県の人事委員会勧告に基づく人件費に関連する追加補正となっております。

また、同じく1目医科一般管理費の10節需用費については、光熱水費20万円、26節公課費につきましては、来年度納税する予定の消費税の一部を納める予定納税と言われるものなんですけれども、こちらの方を50万8,000円追加補正することとなります。

また、2目歯科一般管理費10節需用費の修繕料につきましては、現行の修繕料がなくなっていましたので、将来に対応するため20万円を追加補正するということになっております。

説明は以上となります。よろしくご審議の上、ご可決賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第112号について質疑を行います。質疑ありませんか。11番山本優人君。

○11番（山本優人君） すいませんがね、この会計についてというよりも、この付いてる資料について私ちょっと確認したいんですが、13ページの職員及び職員手当の状況というところの表があるんですが、そこに初任給の金額書いています。で、これ町の職員の行政職の給料と国の制度の給料が書いてあるんですが、これ町の方が高いということとで理解していいんですか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの11番議員の質問に対し、答弁を求めます。

休憩いたします。

午後 1時25分 休 憩

.....
午後 1時26分 再 開

○議長（皆川鉄也君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁を求めます。和平総務課長。

○和平総務課長（和平勇人君） 質問にお答えいたします。

確認いたしましたところ、先ほど、さきにご可決いただきました一般会計の補正予算で附属している給与明細書の資料も同様の数値となっております。ご指摘のとおり国の制度より町の職員の方がちょっと高いというのについては、一見誤りのように見えますので、後ほど誤りがあるかどうかも含めてご報告させていただきたいと思います。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 討論ないようですので、討論を終わります。

これより議案第112号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。よって、議案第112号は原案のとおり可決されました。

日程第16、議案第113号、令和6年度八峰町簡易水道事業会計補正予算（第2号）を議題とします。

当局の説明を求めます。浅田建設課長。

○建設課長（浅田善孝君） 議案第113号についてご説明いたします。

議案第113号、令和6年度八峰町簡易水道事業会計補正予算（第2号）。

第1条、令和6年度八峰町簡易水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによります。

第2条、収益的収入及び支出の補正は、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものです。

収入です。収入については補正はありません。

次に支出です。第1款水道事業費用、第1項営業費用に49万7,000円を追加補正し、補正後の額を2億6,308万4,000円とするものです。

第3条、議会の議決を経なければ流用できない経費の補正は、予算第8条に定めた職員給与費1,557万6,000円に49万7,000円を追加補正し、1,607万3,000円とするものです。

令和6年12月11日提出

八峰町長 堀 内 満 也

このたびの補正予算は、秋田県人事委員会勧告に準じた給与改定に伴う人件費の増額補正となっております。

なお、補正予算の内容については、タブレットの方に関係資料を載せておりますので参考願います。

説明は以上です。よろしくご審議の上、ご可決くださいますよう、よろしくお願いいたしますします。

○議長（皆川鉄也君） 議案第113号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 質疑ないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 討論ないようですので、討論を終わります。

これより議案第113号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、議案第113号は原案のとおり可決されました。

日程第17、議案第114号、令和6年度八峰町下水道事業会計補正予算（第2号）を議題とします。

当局の説明を求めます。浅田建設課長。

○建設課長（浅田善孝君） 議案第114号についてご説明いたします。

議案第114号、令和6年度八峰町下水道事業会計補正予算（第2号）。

第1条、令和6年度八峰町下水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによります。

第2条、収益的収入及び支出の補正は、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものです。

収入です。収入については補正はありません。

次に支出です。第1款特定環境保全公共下水道事業費用、第1項営業費用に221万7,000円を、第2款農業集落排水事業費用、第1項営業費用に44万9,000円を、第3款漁業集落排水事業費用、第1項営業費用に72万2,000円を、第4款合併処理浄化槽事業費用、第1項営業費用に9万7,000円をそれぞれ追加補正し、合わせて348万5,000円を追加補正するもので、補正後の額は4億7,754万5,000円となります。

第3条、議会の議決を経なければ流用できない経費の補正は、予算第8条に定めた職員給与費2,444万5,000円に78万4,000円を追加補正し、2,522万9,000円とするものです。

令和6年12月11日提出

八峰町長 堀内満也

このたびの補正予算は、秋田県人事委員会勧告に準じた給与改定に伴う人件費の追加と、業務委託している下水道経営戦略策定業務の業務内容に効率化、経営健全化の取り組み方針を追加するための委託料の追加、また、企業会計用パソコン2台を購入する追加補正となっております。

なお、各事業ごとの補正予算の内容については、タブレットの方に関係資料を載せておりますので参考願います。

説明は以上です。よろしくご審議の上、ご可決くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第114号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 質疑ないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 討論ないようですので、討論を終わります。

これより議案第114号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、議案第114号は原案のとおり可決されました。

日程第18、陳情第5号、安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善について国に意見書提出を求める陳情を議題とします。

内容の朗読を省略します。

お諮りします。本案は、八峰町議会会議規則第91条第2項の規定により委員会への付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、陳情第5号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

質疑を省略し、これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 討論ないようですので、討論を終わります。

これより陳情第5号を採決します。この採決は起立で行います。陳情第5号、安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善について国に意見書提出を求める陳情を採択することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（皆川鉄也君） 起立多数です。したがって、陳情第5号は採択することに決定されました。

日程第19、陳情第6号、政府の責任で医療・介護施設への支援を拡充しすべてのケア労働者の賃上げや人員増のため国に意見書提出を求める陳情を議題とします。

内容の朗読を省略します。

お諮りします。本案は、八峰町議会会議規則第91条第1項の規定により総務民生常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、陳情第6号は総務民生常任委員会に付託することに決定しました。

日程第20、陳情第7号、健康保険証廃止の中止について国に意見書提出を求める陳情を議題とします。

内容の朗読を省略します。

お諮りします。本案は、八峰町議会会議規則第91条第1項の規定により総務民生常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、陳情第7号は総務民生常任委員会に付託することに決定いたしました。

日程第21、陳情第8号、「小・中学校給食費の無償化」を国の制度として実施を求める意見書提出の陳情を議題とします。

内容の朗読を省略します。

お諮りします。本案は、八峰町議会会議規則第91条第1項の規定により教育産業建設常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(皆川鉄也君) 異議なしと認めます。したがって、陳情第8号は教育産業建設常任委員会に付託することに決定いたしました。

日程第22、陳情第9号、「18歳までの医療費窓口負担の無料化」を国の制度として実施を求める意見書提出の陳情を議題とします。

内容の朗読を省略します。

お諮りします。本案は、八峰町議会会議規則第91条第1項の規定により委員会の付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(皆川鉄也君) 異議なしと認めます。したがって、陳情第9号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

質疑を省略し、これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(皆川鉄也君) 討論ないようですので、討論を終わります。

これより陳情第9号を採決します。この採決は起立で行います。陳情第9号、「18歳までの医療費窓口負担の無料化」を国の制度として実施を求める意見書提出の陳情を採択することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(皆川鉄也君) 起立多数です。したがって、陳情第9号は採択することに決定されました。

日程第23、陳情第10号、「介護保険制度の抜本改善・介護従事者の処遇改善を求める」国への意見書提出を求める陳情書を議題とします。

内容の朗読を省略します。

お諮りします。本案は、八峰町議会会議規則第91条第1項の規定により総務民生常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(皆川鉄也君) 異議なしと認めます。したがって、陳情第10号は総務民生常任委

員会に付託することに決定いたしました。

これで本日の日程は全部終了しました。

本日の会議を閉じます。

なお、次回本会議は、明日12月12日午前10時より開会し、一般質問を行います。

これにて散会いたします。ご苦勞様でございました。

午後 1 時 4 1 分 散 会

署 名

上記会議の次第を記載し、これに相違ないことを証明するためここに署名する。

八峰町議会議長 皆 川 鉄 也

同 署名議員 4 番 芦 崎 達 美

同 署名議員 5 番 水 木 壽 保

同 署名議員 6 番 菊 地 薫

令和6年12月八峰町議会定例会会議録（第2日）

令和6年12月12日（木曜日）

議事日程第2号

令和6年12月12日（木曜日）午前10時開議

第1 会議録署名議員の指名

第2 一般質問

出席議員（12人）

1 番 笠 原 吉 範	2 番 伊 藤 一 八	3 番 奈 良 聡 子
4 番 芦 崎 達 美	5 番 水 木 壽 保	6 番 菊 地 薫
7 番 腰 山 良 悦	8 番 見 上 政 子	9 番 須 藤 正 人
10 番 門 脇 直 樹	11 番 山 本 優 人	12 番 皆 川 鉄 也

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町 長 堀 内 満 也	副 町 長 田 村 正
教 育 長 鈴 木 洋 一	総 務 課 長 和 平 勇 人
財 政 課 長 堀 内 敬 文	企画政策課長 高 杉 泰 治
建 設 課 長 浅 田 善 孝	防災町民課長 工 藤 善 美
農林水産課長 堀 内 和 人	商工観光課長 成 田 拓 也
税務会計課長 今 井 利 宏	福祉保健課長 菊 地 俊 平
教 育 次 長 山 本 節 雄	学校教育課長 山 本 望
生涯学習課長 石 上 義 久	農業委員会事務局長 内 山 直 光

議会事務局職員出席者

議会事務局長 佐々木 高	議会事務局庶務係長 須 藤 佳奈子
--------------	-------------------

午前10時00分 開 議

○議長（皆川鉄也君） おはようございます。

大変お忙しい中、傍聴者の皆さんには朝早くからご苦勞様でございます。よろしくお願いをいたします。

ただいまの出席議員数は12名です。定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、八峰町議会会議規則第124条の規定により、7番腰山良悦君、8番見上政子さん、9番須藤正人君の3名を指名します。

日程第2、一般質問を行います。

順番に発言を許します。1番笠原吉範君。

○1番（笠原吉範君） おはようございます。傍聴の皆様には、お寒い中来てくださり、誠にご苦勞様でございます。

議席番号1番、笠原吉範、通告に従いまして2問質問をしたいと思います。

はじめに、旧八森庁舎跡地の宅地無償譲渡事業についてであります。

この事業は、令和3年3月定例議会において須藤議員と私が修正動議を提出し、6対5で動議が否決され、事業が動いた経緯があり、いわゆる当初からいわく付きの事業でありました。

当時の町長は、「若い大人を増やすため用地を提供できれば、ほかにはない定住対策になる。」と意気込みました。しかし、未だに5区画のうち1区画に譲渡が決まっただけで、ほかの4区画には問い合わせがないと聞いております。多額の工事費をかけた事業であり、いつまでも更地のままにしておくわけにはいきません。

そこで、今年の3月定例議会の一般質問においてPR不足を指摘した際に、町長は「PR不足は否めない。様々な方法でPRに努めたい。」と答弁しております。その後の取り組みについて伺います。

次に、話せる英語教育についてであります。

まず、私が話せる英語教育を取り上げるに至った経緯を説明したいと思います。

随分前のことですが、私が初めて海外旅行に行った際にホテルのエレベーターの中で英語で話しかけられました。相手も私がアジア人ということでもあり、ゆっくりと話をしてくれました。話す内容は概ね理解できましたが、私は単語を羅列するだけで、それ以上のコミュニケーションをとることはできませんでした。非常にもどかしい思いをして帰ってきた思い出があります。それ以来、日本の英語教育に疑問を持つようになりま

した。文法や暗記力による、いわゆる受験英語を重視し、語学の最も重要である会話をしないがしろにしているのです。大学を卒業すると10年間英語の授業を受けますが、果たしてどれだけの人が話せるようになってるのでしょうか。

そこで、八峰町で子育てをすれば英語を話せるようになると評判になれば、近隣自治体から子育て世帯の移住が増えるのではないかと考えました。しかし、自分が思いつくぐらいだから既にどこかで取り組んでいるのかもしれないと思い、話せる英語教育で検索すると茨城県の境町で取り組んでいることが分かり、この10月に行政視察に行ってみいました。

子育て世帯の移住促進対策には、住宅の整備や経済的な支援も大切ですが、どこの自治体でも大差がなく決定打にはなっておりません。子育て世帯の親にとって一番の関心事は子どもの教育であると考えます。グローバル化が進む現状にあって、八峰町で子育てをすると中学校卒業時には英語が話せるようになると評判になれば、移住促進対策の目玉になると考えます。茨城県境町のように、話せる英語教育で子育て世帯の移住促進に取り組んではいかがでしょうか。

以上2点、よろしくお願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの1番議員の一般質問に対し、当局の答弁を求めます。
堀内町長。

○町長（堀内満也君） おはようございます。笠原議員のご質問にお答えいたします。

はじめに、旧八森庁舎跡地の宅地無償譲渡事業についてであります。

当該事業については、令和5年10月に申込み受付を開始し、同時に町のホームページに記事への掲載やチラシの全戸配付を行っているほか、新聞でも詳しく紹介記事を掲載していただいております。その後、本年5月、C区画に貸付申請があったことから、申請が続くものと期待しておりましたが、残念ながら現在まで1区画のみとなっております。

こうした中、私も様々な機会を捉えて町内建築事業者に対し、住宅の新築を計画している方がいる場合は当該事業を紹介していただけるよう個別に声がけをしているところでございますが、こちらも現時点まで成果が現れていない状況であります。

いずれにいたしましても、本事業は、八峰町に「若い大人を増やす」施策として前町長時代から進めております重要な事業でありますので、今後、町広報や公式LINEへ掲載するとともに、改めて「住まいづくり応援事業」の周知を行いながら、引き続き全

区画入居に向けて取り組みを継続してまいりたいと考えております。

私からは以上であります。

○議長（皆川鉄也君） 鈴木教育長。

○教育長（鈴木洋一君） 皆さんおはようございます。昨日は議会欠席して大変申し訳ありませんでした。今日からまた明るく元気に頑張っていきたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、笠原議員のご質問にお答えいたします。

子どもたちがグローバル社会をたくましく生きる力を育むために、英語教育の推進が必要なことは十分認識しております。

これまで、英語教育につきましては、第2次総合振興計画や2024八峰町学校教育ブランドデザインにおいても力を入れるべき施策の一つとして挙げられており、町独自でALT1名を雇用しているほか、小学校においては外国語活動支援員を1名、子ども園においては英語活動ができる保育士1名を配置し、英語教育の推進に力を入れております。

また、各小・中学校において、それぞれ年3回ほど国際教養大学留学生との交流事業を実施しており、国際理解の充実に努めているところです。

さらに、中学校3年生については、毎年英検を受検する費用を助成しており、今年度の合格者は生徒数37名のうち、2級1名、3級10名、4級9名であり、中学3年生の英検3級以上保有数は約38%となっておりますが、今後も更なる取り組みの強化が必要であると感じております。

話せる英語教育につきましては、今後、学校教育における重点施策として捉え、ICT機器を活用した英語教育やALTの有効な活用などを研究してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） 1番議員、再質問ありませんか。1番笠原吉範君。

○1番（笠原吉範君） まず八森庁舎跡地の件ですが、町のホームページのトップに移住定住というのがありますが、ここをクリックしても出てこないんですよ。私、この質問するとした場合にどこに載ってるのか非常に探しましたが、まず出てきません。住宅用地、八森庁舎跡地でクリックすると出てくるんですけども、そうすると。まずトップページからクリックして出てこなければ、移住したいと思ってる人の目に止まら

ないんですよ。その辺は是非改善していただきたいと思います。

そしてまた、私がですね一般質問の通告を出したのが11月28日なんですけど、それ以前の通告前に検索したらですね、このC区画なんですけど譲渡済みになってないんです。令和5年の10月10日から更新されてない。しかし私が11月28日に通告を出したら、11月28日で譲渡済みになってるんですよ。これどういうことですか。こういうのすぐできるんだったらすぐやってください。まずそのホームページのトップからたどり着けないという件に関して、町長の見解を伺いたいと思います。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの1番議員の再質問に対し、当局の答弁を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） 笠原議員の再質問にお答えいたします。

まず、そのホームページからすぐ検索できないというのは非常に残念だなと私も今思っております。ちょっと私もしっかりと見ておりませんでしたけれども、やはりですね、そういったところから改善していかなければいけないというふうに私も考えますので、すぐにですね、その改善に向けた取り組みを進めてまいりたいというふうに思っております。

そしてまた更新もですね、だいぶされていなかったというようなことでありますので、改めて職員に対しまして、そうしたところをしっかりと取り組むよう指示してまいりたいというふうに考えております。

○議長（皆川鉄也君） 1番議員、ほかに再質問ございませんか。1番笠原吉範君。

○1番（笠原吉範君） この質問するに当たり何回か現場にも足を運びました。まず決定的に民間と違うところは看板もないんですね。で、ロープもない。どこがどこまでの区画で何平米あって、これ無償でもらえるよってというようなことが現地では全然伝わらないです。看板も必要だと思いますし、区画割も必要だと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの再質問に対し、当局の答弁を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） 議員おっしゃるとおりだと私も思っております。現地を見てですね、ちょっと分かりやすいような見せ方をですね我々の方も検討してまいりたいというふうに考えます。

○議長（皆川鉄也君） ほかに再質問ございませんか。1番笠原吉範君。

○1番（笠原吉範君） 先ほど町長の方から、民間の業者にも声をかけているんだという話がありまして、非常にいいことだなと思います。そこで私ちょっと提案があるんです

が、民間の建築業者に声をかけましてですね、こんな建物が建っていくらだよと、いくらの返済になるよといったような平面図とパースを民間の業者から準備していただいて、金額を提示して資金計画も提示するような形をとれないものかなと現地を見て思いましたが、いかがでしょうか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの1番議員の質問に対し、答弁を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） より具体的にですね、そうした平面図、パース、そしてまた返済計画なんかも含めて希望している方にお示しできればですね、よりもっとですね購入したいという方が増える可能性もあります。まあそういったところなかなか役場ではできませんけれども、先ほど申し上げましたとおり町内ですね建築事業者に対しましては、様々な機会をとらえましてそうしたところを提案してまいりたいというふうに考えております。

○議長（皆川鉄也君） 1番議員、ほかに質問ございませんか。1番笠原吉範君。

○1番（笠原吉範君） 先ほど来私が言ってるように、ここ非常にもったいない、あそこを私も銀行とか郵便局用事が、商工会とか用事があって通るたびに、非常にもったいないなと思っております。それこそ若い大人を増やすと前町長が意気込んだようにですね、あそこが5区画全部埋まれば若い大人が増えるはずなんです。様々な形で町としてもPRをしていただきまして、民間業者にも声がけをしていただきまして、一日も早くあそこが5棟建つような施策を練っていただきたいということをお願いいたしまして、1問目の質問は終わりたいと思います。

○議長（皆川鉄也君） 2問目の質問に再質問ございませんか。1番笠原吉範君。

○1番（笠原吉範君） 話せる英語教育についてであります。まず、視察研修報告会で詳しく説明はしようとは思っていますが、今ざっくりちょっと境町の取り組みについて話したいと思います。先ほどちらっと見たら教育長も同じもの持ってるように、教育長以外の町長、副町長はじめ幹部職員の皆様に、なぜ英語教育が必要と考えて境町が始めたのかということをござっくりと話をしたいと思います。

まずは日本のグローバル化の現状なんです。TOEFLという日本にある英検のようなものですが、これはですねアジアの30国でやった調査なんです、日本はですね28位なんです。北朝鮮やベトナムにも負けてるんですよ、グローバル化。これがまず日本の現状です。そして世界における大学のランキング、上位が全て英語圏の大学が独占してると。1位、オックスフォード、ハーバード大学、ケンブリッジ、スタン

フォード大学、マサチューセッツ工科大学、カリフォルニア工科大学。続いてアジア圏の国でいくと、中国、シンガポールに日本はまだ負けております。東京大学が39位です。ですから世界レベルの高い教育を受けるためには英語力が不可欠だということです。そして英語力と年収の相違です。1,000万円以上の年収がある方の47%がビジネスレベルの英語ができる。日常的な会話ができるのレベルでは25%。初級レベルでは12%となっています。年収1,000万円以上の方です。ですから年収1,000万円を稼げるようになれば、半分の人が1,000万円を超える年収になるということです。こういうことで境町の町長さん、橋本さんというんですが、この方がその話せる英語教育に取り組みを始めたところなんです。

それで、アチーブゴールという会社が東京にあるんですが、ここがですねA L Tの派遣をやっている会社だということで、偶然その橋本町長がホームページを見つけて直接会いに行ったそうです。そこから1年で、もうA L Tが全部で25名です。小学校が5つ小学校あるんですが、14人、2つの中学校に対して8人、公立保育園で2人、合計25人のA L Tを呼んで話せる英語教育に取り組んだそうです。私が質問で本当に中学校卒業すると英語話せるようになるのかという質問したら、もちろんですと。もう給食の時間から何からみんなA L Tと一緒に給食を取って、もう英語で会話をしてるんだというのが現状です。動画でも見れますけど、素晴らしいことだなと思っております。それで、その茨城県ですから首都圏からの移住者が非常に増えていると。もちろん住宅も整備しておりますし、様々なことは八峰町と同じように住宅整備、保育料の無償化とかそういうことももちろん取り組んでいますが、一番の目玉は英語力、全ての子どもが英語を話せる町へというのがキャッチフレーズです。

町長いかがですか、今の話を聞いて。英語が話せる、八峰町で子育てしたら英語が話せるよってなったら移住者が増えると思いませんか。どうでしょうか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの1番議員の質問に対し、答弁を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） 笠原議員のご意見ですけれども、非常にいいなというふうに私も思っております。特にこの八峰町はですね、今正に八峰能代沖で洋上風力発電が進められることとなっておりますけれども、ほとんどがですね英語で会話をしているというふうに聞いております。そういった面からもですね、やはり今後英語力はこういった地域もですね大事になってくるんだろうというふうに思っております。

ただ一方でですね、なかなか難しいなと思うのは、やはり財政面な課題はあるかなと

いうふうに思っております、そういった課題をですね少しずつ克服しながら、やはりこの町の子どもたちの英語力向上というのはもう少し私も力を入れていきたいなというふうに思っておりますので、今後しっかりと検討してまいりたいというふうに思っております。

○議長（皆川鉄也君） 鈴木教育長、補足ございませんか。鈴木教育長。

○教育長（鈴木洋一君） 笠原議員の再質問にお答えいたします。

以前から町長からも、これから英語教育に力を入れてほしいということをお話されています。今回笠原議員からもご質問いただいて、まず今まで千葉教育長さんの時代から英語教育には本町は他の市町よりも手厚く対応してきているかなと思うんですが、会話に関してはやはりまだ課題が残ると同じく感じております。それで今後境町の例を参考にとすると、小学生に対してももう少しこう英語を楽しく活動しながら最終的に英検を受けさせたいなということも感じているし、現在G I G Aスクール構想で一人一人にタブレット1台1台が支給されていますので、そこに個人的に英会話ができるようなソフトも今開発されています。ですから財政とも相談しながら、そういう導入をしながら気軽にこう英会話ができる環境、そして今後さらに、先ほどもお話ししましたが、A L Tを活用して実際にこう英語で話す場面をこれから多く取り入れていきたいと感じています。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） 1 番議員、ほかに再質問ございませんか。1 番笠原吉範君。

○1 番（笠原吉範君） その視察に訪れた時に境町の担当者もおっしゃっていましたが、子育て世代の移住を、若い人の移住を増やすためには一つでは駄目なんだと。住宅だけ整備しても駄目だし、様々な魅力を町でもって、それで初めて移住者が増えてくるんだという話をしておりました。私も実に同感であります。境町の詳しい取り組みは視察報告会でまた報告したいと思いますが、住宅を例えば建てる、若者向けの住宅を建てる、それは移住してくる人がいれば非常にいいことなんですが、何と申しますかね、住宅が不足するぐらいの移住者を増やすというのが境町の取り組みですね。そのための英語教育だということでありました。その担当者が言ったのは、そんなに賢い子を育てたら境町からいなくなるんじゃないのという質問をされる方が非常に多いそうです。でも町長さんは、それでいいんだと。グローバルな人材が多く輩出されて、その方々が境町で英語を話せるようになったんだということでP Rしていただければいいし、ふるさと納税という形で恩返しをしてもらえればそれでいいんだというような話であります。

先ほど来、私も年収1,000万円という話しましたが、それぐらい稼ぐにはやっぱりここにはいなくなるのは分かるんですが、また新たな移住者が増えてくるということでした、まあその財政規模も違いますので同じようにというわけにはいかないですけども、やはりそのハードだけじゃなくてこういうソフトな面ですね、話せる英語教育のよさ、そういうことで移住者を呼び込むというのは非常に大切なことだと思いますので、いま一度答弁をよろしく願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの1番議員の質問に対し、答弁を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） 先ほど笠原議員のおっしゃるとおりだと私も思っております。一つだけではなくて、当然その居住環境の整備、そしてまた子育て支援対策、さらにはですね大人たちの仕事をつくるとかですね、様々な要因をがっちゃんこしながらやはり移住を増やしていくんだらうと、そういった取り組みが大事だというふうに私も思っております。そのうちの一つが子育て支援、そしてまたこの英語教育というふうに私も捉えましたので、今後ですね、その境町の取り組みなんかもこの町としてもしっかりと勉強しながら、この町に少しでもですね取り入れつつ、そしてまた移住者が増えるような取り組みを進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） 1番議員、ほかに再質問ございませんか。1番笠原吉範君。

○1番（笠原吉範君） これで最後にしたいと思いますが、境町に私たちが伺った時にその担当者が言っておられました。八峰町も英語教育すごいじゃないですか。英検の取得率、たぶんホームページか何かで調べたと思うんですけど、非常に勉強に来なくてもいいんじゃないのみたいなことまで言われましたけど、ただやっぱりまだまだ八峰町では話せるようにはなっていないということなので、もう少しだと思います。もう少し頑張れば話せるような子どもが出てくる可能性があると思いますので、少し財政的にもですねALTを増やすとか何かそんなことができればいいなと思います。教育長、最後に答弁をお願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの1番議員の質問に対し、当局の答弁を求めます。鈴木教育長。

○教育長（鈴木洋一君） 笠原議員の再質問にお答えいたします。

まず八峰町の子どもたちは、しっかりと毎日一日一日の授業を受けることができるので、英語教育に関しても昔のように教科書に載っている分をまた音読するというような

教育ではなくて、現在はコミュニケーション能力を大切にした教育を行っています。それで友達と会話する時間もあるし、先生と会話する時間も大切にしているということで、以前の英語の授業よりは会話する機会が多いと感じております。その結果、学習状況調査等でも我が町の生徒たちは大変こう良い成績を残すことができているということで、これからもそういう一日一日の授業に関しては大切にしていきたいと考えております。さらに英会話に力を入れるために、先ほどもお話したようにＩＣＴ機器の活用、そしてＡＬＴの有効活用、あとは留学生との交流をさらに深めていければと感じております。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） 1 番議員、ほかに質問ございませんか。

○1 番（笠原吉範君） ありません。

○議長（皆川鉄也君） これで1 番議員の一般質問を終了します。

次に、9 番議員の一般質問を許します。9 番須藤正人君。

○9 番（須藤正人君） 議席番号9 番の須藤でございます。

通告に従いまして、一般質問をいたします。

はじめに、新年度予算方針についてお伺いをしたいと思います。

今、国会、またマスコミ等で103万円の壁、130万円の壁等、いろいろ議論が展開されております。昨日、3 党合意で103万円の壁を178万円まで繰り上げするという報道がなされておりました。宮城県の知事会の会長である村井さんがこの引き上げには猛反対をしておりましたが、毎日新聞でアンケートを取ると22人の知事が「賛成」と、そして24人が「どちらともいえない」というような結果が出ております。これが178万円に正式に決定すると税収が7 兆円から8 兆円減収になると、そのうちの3.5兆円から4兆円が地方に影響を与えるということでもあります。こういう小さな自治体でもですね、それが決定するとそれなりの減収になってくるといふうに大変なことになると思います。

この前、先月の22日の全員協議会の中で7つの財政に関する課題が示されました。その冒頭ですね財政課長から、将来の財政を当てにいくものではないというようなお話があったわけです。将来の財政を当てにいつてですよ、当たらなくても、そして今後の八峰町の財政というものを考えていく、計画をしていくというのが我々その県からですね来ていただいた財政課長に期待をしているわけです。それが、はなっからですね将来の財政を当てにいくものではないと言われるとですね、どうしたらいいのか、八峰町の

財政がですね非常に困るわけですね。やはり県から来た、わざわざ出向してきたんですから、将来に、いや、やっぱり堀内財政課長が来てくれて八峰町の今があるんだと、そういうふうにみんながですね言えるような、そういう財政課長になってほしいというふうにまず思います。

それで7つの課題がありました。人口減少による地方交付税や固定資産税の減収、これはもう当たり前のことであります。人口が減少していくと、これからどんどんその税収は少なくなってくるというのはもう目に見えております。そして洋上風力ですね、その固定資産税が令和12年度まで見込めないと。まだまだ先のことであります。そして公共事業が資材の高騰、労務費の高騰によって予算がどんどん上がっていく。大変な事態になるというようなこと。また公債費のこと等あります。三種町の議長がこんな話をしていました。統合中学校一つ建てるのに60億円かかると。八峰町の年間予算ですね。そのほかにごみ処理場の分担金、これを加えると新規の事業、継続事業がままなくなる。大変な事態になるんだ。学校一つ建ててそういうふうなことになるということで頭を抱えておりました。

よく公共事業で資材が高騰する。そして労務費、作業員の賃金が高騰する。果たして作業員の賃金が上がっておりますか。労務費の賃金が上がっていますか。もし上がっていたとすれば、八峰町の役場職員の月給だって上がってもいいんですよ。上がってないんですよ、実際は。しかし資材の高騰と労務費の高騰、これを理由にしてですね、どんどん公共事業の予算が増えていく。これはもう少しですね自治体もしっかりと検討し考えていかなければならないと、そういう問題ではないかというふうに思います。

まあここ前森田町長が就任してから財政調整基金を5億円当てにしないと新年度予算が組めないというような状態が5年続いております。今の財政調整基金は25億円、40億円以上ありました。それがどんどん減っております。確かに合併特例債で積み立てた町村振興基金も10億円あるわけですが、しかしこのままこの状態が進んでいくと八峰町も立ち行かなくなる。やはりもう少し予算をですねコンパクトにして、そして町長が言うような持続可能な八峰町を築いていかなければならないというふうに思うわけです。私は12月定例会でずうっとこの話をしてます。しかし一向にその予算が縮まらない。縮まっていけない。確かに新しい町長になると、あれもやりたい、これもやりたい、こうしてみんなが喜ぶような事業をやりたいということはあるでしょう。でもですね、やはり持続する八峰町を築いていくためには、どっかでですね財布の紐をしっかりと締め

て、そして住民本意のそういう事業を展開していく、予算を組むということが私は必要ではないかというふうに思うわけです。

今回この質問の中でですね新年度予算編成方針についてお伺いしましたが、将来のですね財政における町長の思い、そういうものをですね、もう一回ここでしっかりと伺いたいというふうに思います。

2 問目に入りたいと思います。岩館第2漁港の消波堤の内海の環境の問題についてお伺いしたいと思います。

この前、9月の定例議会で菊地議員がですね、今現在ある岩館第2漁港の消波堤の内海の環境についてお伺いいたしました。ところが私の聞き違いかどうか分かりませんが、新しく延伸する海域、そしてその外の海域をドローンで調査したと、海中ドローンで調査したという答弁でありました。しかし内海がどういうふうになって、今こういう状態の、これからできるそういう消波堤の内海もまたそういうふうな形になると、これは養殖事業どころではなく、もうアワビも捕れなくなる、大変なことになるわけですね。私も2人のアワビ漁をしている方にお聞きしました。確かに今ある消波堤の内海は海藻の1本も生えていないと、ヘドロだらけだというようなことでありました。そしてこれから延伸するその海域の内海もそういうふうな状況になった場合、我々アワビ漁はもうできなくなる、非常に心配しているという話がありました。

私が県のそのサーモン養殖のための消波堤の延伸の説明会に、ファガスのイベントホールであった時に私も出席してまいりました。当時の課長は山本課長でした。山本課長もしっかりと聞いてると思います。深浦の養殖事業、港湾の養殖事業ですね、サーモン養殖です。海底が12mないとサーモン養殖はできませんよ、深浦の組合長が話しておりました。しかしそのイベントの時、あ、そのイベントホールでの説明の時にですね、いや深浦の組合長は、12mの水深がなければ養殖事業は到底無理だという話をしたんです。いや今やろうとしてる海底はどのぐらいなんですかと聞いたら7mだって。7m。それでできるんですかと聞いたらですね、12mの水深で養殖をするのは青森県の養殖事業だと。秋田県は違うんだという、もう、山本課長も聞いてると思いますよ。もう開いた口が塞がらない。そんな県の答弁なんです。全然考えてないんですね。だからそういう状態なんです、今7mで水深を整備して、そして今これから養殖事業をやったとする。砂が堆積する。ヘドロが堆積する。そうなった時にじゃあどうするんですかと聞いたら、毎年浚渫をするという、浚渫をやってくれるという、それで県の答弁

でありました。このせつがないね予算の、県の予算、時代にね毎年浚渫してくれる。到底考えられないわけですね。そういうような今現在の消波堤の内海の環境であります。

町長は、この内海の環境をどう考えているのか。そして今後のその延伸した養殖事業についてもどういうふうに考えているのか、まずお伺いをしたいというふうに思います。

3 問目であります。この P T A についてお伺いをしたいと思います。

私も認識不足でした。子どもが小学校、中学校に入学すると、もう自然に P T A に入るもんだというふうに思っておりました。ある保護者がですね学校に入ると必ず P T A に入らなければいけないんですかという、私聞かれました。ところが P T A というのは任意団体で、入退会は自由、入らなくても入ってもいいということなんですね。P T A に入る時、学校の先生から、P T A の活動はこういうものだ、入らないとデメリットは、もしあったとすればですよ、こういうデメリットもあるんだよというそういう説明もなかったというんですね。やはり任意団体であれば、入学したら保護者に P T A に入ってくださいと、P T A はこういう活動をしていますよ、そういうことをですね、しっかりと説明をして、そして入会してもらって P T A 会費を納めると、それが私は当たり前のことだと思ったんですね。私も本当に P T A っていうのは全部がみんな自然に入るもんだと思ってました。ところがそういう問いかけがあったためにですね、今聞いてみたいというふうに思ってこの質問を取り上げたわけです。

教育長の、そのしっかり説明してるのかどうか、そして P T A に入らない人もいるのかどうかということですね、しっかりお伺いしたいと思います。

以上 3 問でございます。ありがとうございました。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの 9 番議員の一般質問に対し、当局の答弁を求めます。

堀内町長。

○町長（堀内満也君） 須藤議員のご質問にお答えいたします。

はじめに、新年度予算編成方針であります。

現在策定中の中期見通しにおいて、将来予測される 7 つの課題が判明し、さらに厳しい財政運営が予想されることから、歳出改革に取り組む決意をし、令和 7 年度の予算編成に当たっては、財政の健全化を最重要事項として取り組むこととしております。

歳出が過大となっている要因は主に 3 点あり、1 点目は経常収支比率が高いことが挙げられ、直近で県内 12 町村と比較可能な令和 4 年度では 94.7% と 2 番目に高く、令和 5 年度では 91.4% となっております。町の経常収支比率は、平成 28 年度以降、県内 12

町村の平均値から高くなっており、その要因として、合併算定替えによる地方交付税が減少する中で固定経費の圧縮が進まず、町単補助金などの補助費や物件費のほか、近年は会計年度任用職員の人件費が財政を圧迫しているものと考えられます。

2点目は、財源に余裕のない中で政策的事業を実施することにより、財政調整基金を取り崩すことが常態化していることや、3点目に、施設管理やスクールバス運行などの委託において、経費の圧縮が図られていないことが挙げられます。

したがって、この夏からサマーレビューを実施し、町単補助金、委託契約、各種団体負担金の見直しに着手しているほか、現在進めている予算編成において事務事業を見直し、新規事業を実施する場合であっても、スクラップ・アンド・ビルドの徹底により財源を生み出すことを指示したところであります。

また、児童生徒数の減少に伴う学校の小規模化が進んでいることを踏まえ、八森小学校と峰浜小学校の統合を視野に入れた学校再編計画を作成していくこととしており、適正な学校環境の整備を構築して教育の充実を図るとともに、統合による経費の削減を発現できるよう取り組んでまいります。

さらに、経常収支比率の高止まりの要因である会計年度任用職員の人件費やスクールバスの運行委託は、庁内での十分な調整や住民への丁寧な説明により理解を得ることが重要であることから、1年をかけて議論し、令和8年度当初予算に向けて経費の圧縮を目指すこととしております。

人件費の給与改定や物価高なども加わり厳しい状況にありますが、人口減少や産業振興などに取り組むことも重要であることから、「八峰町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の4つの基本目標を踏まえた事業を実施し、令和7年度の当初予算編成に取り組んでまいります。

次に、「防波堤内側海域の調査について」であります。

事業実施主体である県によりますと、議員ご指摘の北防波堤の陸側を含め7地点において、採泥採取と分析及び水中ドローンを活用した海底調査を行っており、当該箇所におきましては、土砂の堆積を確認していると聞いております。

また、県の中間報告では、今回延伸する沖防波堤の周辺では堆積土を確認していないことから、堤防の延伸による環境の悪化は考えていないと聞いております。

一方で、当該事業を進めるに当たり不安に感じている漁師等がいることが考えられますので、引き続き事業実施主体である県と連絡調整を行いながら、適切な情報の発信に

努めてまいります。

私からは以上であります。

○議長（皆川鉄也君） 鈴木教育長。

○教育長（鈴木洋一君） 私からは、「P T Aの入退会」についてお答えいたします。

P T Aは、保護者と教職員によって構成される任意に設立された社会教育関係団体として位置づけられ、児童生徒の健全な成長を図ることを目的とされています。

各校のP T A入会につきましては、毎年4月のP T A総会時に活動内容や予算決算等の審議のほか、会則等が示され、入会する形式となっていると認識しております。

一般社団法人全国P T A連絡協議会は、本来、P T Aは任意団体であり、その入退会は会員の意思で決められるものであることから、子どもの入学時に保護者に対して入会の意思確認を行うことを推奨しているようであります。

こうしたことから、教育委員会によるP T Aへの介入や指導はできませんが、団体育成の観点から助言を行う立場で、研修会や総会等の機会に、入会の際の丁寧な説明等を行い、適切なP T A活動となるようお願いしてまいります。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） 9番議員、再質問ございませんか。9番須藤正人君。

○9番（須藤正人君） 新年度ですね財政の健全化、予算、もう一度しっかり考えて財政運営をやっていくということでありました。来年の新年度の予算規模、財政調整基金がどのくらい当てにしてそういう予算を組むのかどうか。まあまだ途中かどうか分かりませんが、新年度予算のですね、しっかり決まったわけではないと思いますが、どのくらいの規模で予算を組もうとしてるのかお伺いしたいと思います。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの再質問に対し、当局の答弁を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） 須藤議員の再質問にお答えいたします。

質問の中でもありましたけども、前町長の時は毎年5億円ほど取り崩して当初予算を編成していたというふうに伺っております。今年の今年度の令和6年度はですね、それを圧縮して取り崩しを2億円に抑えて編成したところでございます。今ですね、正に今査定等を行っているところでございますけれども、当初予算編成方針におきましては、この取り崩しをですね令和6年度並み2億円、そしてまたそれを下回るような形で編成してほしいというふうな指示を財政課長にしたところでございます。

○議長（皆川鉄也君） 9番議員、ほかに質問ございませんか。9番須藤正人君。

○ 9 番（須藤正人君） 財政調整基金をですね 2 億円に設定して、そして予算組む。それで決算の時にその財調を全部使い果たしたということになればですね、何にもならないわけですね。予算編成で財調を少なくして、まあ今までは 5 億円にしても余ったらまた入れるということをしてきましたが、まあ 2 億円ということでもありますから緊縮予算になるというふうに思います。でもそれをですね全部使い切る、そしてまた財調から持ってくるというようなことになればですね、これは何にもならないわけですね。だからそういう予算運営、財政運営をですね、しっかりしていただきたいというふうに思います。

まあ各事務事業については縷々言いません。しかし本当に真剣になってですね、町長はじめ職員全員がですね予算縮減のために、もう新年度からしっかりそれをやっていただきたい。もしまた財調を崩していくようなことがあれば、私はまたこの質問をしたいと思います。それを肝に銘じてですね今年度予算、新年度予算をしっかり遂行していただきたいというふうに思います。

○議長（皆川鉄也君） 答弁必要ですか。

○ 9 番（須藤正人君） はい。

○議長（皆川鉄也君） 当局の答弁を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） 須藤議員のご指摘のとおりですね、やはりこの財政調整基金に頼らないような財政運営が非常に大事だと思いますし、それが持続可能なまちづくりに繋がるというふうに私も考えております。したがって、令和 7 年度は先ほど申し上げましたように 2 億円というような形ではしておりますけども、将来的にはもちろん財調基金に頼らない、そういった当初予算編成ができますようしっかりと取り組んでまいりたいというふうに思っております。

○議長（皆川鉄也君） 9 番議員、ほかに質問ございませんか。9 番須藤正人君。

○ 9 番（須藤正人君） 財政課長に私は厳しいこと言いましたけども、いや私の捉え方が悪かったのかどうか分かりません。ひとつ考え方をですね、その機会を与えないと何かこうもんもんとしてると思いますからどうぞ。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの質問に対し、当局の答弁を求めます。堀内財政課長。

○財政課長（堀内敬文君） ご質問にお答えします。

発言の機会を与えていただいたことに感謝いたします。11月22日にお示ししました先ほどの件ですね、財政の中期見通しの将来の課題についてですけれども、実はこれを出そうと思ったのはですね、皆さんとやっぱり課題を共有したいと非常に強い思いがあ

りまして出させていただきました。本当に財政調整基金ばかりに頼っていいのかといえ
ばそれは全く違うのであって、やはり初めから財政調整基金は取り崩さない、正にその
年の歳入だけで賄うというのが本来の姿だと思います。

で、今回中期見通し策定してる中で見えてきて、先ほどご指摘があったその数字を当
てにいくんじやなということをおっしゃられましたけども、私が考えてるのは、そうい
う傾向になるよと、悪い傾向になるよと、その傾向をつかんだ上で対策を講じたいとい
う意味で申し上げたつもりです。例えば町税が将来6億何千何百万円といったら、その
将来その数字にならなかったじゃないか、そういうことで責められるものではなくて、
当時は考えられるいろんな状況を鑑みて、おそらくこうなるであろうと。ただそれは絶
対今からそれなるとは思わないでくださいねと、そういうことを言ったので、決して言
い訳で言ったつもりではございません。ただ、共有、課題意識は全く同じでして、もし
その税収が減るというのであれば、これは当然歳出をもっと引き締めないといけません
し、そういった取り組みをやっていく必要があると思います。

先ほど町長の答弁で課題等いろいろ申し上げましたが、この取り組みはおそらく令和
7年度だけで終わるものではなくて、7年度、8年度、9年度、おそらく3か年くらい
はかけないと財政調整基金の取り崩しに頼らないというものにはならないと思います。
今、一般廃棄物処理場のそういった5億円も来年かかります。私としても非常に頭の痛
いものです。ただ、町民の生活にとっては必要なものでありますから、その辺をどのよ
うにバランスを取って取捨選択して予算を配分していくかと、いろいろ課題はあります
けれども、そういったことは真剣に取り組んでいきたいと、このように考えております。

○議長（皆川鉄也君） 9番議員、再質問ございますか。まだ再質問ございますか。はい、
どうぞ。

○9番（須藤正人君） 一般質問は3回とかってないんですよ。

○議長（皆川鉄也君） 分かります、分かります。1問目の質問、まだございますか。9
番須藤正人君。

○9番（須藤正人君） 財政課長からですね、予算は財政調整基金を当てにして予算編成
をしていくものではないというお話をいただきました。そのとおりなんですよ。それ
を目指してですね、まあ今3か年もかかるという話をしてましたが、そういうような予
算編成をですね、しっかり今課長が話したようにそれを肝に銘じてですね、これから財
政について考えていただきたい。

課長、財政がですね、将来の財政予想が当たるとは期待しておりません。でも当たるように努力をして、そして健全な財政運営を目指していくと、そういう姿勢でですね、いてほしいなというふうに期待をしているんです。よろしくお願いします。1問目は終わります。

○議長（皆川鉄也君） 2問目の再質問ありませんか。9番須藤正人君。

○9番（須藤正人君） 内海のですね、消波堤の内海、もう海藻が1本も生えてないと、ヘドロがたまっているというアワビ漁業をやっている人の話なんですね。で、今町長が水中ドローンで、これから延伸するところにはそういう砂とかたまっていないと、当たり前ですよ。延伸して消波堤ができると波で内側に砂を持ってきてですね、そして堆積していくんです。それをアワビ漁の人たちはですね心配してるんです。アワビ、もう絶好のアワビ漁の海域なんですね、そこは。それが全くそういうことができなくなると。すごい心配してるんです。そして今一般質問で、この質問の中で話したように、秋田県の養殖事業は海底が7mでもできるんだと。山本課長も当時いましたよ。青森県は12mでも秋田県は7mでいいんだという県職員の答弁でありました、私の質問に対して。そういういい加減なですね考え方を持っている、そういう県職員が進めている事業なんですね。ですからそのヘドロ、砂の堆積対策というものを県にですね、しっかりとお話していただきたい。その後私が言ったように毎年浚渫しますと、これもどうもね嘘くさい。課長が代われれば、港湾の課長が代われれば、それは前の課長が言った話だというようなことで逃げられてしまう。それではどうしようもないわけですね、漁業者は。ですからそれをですね、しっかりその7mで本当に養殖事業が、サーモン養殖ができるのかどうか、輝サーモンが育つのかどうかということをですね、ちょっと町長の方から県の方に聞いてみてください。どうもね、まあ当時その港湾の課長がですよ、私がこの質問する前に3人代わったんだそうです。どういう理由か、代わった、分かりません。3人代わってるんですよ。その担当の課長だけね。そういうような状況の中で、この工事が進められてる。町長もう一回、ちゃんと県に話をするのかどうか、してくれるのかどうか。まあ町長も県出身でありますから言いづらいところもあるかもしれません。そこら辺を少しお伺いしたいと思います。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの再質問に対し、当局の答弁を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） 2問目の再質問にお答えいたします。

青森側が12m、深浦町ですけれども12mの水深でやっていると。で、秋田県側は7m

で大丈夫だというようなお話でありましたけれども、おそらく青森側であっても、もしかすると7mで大丈夫なんじゃないかというような可能性もあるんじゃないかなというふうに思ってます。多分その現状がそうだというようなお示し方をしたのかなというふうな、じゃないかなというふうに思いますので、いずれ議員からのご要望でありますので、しっかりとそこあたりをですね私の方から県の方に確認したいというふうに思っております。

そしてまた、かなりですね現状でヘドロがたまっているというようなお話でございました。確かにですね北防波堤の正面側っていいですか、これデータ……ちょっとタブレットの中にですね現状の空中写真を添付しているんですけども、ちょっとそれを見ていただきたいんですが、この丸についている赤丸のところがですね調査した地点だというふうに聞いております。それとですね、この北防波堤の前側にある、陸側にあるところでは、やはりそのヘドロが確認されているというふうなところでありました。これはですね、やはりその北防波堤の整備、そしてまた沖防波堤がもう既にありますけれども、こういったものを整備した後にですね、やはりこうたまりやすい形になったんだろうというふうに私も捉えております。

ただですね先ほど答弁でも申し上げましたけども、沖防波堤の向かい側の方はやはり現状ではヘドロがないというような話でありましたので、まあ延伸することによってこのサーモン養殖をするというような箇所についてはヘドロはたまらないだろうというふうな話でありましたので、改めてお示ししたいというふうに思っております。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質問ございませんか。9番須藤正人君。

○9番（須藤正人君） この231m、これはまだ先ですね145mから後に工事した場所なんですね。一気にたまるのではなくて自然にたまっていくんですね、砂というのは堆積していくんです。だからまだ大丈夫かもしれません。しかし、今後ですね、そういう危険がいっぱいあるわけですよ。これから延伸する。私はますますその砂がですね、まあヘドロ、今はもう最初の内海はヘドロになっていますけども、そういう可能性が十分にあると。もう砂が堆積するとアワビは捕れないわけですから、そういうことをですね、やっぱり県にもしっかりと聞いて、7mのこともちゃんと聞いてください。本当にできるのかどうか。私は組合長がそこに、まあ経営には参加してないけども、その水揚げとかいろんなのに対して手伝ってるんですね。その人が言ってるんです。それでそのオカムラ食品工業さんも言ってるんですよ、そういうこと。それを実際に深浦町に行って組合

長さんに会って聞いてきた話なんです。又聞きの話でないんですよ。直接聞いてきたんです。ですからですね、そういうことをですね疑問を持って県に対してしっかり調査なり、そして町長からそのことに対して発言をしていていただきたいというふうに思うわけです。もう一度お願いします。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの再質問に対し、当局の答弁を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） このサーモン養殖につきましては、地元の若い漁師さんが非常に頑張って取り組んでいるところでございますし、そして何よりですね多くの秋田県民がこのサーモン養殖、相当期待をしております。特に、この輝サーモンはですね市場からの関係者からの評価も非常に高く、いろんな秋田県、県民の方からですね是非食べたいとか、もっと量とれないのかとか、すごい期待の声が聞かれているところでございます。したがって、秋田県、事業主体である秋田県の方もですね、この事業に対してはかなり強い思いを持って取り組んでいただいているというふうに思っております。失敗はできない事業でありますので、しっかりとですね、この7mでできるんだというところをですね再度確認したいというふうに思いますし、そしてまた先ほど来出ております地元の漁師さんがですね不安に思っているところがあれば、こういったことがあるといったところも含めてしっかりと県に伝えてまいりたいというふうに思っております。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質問ございませんか。9番須藤正人君。

○9番（須藤正人君） 私も期待しているんです。本当にですね、その消波堤が完成して、そして輝サーモンの養殖がしっかり行えることを願っているんですよ。それが万が一です、万が一できなくなる、できなくなった場合、非常に困るわけですね。もう輝サーモンというのは名前売ってますから、それがその海域ですよ、内海で何かの不具合でそれがしっかりその漁業ができなくなった時、これ今町長が言うように大変なことになるわけですね。だからその心配がないようなそういうような形で県に交渉していただきたいということなんです。よろしくお願いします。

○議長（皆川鉄也君） 答弁必要ですか。

○9番（須藤正人君） ないです。

○議長（皆川鉄也君） それでは、3番目の質問の方に移っていただきたいと思います。

3番目についての再質問はございませんか。

○9番（須藤正人君） 議長、ありません。終わります。

○議長（皆川鉄也君） これで9番議員の一般質問を終了します。

休憩いたします。15分より再開いたします。

午前 11 時 12 分 休 憩

午前 11 時 16 分 再 開

○議長（皆川鉄也君） 休憩前に引き続き一般質問を行います。

次に、7 番議員の一般質問を許します。7 番腰山良悦君。

○7 番（腰山良悦君） 議席番号 7 番、腰山です。

通告によりまして、2 問質問させていただきます。

はじめに、新年度の行財政について伺います。

令和 7 年度の当初予算編成方針が各課に通知されたという報道がありました。それによりますと、最重要は財政健全化で事務事業の見直し、経費の圧縮を求めたとあります。確かに財政の厳しさは理解でき、当局の考えも分かります。しかし、今後それによってこれまでの住民サービスの低下、また、産業振興、定住・移住対策、少子化対策、人口減少対策が今以上に前進しないのではないかと、新規事業に対しても消極的になるのではと思われます。

財調に依存せず、できる限り増収を図りながら財政の健全化に努め、行政を前向きに運営しなければならないと考えるが、新年度、町長はどういう方針で行財政を運営されるのか伺います。

次に、2 問目であります。防災・減災対策について伺います。

国内各地において、異常気象や温暖化により大型の台風や今までに経験したことがない集中豪雨が発生しているほか、能登半島地震など甚大な被害を受けるケースが増えてきています。町は常に自然災害や火災などに対し防災計画に基づき対応されていると思われるが、これまで以上に住民の防災意識向上や自主防災組織の育成支援、地域全体の減災力を高める必要があると思います。

そこで次の点について伺います。

豪雨による土砂災害、家屋の浸水などの対策について。

次に、自主防災組織の結成、活動状況。また、町からの組織に対する支援について。

3 つ目、自主防災組織による消火栓からの放水について。

4 つ目に、災害や火災予防など、防災無線の活用について。

以上、伺います。よろしくお願いします。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの7番議員の一般質問に対し、当局の答弁を求めます。
堀内町長。

○町長（堀内満也君） 腰山議員のご質問にお答えいたします。

はじめに、新年度の行財政であります。

町の財政は、固定経費の圧縮が進まず、令和5年度の経常収支比率が91.4%と高いほか、実質単年度収支が約5億8,000万円の赤字となっており、歳出の圧縮と財政調整基金の取り崩しに依存しない財政運営が求められております。

こうしたことから、先月開いた予算編成会議において、事務事業の見直しや新規事業を実施する場合でも、既存事業のスクラップ・アンド・ビルドにより財源を捻出することなどを指示し、基金取り崩しの圧縮に取り組むこととしたものであります。

一方、町が抱える喫緊の課題にも対応することが必要であることから、人口減少社会への対応や産業振興、定住・移住対策、少子化対策といった「八峰町まち・ひと・しごと創生総合戦略」に掲げる4つの基本目標を踏まえた事業を、取捨選択を図りながら実施することとしております。

町の一般財源が限られる中、町長に就任して以降、財政負担を抑える工夫をし、旧峰浜庁舎に建設した定住促進住宅の整備手法に、官民連携のPPP方式を採用して、施設整備費と維持管理コストの縮減を図ってまいりました。

また、民間の資金を活用し、株式会社龍角散から企業版ふるさと納税の寄附をいただき、農家の収入増加の取り組みを推進したほか、株式会社モンベルと包括協定を締結し、民間企業の知見を生かした地域の活性化などにも取り組んでおります。

町は人口が少なく、大きな産業の集積も見られないことから税収基盤が弱く、町税収入を伸ばすことは容易ではありませんが、国庫支出金の活用や広告収入、企業協賛など、町税以外の新たな歳入の確保にも取り組むこととしております。

今後も厳しい財政運営となることが見込まれ、歳出の見直しは避けられませんが、必要な分野には予算を配分し、住民サービスの低下を招かないよう、町の持続可能な財政運営を目指してまいります。

次に、「防災・減災対策」についてであります。

近年、気候変動に伴い頻発化・激甚化する水害や土砂災害に対し、災害発生時においても住民生活に深刻な影響を生じさせないよう、施設整備等のハード対策と併せ、地域の防災力の向上を図るソフト対策を一体的に進めることが重要であると認識しておりま

す。

こうした中、町では大雨による河川の氾濫を防止するため、町管理河川においては浚渫工事を行うとともに、県管理河川については浚渫工事の要望を毎年実施しているほか、大雨のたびに氾濫する埧川については、整備促進の期成同盟会を立ち上げ、流域の自治会と連携し、県に対し河川改修の要望書を提出することとしております。

また、防災意識の向上を目的として、実際の災害を想定した地域住民参加型の防災訓練を年4回実施しているほか、ハザードマップを活用した防災講座も随時開催しており、これらを毎年繰り返すことにより、警戒区域や避難場所の認知及び災害対応の基礎知識の定着を図っております。

さらに県では、令和7年度末までに県管理中小河川の洪水浸水想定区域を設定すると明らかにしているため、町においても県の想定区域を基としたハザードマップの更新が必要と考えております。

今後は、根本的な治水施設の整備や岩盤斜面对策など戦略的な防災対策の実施と併せ、地域住民や企業を含めた自助、共助、公助のバランスの取れた地域防災力の構築を図り、総合的な防災・減災対策を行いながら「災害に強いまちづくり」に取り組んでまいります。

次に、自主防災組織についてであります。

地域防災の基本となる自主防災組織については、現在、39自治会中14自治会で組織されており、世帯数に対する活動カバー率は48％であります。

各組織においては、それぞれ独自の防災訓練等を実施しており、町からは、組織の活動促進と地域防災力の向上を目的に、防災資機材購入や組織活動に対し補助金を交付しております。

しかしながら、活動カバー率は秋田県平均に満たない状況であるため、今後も未結成自治会や町内会に対し自主防災組織の必要性について説明会を行い、活動カバー率の向上に努めてまいります。

次に、消火栓からの放水についてであります。

昨年、住宅火災の際には、地元消防団がいち早く駆け付け、消火栓から初期消火をしたことで隣接する住宅への延焼を防いだ事例がありましたが、消火栓の水圧は、訓練した消防士ですら耐え切れないほどの水圧がかかるものもあり、重大な怪我に繋がる危険性があるため、使用に関しては消防団員など限られた者のみに制限しております。

こうしたことから、消火栓を使用した消火活動に関しては、普段訓練している消防署員や消防団員によるものとし、自主防災組織による初期消火は、消火器や濡れタオル、濡れシーツなどでご協力いただけるよう周知してまいりたいと考えております。

次に、防災無線の活用についてであります。

防災行政無線は、災害時の重要な情報伝達ツールであると捉えており、火災や交通安全等の予防に関するお知らせや、農業に関する情報連絡、自然災害や気象情報及びクマの出没に関する緊急放送など、多種多様な情報の周知を行っております。

今後も、防災行政無線の運用規程に基づき、災害時の迅速な情報伝達及び住民の生活の安全と利便性向上のため、効果的な運用に努めてまいります。

○議長（皆川鉄也君） 7番議員、再質問ありませんか。7番腰山良悦君。

○7番（腰山良悦君） 1問目の新年度の行財政についての再質問させていただきます。

先ほどの須藤議員の質問に対する答弁、それから私の答弁ということで、あえて今ここで特に質問することがないといえちよっと何ですけれども、あれですか、確かに当局の言うことは理解できるわけなんです、増収についての考え方というのは何か考えておられますか。そこを伺いたいと思います。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの7番議員の再質問に対し、当局の答弁を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） 先ほど少し答弁でも触れさせていただきましたけれども、さらに町税収入を増やす取り組みとしましては、企業協賛、あるいは広告収入、まあ具体的に言いますと、私がイメージしているのはですね例えばネーミングライツですかね、峰浜球場という今名前ですけれども、例えばここに広告、企業の名前をつけて何とか球場とかですね、そういった形で収入を増やしていきますとか、あるいは今、ふるさと納税に私は力を入れているところでごさいます、ちょっと今年は振るわないところがあるようでもありますけれども、引き続きですね、その返礼品の数を増やして行って、より一層ですね、このふるさと納税を増やしたりして、その町の税収を少しでも増やす取り組みをしっかりと進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質問ございませんか。7番腰山良悦君。

○7番（腰山良悦君） 確かに増収ということを考えれば、なかなか簡単にはできない問題であります。私もふるさと納税で増収を図ることは、今の時点では最善の方法だと考えております。

それです、これまでのふるさと納税に対する考え方ですか、取り組みですけども、事業者はまずそれなりに頑張っておると思います。ただ、町として、本来であれば一緒になって考えてね、いろいろ新商品を開発するとかそういうあれで事業者と一緒にやって取り組みというか、そういう考え方が必要だと思うんですが、その点まだまだやはり不足してると思うんですよ。その点、考え方をちょっと、この後の考え方を伺いたと思います。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの再質問に対し、当局の答弁を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） 腰山議員おっしゃるとおりですね、まだまだ町と企業者側との連携が不足している部分があるかと思います。そういったところを改善するようにですね、今後ですね、しっかりと企業者さん側と連携を強化しながら、ふるさと納税が増加していくような取り組みを進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質問ございませんか。7番腰山良悦君。

○7番（腰山良悦君） それとですね地方創生交付金のことについてちょっと伺いますけれども、ちょっと私詳しく分からないですが、その実施計画に当たりましてどのようなあれで国の方へ申請するといいますか、それちょっと伺いたと思います。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの再質問に対し、当局の答弁を求めます。高杉企画政策課長。

○企画政策課長（高杉泰治君） ただいまの腰山議員のご質問にお答えいたします。

おそらく腰山議員のご質問は、11月の22日に国の方から閣議決定ということで発表された重点支援交付金についてのことかと思うんですけども、低所得者支援枠につきまして、住民税非課税世帯1世帯当たり3万円、また、子育て世帯については、まず子ども1人当たり2万円を加算するという制度等に関する交付金のことかと思うんですけども、こちらの方につきましては、国の方からまだ正式に割り当て額等が示されておられません。ただ、国の方では、こちらの方をできる限り早急に行っていただきたいという旨の通知はございますので、新たな通知が入り次第、まず行って、段取りの方を組んでいきたいというふうに思っております。

また、このたびは併せて推奨メニュー枠というものも行うということが示されているんですけども、現段階で示されている内容というのは昨年の11月に発表されたものとはほぼ同じような形であって、その後、また国の方で少し違ったようなメニューがあれば

連絡するということが連絡が来ているんですけれども、そちらの方もまだ具体的なものが示されておりませんので、今後そういった状況が分かり次第、速やかに対応の方してまいりたいというふうに考えております。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質問ございませんか。7番腰山良悦君。

○7番（腰山良悦君） 何かいつも低所得者とか子育て支援とか、いつも同じようなメニューに実施計画をあれしておるようですけれども、今後新規メニューがありましたらですね、それ以外のその、有利なそういうメニューを活用しましていろんな事業をやっていただきたいと、そのように考えておりますので、そこをよろしく検討していただきたいと思います。

○議長（皆川鉄也君） 答弁必要ですか。

○7番（腰山良悦君） あ、いいです。

○議長（皆川鉄也君） それでは、2問目の再質問ございませんか。7番腰山良悦君。

○7番（腰山良悦君） そうすれば2問目について再質問させていただきます。

いつ集中豪雨に見舞われるか分かりませんが、日頃、急傾斜地や河川、水路の点検、そういうのはどうなっておりますか伺います。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの7番議員の再質問に対し、当局の答弁を求めます。浅田建設課長。

○建設課長（浅田善孝君） ただいまの腰山議員のご質問にお答えします。

河川の点検等は、業者委託している河川については業者さんが管理してますし、町の方で点検する河川については、大雨が降った際とか何か住民からこういうところが不具合がありますというところをいただいた際は確認しに歩いてます。急傾斜地に関しては、ほぼ県の方に要望している状況ですので、町の方でというのは何か不具合があればその箇所を確認しに行ってるという状況です。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質問ございませんか。7番腰山良悦君。

○7番（腰山良悦君） 点検しているようですが、できればこれまでに被害に遭ったり、被害に遭うような危険なそういう例えば水路、そういうところの点検とかもやはり細部にわたって点検していただければよろしいと思います。そして、そういうところには例えば土のうを準備しておくとか、そういうような対策も考えていただければよろしいのではないかと、このように考えております。

あと、何といいますか、隧道というのかな、道路を横断して管が埋設されております

ね。その管の点検ですけれども、石が流れてきたり、流木で塞がれる場合もあるわけなんですよね。そういう点もやはりよく注意されて点検して、今後点検してまたいただきたいと、そのように考えておりますので、どうかよろしくお願いします。

まずこれで、あ。

○議長（皆川鉄也君） 答弁必要ですか。

○7番（腰山良悦君） これは答弁いいです。次にもう一つあります。

○議長（皆川鉄也君） はい、どうぞ。

○7番（腰山良悦君） それと、実際自主防災組織、先ほど39自治会のうち14自治会で組織されているという答弁でした。やはり確かにまだまだ全て組織されればよろしいと思いますけれども、まあできるだけ頑張っていたきたいと思います。

ただですね、組織されていても形だけの組織であって、実際その避難訓練とかそれ以外のあれをやっていない自主防災組織もあるように聞いております。何年もやってないと、そういう組織もあるようですので、その点よろしく組織の方へ伺って状況等を把握していただいて指導していただきたいと思います。

今の点はこれでよろしいです。

次にですね、初期消火で消火栓を使ってと、ホースでもって放水して初期消火を図るというその点について伺いますけれども、今、何年前、もうは数十年もなるのかな、前は全自治会の消火栓に格納箱を設備してもらって、ホースでもってその住民の方が初期消火したわけなんですけど、してあったわけなんです。結構使われておったわけなんですけれども、老朽化で町の方で撤去して、それ以降ずっと何も装備する考えがなくて、私これまで加藤町長、それから森田町長、2回、それで今回3回目になるわけなんですけれども、何て言ったらいいかな、確かに危険であることは確かであります。しかしながらですね、例えばですね、今の堀内町長分らないと思いますけれども、前に神戸の方へ視察に行ったわけなんです。そこでは中学生からもうは普段訓練してですね、その放水すると、そういうことをやっているようですし、それから東京の消防庁ですか、では老人クラブが頑張って訓練してやってると。あとそれ以外にも全国で放水でもって、ホースでもってね消火活動をしてると、そういうあれが結構あるわけなんです。

それで八峰町の場合、まあ消防署から遠いというと岩館地区、あとは石川地区などは結構火事のあれがあってから、そうですね、駆け付けて消火するまでという15分、20分くらいはかかるわけなんですよね。それで消防署の方にも考え方を聞いてみたわけ

なんですけれども、やはりできれば自主防災組織で地域の住民でもって初期消火できればいいというような考え方でした。私も確かに危ないという、危険だという当局の考え方も分からないわけではないですけれども、やはり訓練によってそれは克服できると思うんですよ。あと費用も全部の消火栓に装備するとなればなかなか大変ですけれども、その離れたところの何か所かに装備しておいてもらえれば、やはり役に立つのではないかなというように常日頃思っておるわけなんですけれども、その点について伺います。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの7番議員の再質問に対し、答弁を求めます。工藤防災町民課長。

○防災町民課長（工藤善美君） 腰山議員のご質問にお答えします。

町長の方の答弁にもございましたが、あと腰山議員の方でもご認識のとおりでございまして、訓練した方でなければやはり消火栓からの放水に関しては大変な危険であるとうちの方では捉えております。で、腰山議員さんのおっしゃったとおり、神戸の方で少年警火団になりますかね、あと老人クラブの方でも訓練をした方が行われているというふうなことです。やはり普段訓練が行っていない方の消火栓からの消火の方はやはり危険という観点で推奨できないものと考えており、今現在の段階では消防団と、あと消防署員のみ使用とさせていただきたいというふうなことをご理解いただきたいと思います。

あと格納箱の件でお話ございましたが、やはり格納箱の中、過去に入れておいたものに関しましては劣化等激しいものがありまして、いざという時に穴が開いたホースを使用した場合に破裂する危険性、使った方、また周りにいる方に危険性が及ぼすというふうなことがございますので、その点を含めまして消防団等含めて格納箱の方を撤去した経緯がございます。その観点は今の考えでも変わっておりませんので、現段階での格納箱の設置というふうなことは考えておりません。

以上となります。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質問ありませんか。7番腰山良悦君。

○7番（腰山良悦君） 今の課長の答弁についてですけれども、やはりそれはですね日頃の訓練だと思います。訓練しなければそれできないですよ。だからやはり訓練してもらって、その地域の人が協力に仰ぐと、それは必要だと思います。そしてですね、これからはですね消防団員もだんだん不足してきます。はっきり言って弱体化していくと思います。例えば岩館の場合でも3分団あって各分団が15名くらいであったっすか、昔

はね。それで今、1つの分団になって30人ですかね。団員もかなり少なくなっておるわけなんですよ。そういう点、やはり地域の住民、自主防災組織に頼らざるを得ないという現実というものが今後、何といたしますか、そういう時が来ると思います。やはりそのためにはやはり自主防災組織を強化するといえますか、それは非常に大事なことだと思います。あれも危険だ、これも訓練しなければならない、そういう後ろ向きの考え方では今後、何といたしますか、防災・減災というか、それに立ち向かってはいけないと思いますので、今後検討していただきたいと思います。

○議長（皆川鉄也君） 答弁要りますか。

○7番（腰山良悦君） 今の点についてはこれでいいです。

もう一つ、もう一点あります。

○議長（皆川鉄也君） はい、どうぞ。

○7番（腰山良悦君） それとですね、災害時の防災無線の連絡、通報ですけれども、これまでを見ていますと全てがというわけでもないですけども、時によってやはりもう少し早く通報とか連絡していただければというような、普段そのように思っております。そしてまた住民からもそういう指摘がありますので、その点十分検討していただきたいと思います。

それともう一つ、これは私の考え方ですけれども、防災無線、やはり本来の防災が主眼に置かなければいけないと思うわけなんですけれども、まあいろいろと放送してるわけなんですけれども、今、町内で警火団の活動というのはどうなってるか、ちょっと私分からないんですが、前はそれぞれの自治会に警火団があってですね、子ども方、児童の火の用心をやっておったわけなんですけれども、それをですね防災無線で流してもらったらどうかなと思うんですよ。1年通してでなくても冬期間の火災の多い時期とかそういう時の夕方とかね、鐘を鳴らして、そして火の用心を呼びかけると。それを防災無線でやってみたらどうかなというような私考えでいるわけなんです、その点どうでしょうか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの7番議員の質問に対し、答弁を求めます。工藤防災町民課長。

○防災町民課長（工藤善美君） 腰山議員のご質問についてお答えいたします。

少年警火団の方、今現在に関しましては峰浜地区、峰浜小学校ですね、それから八森小学校、2つの学校におきまして活動は行われております。で、峰浜地区におきまして

は7地区、7自治会となりますかね、において、夏場、夏の長期休暇、夏休みの時だけに限ってですが活動の方を行われております。あと八森小学校に関しましては、夏、また冬の方でも活動は行われておるんですが、実際に活動が行っている地域は4地区とちょっと減少している状態ではございます。

この火の用心に関しましては、火災予防の意識、それを育むためのとても良い機会であると、うちの方では考えております。で、実際に今現在子どもたちが活動を行っているのであれば、これからもその活動の方は維持したままでいきたいと考えております。もし今後このような活動が途絶えるような時があったとした場合には、その際には腰山議員の方からのご提案のありました防災無線での方の火の用心というのにも検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質問ありませんか。7番腰山良悦君。

○7番（腰山良悦君） よろしく検討の方、よろしくお願いします。

以上、これをもって質問を終わります。

○議長（皆川鉄也君） これで7番議員の一般質問を終了いたします。

休憩いたします。午後1時より再開いたします。

午前11時52分 休 憩

午後 1時00分 再 開

○議長（皆川鉄也君） 休憩前に引き続き一般質問を行います。

11番議員の一般質問を許します。11番山本優人君。

○11番（山本優人君） 議席番号11番、山本です。

通告に基づき一般質問いたします。

はじめに、白神山地観光について質問いたします。

世界遺産白神山地として登録されてから30年が経過しました。この30年間に於いて、当町を含む関係市町村は、白神山地に起因した有効な観光産業として発展や活気をもたらしたと自信を持って言えているのでしょうか。世界遺産に登録されたことで、白神山地の維持・活用による観光振興を図られ、観光誘客の増加を期待でき、観光産業が発展されると誰しもが思ったのではないのでしょうか。しかし、世界遺産の冠での観光事業の期待は、当初の想像していた観光者の増加する状況と大きく乖離してきたとずっと思っ

ております。その思いは私だけではなかったと思ったのは、先日、白神山地を取り囲む 8 市町村長で構成する環白神エコツーリズム推進協議会が環境省、林野庁に提言・要望をしたとの新聞報道があったからです。いずれの市町も、世界遺産に登録されても国立公園並みの活用・維持の予算措置すらないことに不満を感じた行動なのだろうと推察しました。関係 8 市町も白神山地に関する維持・活用に不満があることから、提言・要望という方法で環境省、林野庁に提言したと新聞報道で知りました。その内容と反応もあつたら説明してください。

この自然遺産を維持・管理・活用するにも、二ツ森登山道が毎年豪雨災害に見舞われ、2 か年を経った今も通行止めの状態であるほか、今後も法面の崩落の可能性は、近年のゲリラ気象の傾向ではまた違う場所が崩落など、二ツ森線の安定した通行の維持に不安が残る状況ではないでしょうか。今後も白神山地の観光振興を進めようとするなら、複数の観光コースを設け、一つのコースが不通になっても別ルートに回避できるルートや観光ポイント開発の必要があるほか、秋田県側だけが禁止している核心地域への入山規制の緩和などで、低迷している白神観光の誘客を図る必要があると考えます。

町長も入山禁止を見直し、ガイドつき入山の可能性について発言をしたほか、藤里町長も個人的な考えとして、人数を制限して入山できるようにしてもいいと思うと言ったと聞いています。地元の首長が入山禁止の見直しについて発言したことは、大変意義が大きく、白神山地でもガイドつきで人数制限し、予約制などにすれば、世界遺産の保護と利用が両立できるのではないのでしょうか。地元のガイドの雇用創出にも役立ちます。

また、関係市町村の過疎化対策に資する可能性も秘めており、せっかくの世界遺産を最大限に活用すべきです。人を入れないままでは宝の持ち腐れというしかありません。要は、白神山地は入らない、入れない山から、入山希望があればガイドつきでの入山ができる状況をつくると、また別の観光ルート、あるいは観光ポイントの開発を検討することが必要と考えます。

そして、今後も白神山地を活用して観光産業を活気づけ、その資源価値の意義と環境保全の教育を担いながら自然観光を継続するには、自然環境や植生に精通した案内人や拠点施設を確保する必要があり、現在町内で白神山地に関わる関係者は、白神ネイチャー協会、白神ガイドの会、ジオパークガイドの会が活動し、森林再生の植生や二ツ森留山ガイドやジオポイントガイドの活動をしています。今後も白神山地を活用していくと考えるならば、活動拠点の整備と活動支援をするべきと考えますが、当局の答弁を

求めます。

次に、今後の学校の在り方について質問します。

先日、学校適正化検討委員会より、早期に八峰、峰浜の両小学校の統合、再編の際には地域の特色を取り入れた教育、幼保小中の連携を含めた教育の在り方の検討と将来的な児童数の減少を見据えた施設の配置・整備の検討を行うとの答申がなされました。同委員会が異例の2回の委員会審議で答申をした訳は、想定以上に近年の出生者が少なく、令和11年以降は児童数が全町で1桁の人数となり、複式学級が予想されている状況では、早期に2小学校の統合を図って教育環境を整える必要があると委員の考えが一致に達したにほかならないと考えます。この答申により早々に総合計画について施設配置計画や統合目標年度等を事務サイドで進めることができ、町民や保護者が望む早期統合が叶えられることに繋がるものと考えます。しかし残念なことに、小学校の統合を審議したのは議会による昨年の決算答申の附帯意見の答申による検討委員会の設置と認識していますが、本来、町長、教育長、教育委員で構成する総合教育会議でもっと早くに今後の教育環境の在り方の方針を立てて進めるべきであったと考えます。

今後の学校の在り方については、小学校の施設の場所や中学校教育、保育園の統合などの課題があり、いつ頃、どこに、どのような方法など、総合教育会議で財政的にも教育的環境的にも最善の在り方を詰めていくことが重要であると考えます。さらには、将来的には中学校の教育事務の町外委託などの検討も考えられるなど、今後の在り方検討会の設置が必要と考えます。

以上2課題、当局の答弁を求めます。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの11番議員の一般質問に対し、当局の答弁を求めます。
堀内町長。

○町長（堀内満也君） 山本議員のご質問にお答えいたします。

はじめに、「白神山地観光」についてであります。

白神山地は、秋田県と青森県にまたがる約13万haに及ぶ広大な山岳地帯で、人の手がほとんど加えられていない原生的なブナ林と、その生態系は世界的にも大変貴重で、平成5年12月に鹿児島県の屋久島とともに、国内で初めて世界自然遺産に登録されました。

昨年度は世界自然遺産登録から30年の節目を迎え、祝賀行事やイベントが各地で行われ、改めて、ブナの森の普遍的価値や共に生きてきた私たちの暮らしについて学び直

す、良いきっかけになったと感じております。

一方で、白神山地については、遺産地域が複数の自治体にまたがることから一体的な取り組みが促進されず、また、核心地域への立ち入りが制限されたこともあって、平成16年度に8万人以上だった入山者数は、令和4年度には約1万6,000人まで減少しており、今後は、これまでの環境保全という観点にとどまらず、関係市町村が連携し、観光資源としての利活用についても検討を進めていく必要があると認識しております。

こうした中で、八峰町における白神山地周辺の保全や観光については、現在、ぶなっこランドに拠点を置くNPO法人白神ネイチャー協会が中心的な役割を担っており、植樹活動や普及啓発活動をはじめ、昨年度からは、観光協会やガイドの会等と連携してトレッキングと音楽を融合させた「留山・森の音物語」を実施するなど、新規観光コンテンツの開発にも取り組んでおります。

また、今月14日には、JR秋田支社の大型観光イベントの中で、あきた白神駅で下車し、八峰町の自然や食を楽しむ企画があり、受付開始から数日で定員に達するほどの人気となっております。

さらに、先月19日には、環白神エコツーリズム推進協議会の要望活動で、私を含めた構成市町村長7名が環境省と林野庁を訪問し、白神山地遺産地域周辺エリアの利用促進について、「緩衝地帯の拡大」や「ハード・ソフト事業の拡充」、「専門職員の重点配置」など、計7項目について要望を行ってまいりました。

しかしながら、白神観光の成果指標の一つである森林科学館の入館者数は、平成20年の1万1,000人をピークに減少しており、これと並行して、二ツ森入山者数も減少を続け、平成30年には観測以来はじめて1,000人を割り込みました。

また、二ツ森登山口への唯一のアクセス道路である町道白神二ツ森線については、昨年、一昨年の豪雨災害により現在も通行止めの状況が続いており、令和7年度中には供用再開の見込みとなっているものの、本路線は、もともと林道規格で整備された脆弱な狭隘道路であるため、復旧後も、同じ豪雨災害等が起きれば、路肩等の崩壊や落石等による被害が誘発されることが予想されます。

さらに、令和5年度以降は、これまで二ツ森で行ってきた山開きや自然観察会等を留山や三十釜に変更し実施しておりますが、ツアー商品としても人気の高い二ツ森登山が活用できないため、観光入込客数にも大きく影響しており、二ツ森に代わる新たな観光ルートや観光ポイントの新設が急務となっております。

加えて、ガイドの高齢化と、なり手不足も深刻で、八峰町白神ガイドの会で活動中の25名のうち、約72%が60歳以上となっており、今後、保全と利用を両立させていくためには、自然環境や植生に精通した人材を育成・確保していくことが喫緊の課題となっております。

今後、町といたしましては、予算的な制約があることからアクセス道路の大規模な新規路線の工事は難しいと考えておりますが、引き続き、国や県の補助金等を活用しながら、地元関係者等との合意形成を図りつつ、新たな財源の確保など総合的に判断した上で、道路整備の在り方を検討してまいります。

また、拠点施設の整備については、現在使用している白神ふれあい館の機能を来年度から森林科学館に集約することで、施設維持費の抑制と窓口の一元化を図るとともに、12月から3月までの冬期間は活動拠点を観光協会に移すことで、観光協会と連携した雪国ならではの観光コンテンツの開発が期待されます。

さらに、ガイドの高齢化と、なり手不足については、町内の類似団体等においても同様の課題があることから、関係者と協議しながら、将来的には統合や再編についての検討を進めていく必要があるほか、より専門性の高いガイド等の育成・確保については、国庫補助事業等の活用等も視野に入れながら検討していくこととし、当面の間は、必要に応じて町主催のガイド養成講座を再開することで必要数を確保したいと考えております。

いずれにいたしましても、この白神山地は町にとって大きな観光資源であり、現時点において核心地域に入れないという規制はあるものの、ブナの森を眺められる二ツ森登山ルートや水源の森として守られてきた留山、白神山地を源にする真瀬溪流など、既存の観光ポイントも活用しつつ、入山規制の緩和を含めて環白神地域の関係者と連携しながら、環境保全と観光振興が両立されるよう取り組みを推進してまいります。

私からは以上であります。

○議長（皆川鉄也君） 鈴木教育長。

○教育長（鈴木洋一君） 山本議員からご質問がありました今後の学校の在り方についてお答えいたします。

町では、出生数の減少や少子化の加速により小・中学校の児童生徒数が今後も減少傾向にあることから、今年5月24日、八峰町学校適正化検討委員会を設置し、小・中学校の適正規模及び適正配置の在り方について諮問いたしました。

11月11日、諮問していた「八峰町学校適正化について」、学校適正化検討委員会から答申を受けており、内容は議員もご承知のとおりであります。

町ではこの答申を受けまして、令和6年度中に次の段階である学校再編検討委員会を立ち上げ、学校再編の具体的な方策や校舎の適正配置を含めた町全体の教育環境などについて検討していただく予定としております。

また、学校の在り方についての課題につきましては、定例教育委員会の中で協議しておりますが、総合教育会議につきましては来年1月に開催予定としており、学校適正化検討委員会の答申を受けての対応や、再編検討委員会への諮問事項などについて協議してまいりたいと考えております。

なお、学校再編検討委員会では小学校の再編や有効的な校舎配置などを検討していただきますが、少子化に対応した中学校や子ども園の在り方についても委員の方々からご意見を伺いたいと考えております。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） 11番議員、再質問ありませんか。11番山本優人君。

○11番（山本優人君） はじめに、国に陳情に、まあ陳情って言わねえ、要望に行った内容を新聞等で見えていますけども、それについての直接の回答はないと思いますけれども、若干反応等のニュアンスがあったら、まずは紹介してもらいたいと思います。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの11番議員の質問に対し、答弁を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） 7項目もありましたので、そのうち一つご紹介いたしますけれども、実は国立公園にどうか指定してくれというような話もさせていただきましたけれども、その環境省の反応といいますか、返答につきましては、まあ国立公園ではなくても世界自然遺産であれば国立公園並みの支援があるというようなことで理解いただきたいというような答弁もありました。そしてまた、その利活用につきましては、まあ我々もかなり求めているところでございますけども、その核心地域ではなくて、いわゆるバッファゾーンと言われる緩衝地帯につきまして、拡大することによってもっともっとこう利活用が促進されるんじゃないかという話をさせていただきましたけれども、まあそれについては検討していきたいというような答弁をいただいているところでございます。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質問ありませんか。11番山本優人君。

○11番（山本優人君） 質問の中にも言ってますけども、国立公園並みの国の予算づけでそれを守るというふうなこと、多分8市町村全部期待してあったものがほとんどない

という現状にいたたまれなくなって今回陳情という形でいったと思うんですね。だとすると、やはりそれは今後もですね、まあ国立公園並みまでいかなくてもですね少しぐらいは国から整備なりの予算を勝ち取っていくということについては、8市町村が共有しているのでしょうか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） もちろん8市町村ともにですね同じ思いを持って要望しているところでございます。ただ私、この八峰町の町長として要望しに行ってみましたが、八峰町はちょっと藤里町や深浦町さんとはちょっと違うところがありまして、やはりそれは核心地域もない、そしてまた緩衝地域もないということで、なかなかこう要望しづらいというようなところもありました。したがって、藤里町長と、そしてまた私と連携してですね、是非ともその緩衝地域のエリア拡大を強く要望してきたところでございます。

いずれ8市町村長ともにですね同じ思いを持って今回要望したところでありますので、その思いはしっかりと国に伝わったものと考えております。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質問ありませんか。11番山本優人君。

○11番（山本優人君） その思いは共有してるということですので、今後もこれを継続して是非予算をつけてもらうように努力してもらいたいと思います。

それでですね、私は、この白神山地の活用ということを今後も続けていくという前提だろうというふうに考えているわけですから、そうするとですね、現状はいくら、まあ今年度、まあ今年度というか来年度、二ツ森線を直すという前提には立ってたととしても、毎年やはり崩れるところが出てくる。そういう心配の中でですね、崩れてしまえば通行止めだと。で、それにはまた数か月の時間がかかったり、1年以上の時間がかかったりすると、そういうふうなことでは継続的な観光事業というのは成り立たないわけですよ。だとすると、やっぱり現在のところ一番安定的に活用できているというのは留山というところがあるわけですが、留山自体もルートとしては非常に短時間で終わるコースなわけですよ。ところが現地の、現地というかネイチャー協会の会員等に聞くとですね、もう少し散策路等拡大する方法というんですか、ルートはあるというふうなことを聞いておるので、そういうふうなところをですね、もう少し散策のコース延長をしてもう少し滞在時間を長くすればですね、二ツ森の登山が駄目になってもそっちでカバーできるというふうな手法もあるわけです。ですからそういうふうなことをやっぱり考えて白神観

光というものを継続することを考えていかないと駄目なわけですが、その辺についての思いを言ってください。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの再質問に対し、当局の答弁を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） 留山に関して言いますと、皆さんご承知のとおり非常に景観も良くてですね、多くの方々が訪れている山でございます。木道もしっかりと整備されているところでございますし、そしてまたガイドつきという条件はあるものの、そういったものがあってですね、しっかりとあの山も守られているんだというふうに私は思っております。

しかしながら、そのルートの拡大について言いますと、あの山自体が確か八森自治会の管理しているというようなところもありますので、当然地元の自治会との調整、そしてまた、その山をよく知っておりますネイチャー協会、あるいはガイドの会等々関係機関とですね、しっかりとそういった連絡調整を行いながら、新たなルート整備についてはしっかりと検討してまいりたいというふうに思っております。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質問ありませんか。11番山本優人君。

○11番（山本優人君） そういう関係者と十分協議して、やっぱり拡大の方向を考えていってもらいたいと思います。

それと、いずれ二ツ森観光、二ツ森線開通なろうと思いますので、私は将来的にはもう少しあそこに行ける、何ていうか魅力を高めるために、今後例えば、何ていうすか、風力の関係の共生のための地元貢献策というふうなものが今後出てくると思うわけですが、そういう共生策にかかってですね、例えば二ツ森線を登っていく手法に電気自動車を入れるとか、若しくは水素自動車を入れると、そういうふうな環境に配慮した車でしが登れないようにする。そうすることによってですねイメージを高めることができるし、それに乗せる、まあ例えばガイドなり運転手なり、そういうふうな地元の施設っていうか、そういうふうなことの観光資源としては考えられるわけですね。あともう一つは先ほど言った留山についてですね拡大には金がかかるわけですから、その財源として例えばそこをゲートを造って、富士山の登山のように4,000円とかいかなくてもですね料金を取ってちゃんと散策コースを整備するというふうな手法もあるわけで、そういうふうなことを検討してみてはいかがですか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの再質問に対し、当局の答弁を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） 白神二ツ森線をですね、その電気自動車、あるいは水素自動車等

を活用してですね登らせるというのは非常にいい考えだなというふうに私も聞いてて今思いました。洋上風力発電の方でですね、その地元の共生策というところもありますけど、またそういったところも含めてですね、白神山地へ登るその二ツ森線の電気自動車、あるいは水素自動車等を活用した在り方、そういったところも全体的に含めて検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。

そしてまた留山の新たなルート整備につきましては、実は今、県の方と調整を行っているところでございまして、もしかすれば令和7年度に予算がつくかもしれない、そんな話も今あります。それが予算がついた段階でですね、また議員の皆様にしかりと案を示しながら、そのルートの拡大についてお示ししてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質問ございませんか。11番山本優人君。

○11番（山本優人君） 是非そっちの方でもまた頑張ってもらいたいと思います。

もう一点は白神山地、まあ入山できないというふうに秋田県がなってるわけですけども、これについては町長も藤里町長もさっきの説明したようにですね規制をつ払って、もう少しぐらいいいんでねえかというふうな考え方だと。これについては県議会の高橋先生や石田さん、まあ民主党の彼もそういうことを言ってるんですよ。秋田県の議員そのものも、県議会の方でもそういう意見だということであればですね、まあ核心の真ん中まで行かなくてもですね、まあちょっと入るぐらいでもそれを許す、緩和するというふうな進め方、まあ意見を上げていくというふうなことについて是非やってもらいたいと思うんですが、それについてどうでしょうか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの11番議員の質問に対し、答弁を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） 先ほど申し上げましたとおり、この八峰町には核心地域、そしてまた緩衝地帯すらありませんので、なかなか町を代表してっていうわけではありませんけども、これ昔からですね私もずっと何でかなというふうに思っておりました。まあご承知のとおりですね青森側は当然ながらガイドつきという条件はあるもののエリアには入れるというふうになっております。一方で秋田県側は一切入っちゃいけないというそういった話がありまして、なぜこんなにも違うのかなという違和感は当然持っておりました。昨年ですね、その30周年というところがありまして、実は青森放送さんから私、取材を受けたところでございますけども、その時も実は言っております。まあ30周年というところもありまして、やはりそろそろですね、もう過度に保護するというようなとこ

ろは考えを改めて、青森側と同様にですね条件つきで入れるような検討をするべきでないかなと、そんな時期に来ているんじゃないかというようなインタビューを受けております。正にですね私の思い、そしてまた議員の思いが一緒であるならば、これ地域の思いとしてしっかりとですね、県、あるいは国の方にも伝えていきたいというふうに思っております。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質問ありませんか。11番山本優人君。

○11番（山本優人君） 白神山地、これは活用していくべきだと考えるわけですけど、その活用を動かすっていうのはですね、地元で言えば白神ネイチャー協会、それから白神ガイドの会、それから今直接的には関係ないけども、関係ある団体としてジオパークのガイドの3つの団体があるわけですけども、今回のまあ来年度予算の編成の考え方の中に、この拠点施設を2か所から1か所にしてしまったと、する予定だということでありますけどもね、非常にこれ厳しい問題だなんて思うわけですよ。ていうのは、まああそのこの2か所のうち上の方の建物は観光者が休憩場所にもなってるわけですよ。ところが下の建物は閲覧場所であって休憩場所がない施設だわけですよ。せっかくの観光者がですね、あそこで休める場所もないというふうな状況づくりではちょっとこれは話、観光と相反するっていうふうに考えるわけです。それといろいろガイドの、まあガイドっていうか、その協会の事務負担がですね、2人いてあったものが1人になるという状況の中では大変な作業だなと感じるわけですけども、やはりこのガイド協会なり、ネイチャー協会なりをやっぱり支援して白神山地の観光を強化するというふうなことについては、今後も支援していくべきではないのかなと私は思うんですが、その辺の2点ばかりの内容について説明してください。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの質問に対し、当局の答弁を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） 先ほど答弁の中で施設の統合の話をちょっと触れましたけども、私も、まあ当然ながら目的は若干異なっているんだろうというふうに思いますが、私から見ると同じような施設が向かい合っていてありまして、そこにこうそれぞれ人を配置しているというところでございます。で、先ほど休憩と見るところっていうそれぞれ目的が若干異なるのかもしれないですけど、そこも統合はできるだろうと私は考えまして、統合という方向で動いているところでございます。

そしてまた観光協会、あるいはネイチャー協会の支援でありますけども、当然ながら必要な支援は今後も続けていきたいというふうに考えているところでございますけれど

も、やはりできるだけ、先ほど来申し上げておりますとおり財政が厳しいといったところもございますので、そういったところをですね両協会にはご理解いただきながら、しっかりと説明してまいりたいというふうに思っております。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質問ありませんか。11番山本優人君。

○11番（山本優人君） その3団体ですね活動の支援というのは、この白神観光の肝だわけですよ。この団体がなければ白神山地観光というのはほとんどできないと思うんです。役場職員ができないんですよ、これ。ですから私は、その事務的にかかる部分についての費用負担を全部すれと言ってるわけではないですけども、やはり彼ら、その団体を利用したイベントなり企画、そういうふうなものをやることによってですね町のその誘客も図れるわけだし、イメージも高まる、こういうふうに思うわけです。是非それはやってもらいたいと思いますが、いかがですか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） ちょっと繰り返しになる部分あるかもしれませんが、当然ながら必要なところは当然支援してまいりたいというふうに考えているところでございますし、先ほど来申し上げておりますとおり無駄なところはちょっとこうしっかりと精査しながら省いていく。しかしながら必要なところはしっかりと手当をしていく。これは今後も変わらないというところでご理解いただきたいと思います。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質問ありませんか。11番山本優人君。

○11番（山本優人君） いずれにしても、私は詰めるところは別な部分あると思うわけですよ。必要なところにやっぱり十分支援して活動させるべきというふうに考えますので、その辺も含めて検討しておいてください。

で、1問目を終わって2問目に入ります。

私はですね、まあ先日答申した中身についてはあのとおりでいいわけで、まあ私も委員なのでそのとおりなんですけど、私が残念なことはですね、その答申を事務的に求めねば駄目だっということとは分かるんですが、その前に知識としてもう事務、まあ事務局側が想定する、こうであればこうなる、こうであればこうなるというふうなシミュレーション的なものを先に提示して検討させるべきではないのかなというふうに思うわけですよ。そうすることによって知識が高い段階で想定できる。ですから、まああの委員会の中で私がさも先導したようにある議員は言いますが、実態をあまり理解していないと思ったので私は財政的にも早めないと駄目だと思ったのでどんどんどん言ったわ

けですね。で、しかも、もっと加速度的に進めていかないとですね、財政ももたないほかに子どもらはいなくなると、そういうふうな状況だわけですよ。ていうのは、それが私は総合教育会議の中で当然話されているもんだらうというふうに感じていたのが、いざ違ったと。先ほど話聞くと年に1回しか教育、その会議というのはやってないということなのですが、これについては現実どうなってるんでしょうか、教育長。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。鈴木教育長。

○教育長（鈴木洋一君） 山本議員の再質問にお答えいたします。

総合教育会議については、平成27年度からスタートして年1回の割合で会議が開催されてきました。それで、令和2年度からコロナの影響でそれが開催されないまま今まで来ているということが一つであります。あと、小さい町でありますので、教育に関する事、そして子どもたちに関する事に関しては、事あるごとに私の方から町長、副町長の方に報告いたしているところであります。

で、今回の総合教育会議の内容としては、教育行政大綱というのを策定する時にまず1回開くということ、あと、今回話題になっている教育条件の整備に関する時に話し合いをするということと、あともう一点は、児童生徒の生命・身体の保護など緊急の場合に開催されるという3つの内容について話し合うことになっています。で、今回1月に開催する予定の総合教育会議では、教育環境適正化検討委員会の話し合われた内容に基づいて、これからどういう方向で次の再編検討委員会の方で皆さんから話し合っていたかという内容を一応みんなで話し合いをして、その話し合い、答申の結果を受けてもう一度総合教育会議でいよいよ具体的な話し合いに入っていくということを予定しております。で、この内容を、先ほど山本議員も話しておりましたが、時間をかけないで、できるだけ素早く対応してまいりたいと考えています。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質問ありませんか。11番山本優人君。

○11番（山本優人君） さっきから言ってるようにですね、現在の教育長の時代の話ではなかったんですけども、まあ前々回の教育長の問題だろうと思うわけですが、もう子どもがこだけ足りなくなってるの分かってるんですよ、全部ね。全員が分かってるのに、それに対して将来的に小学校の統合の話や保育園の統合の話、中学校はどうするかというふうな話をですね、その教育委員会の中で話し合われてなかったのかということなんですよ。それについては事務局の方からどうですか、答弁できますか。それにつ

いて答弁ください。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。山本学校教育課長。

○学校教育課長（山本 望君） ただいまの山本議員の質問にお答えします。

少子化等につきましては、定例教育委員会の中で教育長と教育委員の中ではお話はされていたと感じております。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質問ございませんか。11番山本優人君。

○11番（山本優人君） 要は、もっと早い段階で、それは事務サイドで小学校統合の方法だっていろいろあるでしょう。例えば八森小学校やめて水沢にすぐ入るのか、それとも中学校に移設して増築してあそこに行くのか、それとも新たに建てるってば金がないのでちょっと厳しいかもしれません。方法論としてはいろんなパターンがあるわけですね。そういうのも、もう既に想定しておく。で、それを議会なり町民に知らしめてですね、これでは賛否を問う、まあいいのか悪いのかと意見を聞くということが進め方であってですね、今統合についていいのか悪いのかという問題では私はないと思うんですよ。

それともう一つは、まあちょっと進む話ですが、中学校だって1桁台なれば3学年で二十四、五人しかない。もしかしたら町内で10人、3学年で15人足らずしかないかもしれない。それで中学校もっていくのかどうか。これだってもう想定して、どういう方法がベストなのかっていうことを考えておかないと駄目だと思うわけですよ。もしかしたら東雲中学校に行ってもらおうと、そういうふうなことだって想定する。いろんなパターン、この人数になったらこうする、この人数だったらこれしかない、というふうなことをもう既に想定して相談し合うというふうな手法をやらないと駄目だというふうに思うわけですが、それについて町長の考えはどうでしょう。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） まずはじめにですね、先ほどの最初の方の質問になりますけれども、ちょっと過去のことは分かりませんが、やはり学校統合という大きな問題になりますと、教育委員、あるいはその役場職員というような中ではなかなかその結論までは至らなかったんだらうなというふうに思っております。ただ、今なりますと、改めてですね議員の皆様、そしてまた私の思いも合致したところがあって、この再編計画が今進んでいるんだらうというところでございます。

そしてまた、今、中学校の事務の話が出ましたけれども、私はですね、やはりこのどんなに小さな町、そしてまたどんなに小さな学校であっても、この八峰町には一つ小学校、そしてまた一つの中学校在私は必要なんだというふうに思っております。したがって、私が町長であるうちは、その東雲中学校と統合するとかではなくてですね、まず八峰中、そしてまた八峰小、これを一つでしっかりと確保して存続させていきたいというふうな思いがあります。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質問ありませんか。11番山本優人君。

○11番（山本優人君） いずれにしても、小学校、中学校、まあ保育園も含めて、何か年内に、年内っていうか年度内に検討委員会つくるということですが、それらも含めたですね在り方の検討会に内容になってほしいと思いますが、そこら辺は教育長どうですか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。鈴木教育長。

○教育長（鈴木洋一君） 山本議員の質問にお答えいたします。

先ほどもお答えいたしました、次の再編検討委員会では小学校の統合だけではなくて将来的に中学校をどうするか、そして子ども園をどうするかまで皆さんからご意見をいただいきたいと思っております。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質問ございませんか。11番山本優人君。

○11番（山本優人君） 是非その中身で事務サイドでどういう方法がベター、ベストなのかということを提示できるように検討しておいてください。それに伴って町の財政もどのぐらい余裕が出てくる、今の1億円かかっているか3億円かかっているかは分かりませんが、それに統合、こういうふうな方法でどのぐらいの予算で学校が維持できていて、どのぐらいの予算圧縮なるのかというふうなことのシミュレーションもやはり提示できるように検討してもらいたいと思うんですが、最後に返答をお願いします。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） ご指摘のとおり、学校が統合されればですね当然ながら掛かり増しとなっていたその経費は圧縮されるだろうというふうに今、現時点でも見込んでいるところでございます。そういったところをですね財政当局等ともしっかりと指示しながらですね、適正な学校の配置について進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質問ございませんか。

○ 1 1 番（山本優人君）　終わります。

○議長（皆川鉄也君）　これで11番議員の一般質問を終了します。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

なお、次回本会議は、明日12月13日午前10時より開会し、一般質問を行います。

これにて散会します。お疲れ様でございました。

午後　１時５１分　散　　会

署 名

上記会議の次第を記載し、これに相違ないことを証明するためここに署名する。

八峰町議会議長 皆 川 鉄 也

同 署名議員 7 番 腰 山 良 悦

同 署名議員 8 番 見 上 政 子

同 署名議員 9 番 須 藤 正 人

令和6年12月八峰町議会定例会会議録（第3日）

令和6年12月13日（金曜日）

議事日程第3号

令和6年12月13日（金曜日）午前10時開議

第1 会議録署名議員の指名

第2 日程の追加について

第3 一般質問

追加日程第1 議案第115号 工事請負契約の締結について

第4 発議第6号 安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善を求める意見書

第5 発議第7号 「18歳までの医療費窓口負担の無料化」を国の制度として実施を求める意見書

第6 常任委員会の閉会中の継続審査について

第7 議会運営委員会の閉会中の所掌事務の調査について

第8 常任委員会の閉会中の所管事項の調査について

出席議員（12人）

1番 笠原吉範	2番 伊藤一八	3番 奈良聡子
4番 芦崎達美	5番 水木壽保	6番 菊地薫
7番 腰山良悦	8番 見上政子	9番 須藤正人
10番 門脇直樹	11番 山本優人	12番 皆川鉄也

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町長 堀内満也	副町長 田村正
教育長 鈴木洋一	総務課長 和平勇人
財政課長 堀内敬文	企画政策課長 高杉泰治
建設課長 浅田善孝	防災町民課長 工藤善美

農林水産課長	堀内和人	商工観光課長	成田拓也
税務会計課長	今井利宏	福祉保健課長	菊地俊平
教育次長	山本節雄	学校教育課長	山本望
生涯学習課長	石上義久	農業委員会事務局長	内山直光

議会事務局職員出席者

議会事務局長	佐々木高	議会事務局庶務係長	須藤佳奈子
--------	------	-----------	-------

午前１０時００分 開 議

○議長（皆川鉄也君） おはようございます。

議会最終日であります。３日連続で傍聴に出席していただいている方もございます。大変お疲れ様でございます。よろしくお願いします。

ただいまの出席議員数は１２名です。定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、八峰町議会会議規則第１２４条の規定により、１０番門脇直樹君、１１番山本優人君、１番笠原吉範君の３名を指名します。

日程第２、日程の追加についてを議題とします。

議事日程の追加につきましては、議会運営委員会に諮問し意見を求めていますので、その結果を議会運営委員長より報告願います。水木議会運営委員会委員長。

○議会運営委員会委員長（水木壽保君） おはようございます。議会運営委員会の水木でございます。

ご報告申し上げます。

当委員会では、本日、議長同席のもと、議会運営委員会を開催し、議事日程の追加について協議いたしました。

その結果、議案第１１５号を本日の日程に追加し、議題とすることに決定いたしましたので、ご報告申し上げます。

○議長（皆川鉄也君） お諮りします。ただいまの議会運営委員会委員長報告のとおり、議事日程を追加し、議題とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、議会運営委員会委員長報告のとおり議題とすることに決定しました。

日程第3、一般質問を行います。

順次発言を許します。2番伊藤一八君。

○2番（伊藤一八君） おはようございます。議席番号2番、伊藤一八です。

傍聴者の皆様には、寒い中、足を運んでいただきありがとうございます。

それでは、通告に従いまして一般質問をいたします。

八峰中学校では現在8種類の部活動があり、全ての生徒がいずれかの部に所属しています。3年生が部活動を引退した後の新人戦では、野球部、男子・女子バスケットボール部が他校との合同チームで大会に参加しました。生徒数の減少により1校単独で大会に出場するのも年々難しくなっております。生徒や保護者と話している時も、来年部員が増えたらどうなるのか、入らなかったら廃部になるのか、クラブチームだったら最後まで一緒にできるのかなど、部員数の減少により学校部活動の存続や地域移行に向けてどう進めていくのか、とても関心があると感じております。

国では、地域のスポーツ・文化芸術環境において、学校単位から地域単位での活動に移行するため、有識者による検討会議提言や学校部活動及び地域クラブ活動のガイドラインを策定し、令和5年度からの3年間を「改革推進期間」と位置づけ、早期の地域移行の実現を目指している。

秋田県はこれを受け、令和5年7月に「秋田県における部活動地域振興計画」を策定した。県内の動向を見ると「部活動地域移行推進計画」を策定し進めている自治体もあるが、八峰町の現在の状況は。

1つ目に、現在、中学校部活動で外部コーチをお願いしている部活動はあるのか。

2つ目に、地域移行へ向けて、町内含め、近隣の市や町と今後どのように地域や関連団体と連携していくのか。

以上2点を踏まえ、どう取り組み進めていくのか、教育長の考えを伺います。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの2番議員の一般質問に対し、当局の答弁を求めます。鈴木教育長。

○教育長（鈴木洋一君） おはようございます。伊藤議員のご質問にお答えいたします。

中学校部活動の地域移行については、このたびの議員の質問にありましたように、国では令和4年12月に、少子化の中でも将来にわたり生徒がスポーツ・文化芸術活動に継

続して親しむことができる機会を確保することを目指し、令和５年度から令和７年度までの３年間を改革推進期間とし、地域との連携の在り方について示されたガイドラインを作成しております。

また、これを受け秋田県教育委員会では、令和５年８月に、誰もが身近でスポーツや文化芸術活動に継続して親しむことができる環境づくりを目指した、秋田県地域移行推進計画を作成したところです。

現在、八峰中学校の部活動は、スポーツ系が６種目、文化系が２種目のほか、学校部活動外ではありますが、能代市のスポーツクラブで活動する生徒もおります。さらに、部員数が少ない種目では、他郡市の他校と合同チーム編成を行うなど、単独で活動することが困難な部活動もあります。

議員ご質問の外部コーチにつきましては、今年度、八峰中学校から、男子バスケットボール部、女子ソフトテニス部、陸上競技部でそれぞれ１名ずつの計３名に依頼されております。

町では、こうした現状や県の推進計画を踏まえ、令和６年度より地域部活動推進検討委員会を立ち上げ、各種スポーツ団体や学校関係者、保護者等から広く意見をいただきながら協議を行い、八峰町部活動地域移行推進計画作成について検討しているところであります。

地域移行を進めるに当たっては、当面は学校部活動を維持し、部活動指導員配置による地域連携を進め、休日の部活動の地域移行を目指してまいります。

また、単独で進めることが難しい種目等については、他市町の団体等との連携を検討してまいります。

以上です。

○議長（皆川鉄也君）　２番議員、再質問ありませんか。２番伊藤一八君。

○２番（伊藤一八君）　まず今回の一般質問をした経緯なんですけれども、今現在、中学校に通ってる生徒や保護者、また新年度入学してくる児童、保護者の皆様から、秋田県、国で３年間で計画を進めるということになっています。それで保護者の皆様からは、３年後、部活動を完全に地域移行なのかとか、あまり何か浸透してないのかなっていうことで質問させていただきました。

まずはじめに１つ目の外部コーチの件なんですけれども、今現在、テニス部、陸上部、あと男子バスケット部に外部コーチがいる。私もまず推進委員にもなってますし、ＰＴ

A会長もやっているので、その辺は把握しているんですけども、今後、来年度も外部コーチそのまま引き続き継続して手伝ってもらえるのかってというのは、まだ分からないですか。その辺分かったらお願いします。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの再質問に対し、当局の答弁を求めます。鈴木教育長。

○教育長（鈴木洋一君） 伊藤議員からの再質問にお答えいたします。

まずはじめに、地域移行、地域移行とこう話されていますが、この言葉の中には学校部活動の地域連携がまず1点、そしてその後に地域クラブへの移行という2つの意味があるんですが、私も含めて勘違いされている部分が地域移行という言葉だけが注目されているというところがあります。で、先ほどの答弁でもお話しましたが、まず八峰町は学校と地域が連携してお互いに地域の子どもたちを育てていきたいという方向で進め、そして平日は部活動として行うんですが、土曜日に地域の方々と一緒に生徒たちがスポーツや文化に取り組むっていう体制を目指してまいりたいと思っております。

あと、外部コーチと部活動指導員という言葉がありますが、外部コーチは今までと同じで外部の方々に部活動に来ていただいて実技指導をしていただく。で、今回の地域移行に関する部活動指導員については、技術指導だけでなく生徒指導、そして大会引率までも責任を持っていただく、そして子どもたちを育てていただくっていう違いがあります。

伊藤議員から質問ありました、今まで3名の方が外部コーチとして関わっていただいているんですが、来年度からは本人の了解を得れば外部指導員としてお願いしたい、学校の方ではお願いしたいと考えております。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質問ございませんか。2番伊藤一八君。

○2番（伊藤一八君） 先ほど答弁いただいた外部コーチですけども、入学してテニス部とかに入る生徒の皆さん、ほとんど未経験のまま、地域にスポ少の団体がないので外部コーチがいればとても、顧問の先生も指導経験のない先生が顧問になった場合とかもとても助かると思うんですよ。ですので是非来年度以降も継続して続けてもらえるように、協力の方よろしくをお願いします。

○教育長（鈴木洋一君） はい。

○2番（伊藤一八君） また、現在外部コーチはいないんですけども、野球や女子バスケット部、卓球などからの要望などはあるのでしょうか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの再質問に対し、当局の答弁を求めます。鈴木教育長。

○教育長（鈴木洋一君） 伊藤議員から質問ありました、ほかの部活動からの要望についてなんですが、現在、学校長からお話を聞いているのは、新たに女子バスケット部という要望が出ておりますが、来年度、人事異動でまたこう専門的な指導者が入ることによって学校の要望も変わってくると思うので、年度当初また校長の意見を聞きながら進めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質問ございませんか。2番伊藤一八君。

○2番（伊藤一八君） ありがとうございます。また文化系の方で吹奏楽部とか、文化芸術部って書道とか美術系のことをやってる部活動もあるんですけど、そちらの方にも是非外部コーチでもOBの方々でもいいので声がけをしていただいて来ていただけると、吹奏楽は特に楽器を初めて使うという生徒も多いと思いますので、是非吹奏楽部の方とかにも外部コーチの方の検討をよろしくお願いします。

1つ目の質問は、次に2つ目の地域移行の方の近隣市町との連携のことなんですけれども、今回3年生が引退した野球部は全チームが合同チームで新人戦、大会行われました。で、女子バスケ部も男子バスケ部も合同チームでっていうことで、町内だけで地域移行進めていくのも大事だとは思いますが、やはり町外の能代山本全体で地域移行の方を進めて、クラブチームの方進めていくようなそういう近隣の町村との話し合いとかは行っているのでしょうか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの2番議員の質問に対し、当局の答弁を求めます。鈴木教育長。

○教育長（鈴木洋一君） 伊藤議員の再質問にお答えいたします。

先ほど地域連携と地域移行という言葉の説明いたしましたが、地域連携の定義の中に、学校部活動を行う場合に部員が少ない学校では、複数の学校と合同練習または合同で試合に臨むという定義があります。ですから、八峰中だけで試合等に出れない場合は、他の学校のチームと合同でやっていくということを今後も大切にしていきたいと思っております。

すいません、その後……

○2番（伊藤一八君） 話し合いを。

○教育長（鈴木洋一君） あ、はい。地域連携の話し合いに関しては、まず合同部活動に

ついでと、あとは八峰町で活動できない例えばバドミントンとか柔道の場合は、能代市の地域スポーツの方をお願いしながら生徒が通ってるという状況です。あと郡市内で地域クラブを立ち上げてどうするという話は、まだそこまでは進んでいないというのが現状であります。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質問ございませんか。2番伊藤一八君。

○2番（伊藤一八君） まず現在、新チームは合同チームでやってるんですけども、これが来年、新入部員が入ってくれば、また春の大会、夏の大会と単独で出場することになります。で、また3年生が引退すると合同チームに戻ると。で、また再来年の春、入部してくると単独チームになる。これを続けてると、やはり勝利至上主義でもないんですけども、子どもたちの勝った時の喜びとかそういうのもあまりなくなっていくのかなという、部員数が多い学校がダントツで強くなるとかそういうことも考えられるのかなと思うので、是非、地域移行ではなくて連携ということで合同チームでそのまま継続して練習とか練習試合とかをしていくのもいいのかなというふうに思いますが、どう思いましたか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの2番議員の質問に対し、答弁を求めます。鈴木教育長。

○教育長（鈴木洋一君） 伊藤議員の質問にお答えいたします。

八峰中の校長さんの方からも、例えば女子バスケット部3校で合同チームを作って今まで練習して試合にも取り組んできたんですが、春になると部員が1年生が入ってきて単独チームの条件を満たすということで単独で出場なるわけですが、新人戦から今までこうやってきた仲間たちと夏の大会まで続けさせてやりたいというのは校長の思いではあるんですが、でも中体連の規定というものがありますので、そこにきちっと従って今後もチーム編成が行われると思います。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質問ございませんか。2番伊藤一八君。

○2番（伊藤一八君） まあ教育長の答弁にもありましたとおり規定がやはりあるので、人数、部員が増えれば単独チームでの出場、大会に出場となるんですけども、やはり普段の練習とかそういうのはやはり3年生が引退すると部員数もどちらのチームも減って、また合同、一緒になるっていう場合も考えられますので、是非そこは他市町と話し合いをして、是非練習継続して、普段、3年生引退する前ですね、入部して新入部員が

入ってきてから部員数が増えてからでも練習などは合同でやっていけばいいなというふうに思います。また、その合同練習することによって部員数も増えるので、実践的な練習とかもすごい生徒にとってもプラスになると思うんですよ。だから是非大会とかは単独で出場になるんですけども、練習の方は合同でというような感じの流れに持っていけばいいなと思いますが、どうでしょうか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。鈴木教育長。

○教育長（鈴木洋一君） 伊藤議員から今提案がありました、単独で試合で進むに当たっても新年度になってから練習等で今までの繋がりを大切にしていければ、私も同感であります。ですから、今後校長にもいろいろ話しながら、子どもたちにとってよりよいスポーツ環境を整えてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質問ありませんか。2番伊藤一八君。

○2番（伊藤一八君） 是非、新入生が入ってきて部員数が増えても合同練習とか進めていけるように、能代山本全体で協議して進めていってもらいたいと思います。よろしくお願いします。

○教育長（鈴木洋一君） はい。

○2番（伊藤一八君） 以上です。

○議長（皆川鉄也君） 答弁要りませんか。

○2番（伊藤一八君） 大丈夫です。

○議長（皆川鉄也君） これで2番議員の一般質問を終了します。

次に、8番議員の一般質問を許します。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 通告に従い、一般質問を行います。

今日が一般質問の最後、最終の出番となりました。最後までどうかよろしくお付き合いのほどお願いいたします。

まずはじめに、有機畑作で農業振興について伺います。

児童生徒の学校給食に地場産の食材で安心・安全の有機食材の提供を考えないでしょうか。有機野菜づくりを指導するのはどうしても農業担当課がイニシアチブを取って協議会を設置しなければならないと思います。生産者と教育委員会が一体となって、献立を中心とした食材をどのように提供するかという毎月の会議を行うことによって提供が可能であるということは、千葉市のいすみ市で実践されております。有機食材ではない

のですが、さきの議員研修で訪問した際、東京都日野市でも同じく地場産農産物を学校給食で食べてほしいということから数十軒の農家が少しずつ出し合っているということが話されました。やはりここでも中心になっている話をしてくださったのは、農業振興課の方です。共通しているのは、市長が並々ならぬ考え方があるということでした。

有機栽培については、「有機農業をめぐる事情」と題して農林水産省農産局農業観光対策課が令和6年9月9日に更新して53ページにわたって分かりやすく表されています。それによると、環境保全型農業直接支払交付金が令和6年269億円予算化されています。有機農業支援策として技能取得支援指導員養成・育成や民間団体または企業向けにも支援策もあります。有機農業を地域振興を考える自治体ネットワークは、109市町村24件、すいません、ネットワークが109市町村24件で、4団体が参加しています。秋田県は大潟村と、それから大館市がここに載っていました。学校給食における有機農産物の活用に取り組む市町村は、今合わせて令和4年で193市町村になっています。

本町に照らし合わせますと、まず耕作放棄地を有効活用して有機農産物として町が推奨することで、学校給食のみならず産直に安全・安心の野菜を品数豊富に提供する。有機野菜の価格は高く、国は輸出も支援しています。八峰町での農業振興は、有機栽培で取り組む専門職員を配置して取り組むという考え方はないでしょうか伺います。

次に、加齢難聴者の補聴器購入に支援策をについて伺います。

加齢難聴は、加齢とともに聴力が低下していくことです。78歳以上の7割が加齢難聴に該当していると言われております。加齢難聴を放っておくと、周りの人と会話がうまくできなかつたり、そして参加できなかつたり、コミュニケーションをとることが難しくなったりして、認知症や鬱の原因となることがあります。私の周りでも、家庭の中でじいさん、ばあさんに何ぼしゃべっても駄目だ、聞こえない、電話も出してくれないという話をよく聞きます。家庭の中で孤立してしまっているということが現状にあります。みんなにいたるところにはとても行けないという声も聞きます。

早期発見が大切と言われております。特定健診時にアンケート的な質問票がありますが、世界的に使われている検査ですけれども、これを受けて、認定補聴器技能者は様々な会社とかいろんな仕組みがありますけれども、こういう方を配置して補聴器購入へ導くことが必要ではないでしょうか。ところが年々性能が良くなって、集音器から外出にも向いたIT機能が内臓されたようなものもありますが、高額でキリがありません。最低でも13万円は、両方で13万円かかると言われております。生活困窮者にはとても手

が出ません。国への保険適用を申請、陳情することも各団体でやっております。八峰町も議会でこの陳情が出され、意見書が提出されております。助成を考えないでしょうか。1年に10人5万円助成しても50万円で済みます。健康寿命を伸ばして快適な生活を送ってもらうということは、町にとっても高齢者一人一人が医療や介護の負担を軽減するというところで経済的にも有効な対策ではないでしょうか。この考え方を伺いたいと思います。

そして最後に、配食サービスの事業の意義を生かして拡充をについて伺います。

この事業の目的は、在宅の一人暮らし老人などに対し、配食サービスという食生活の自立を目的とした一連のサービスを提供することにより、食事を作る機能を維持または改善を図るとともに、安否確認を行う、配食事業としては本当に大事な役割を果たしていると思います。この事業を生かして高齢者などに関わっていただきたいと思います。本当に思っています。

対象者65歳以上の一人暮らし、75歳以上の二世帯、重度身体障がいとあります。申請を提出することになりますが、拒否されるケースがあります。3条にある高齢者サービス調整会議のメンバーと目的はどのようなものなんでしょうか、お知らせください。

夫婦のどちらかが全く調理ができなくなり、調理したことのない男性が調理できると判断される、これは介護認定となっている奥さんのケアマネージャーがだんなさんの状態を判断して、ケアマネージャーが町に報告をして、それで町はそれを受けて拒否をされる、こういうケースになっております。このような仕組みになっておるんでしょうか。

また、介護に関係ない重度身体障がい者は、どのような障がいのことなのか。精神障がい者一人暮らしもかなりいるのではないのでしょうか。この点もお知らせください。

身体障がい者の一人暮らしはどのくらいかということです。それも含めて、高齢者が外出困難であったり、調理ができず偏った生活を送っているようであったら、本来の目的に合わないのではないのでしょうか。障がい者の枠を広げて事業を進めていく考えはないか、一緒に伺います。どうかよろしくお願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの8番議員の一般質問に対し、当局の答弁を求めます。
堀内町長。

○町長（堀内満也君） おはようございます。見上議員のご質問にお答えいたします。

はじめに、有機畑作による農業振興の学校給食についてであります。

有機栽培は、農林水産省の「有機 J A S 規格」を満たす栽培方法で、代表的な基準としては、「堆肥などで土づくりを行い、禁止された農薬や化学肥料を使用せず、遺伝子組み換え技術を使用していない」品目ですが、学校給食に限らず有機野菜を食べることは、子どもたちにとって大事なことでありと考えております。

現在、町内においては販売先がないことや病虫害対策、雑草の管理が困難など、手間が掛かり増しになることに加え、反収が上がらず、儲けに繋がらないとの声もあり、農業経営者からは有機栽培は難しいと聞いております。

一方、国では、食料、農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現する「みどりの食料システム戦略」を進めており、2050年までに有機野菜市場や面積の拡大などを図ることに取り組んでおります。

今後は、こうした国の動向を注視しつつ、町内における有機野菜栽培の課題を整理しながら、導入の実現性を探ってまいります。

次に、有機畑作による農業振興のうち、耕作放棄地についてであります。

町では、人口減少や高齢化率の上昇、農業従事者の減少などにより、5年前と比較し、耕作放棄地が42 h a 増えております。

こうした状況は、雑草や害虫の発生に加え、クマやサルといった害獣の行動圏にもなり、周囲の農作物の被害の拡大に繋がるものと考えます。

このため町では、地域住民と一体となって中山間直接支払交付金事業や多面的機能支払交付金事業に取り組んでいるほか、農業委員会では、遊休農地解消活動事業として毎年6月に農業委員13名、農地利用最適化推進委員13名の計26名により、草刈りや耕起作業を行い、荒廃農地の拡大防止に努めております。

また、有機野菜のブランド化につきましては、耕作放棄地の解消を目指す上で有効な対策の一つと考えますが、前述のとおり多くの課題があることから、引き続き情報収集に努めてまいります。

次に、「補聴器購入等への支援制度」についてであります。

ご承知のとおり、現在町で実施している特定健康診査については、法律により検査項目が決められており、その目的は糖尿病などの生活習慣病の予防や早期発見であることから、聴力検査は含まれておりません。

このため、専門的な難聴検査につきましては、特定健診ではなく耳鼻科などの医療機関を受診していただいた上で、適正な対応に繋げることが妥当であると考えております。

また、高齢者への補聴器購入に係る新たな助成制度の創設については、現時点において聴覚障がい者への助成事業があることに加え、町の財政状況を踏まえると厳しいものと考えますが、認知機能の低下予防などの効果があると言われていたことも認識しておりますので、引き続き国や県内の動向を注視しながら、その必要性について判断してまいります。

次に、「配食サービス事業」についてであります。

町では、生涯にわたって心身ともに健康で、年齢や性別・障がいの有無などに関係なく安心して暮らせる社会の実現のため、地域福祉計画や地域福祉活動計画を策定しており、高齢者や障がい者等に対する支援の一つとして配食サービスを実施してきております。

配食サービスは、合併前の旧八森町では平成10年から、旧峰浜村では平成12年から行っており、合併後も利用者の負担を1食200円に維持しながら今日まで継続している事業であります。

議員ご指摘の心身に障がいのある方については、配食サービス事業実施要綱において対象となっており、申請時に高齢者サービス調整チームの実態調査により妥当と判断された場合には利用が可能となります。

また、調整チーム会議は、男女の差別をすることなく調理の可否を判断するほか、重度身体障がい者の程度についても、調査により総合的に判断しております。

この調整会議のメンバーは、高齢者サービス調整チーム設置要綱の記載のとおりとなっており、月2回の定例会議を基本とし、配食サービス希望者の実態調査を含め、様々な情報を共有・協議・検討しながら、個々の高齢者のニーズに即した各種サービス等の総合的な推進を図っております。

なお、障がい者の一人暮らし世帯については、町内で合計156名となっており、内訳としては、身体が122名、精神が23名、知的が11名となっております。

いずれにしましても、配食サービスは高齢者や障がいのある方への一つの支援事業であり、このほかにも買い物支援や調理補助などのサービスを提供する障害福祉サービスもありますので、これらの制度を合わせてご利用いただくことによって自立支援に繋がっていくものと考えております。

以上でございます。

○議長（皆川鉄也君） 8番議員、再質問ございませんか。8番見上政子さん。

○ 8 番（見上政子さん） はじめの有機畑作について、町長の答弁がありました。確かに有機農業は手間がかかって大変ってことは本当に分かります。化学肥料を使わないで土壌改良して、鳥の糞とかね牛の糞とかそういうのを使って土壌改良して行う、それはまあ普通の農家であればもうやっていることです。生産する以外の人たちはね、そんなに化学肥料とか、まあうちもそうですけれども、ほとんど使わないで野菜を作ってますけれども、それをね、やはり町としてどう取り組むか。で、やはりこういう地場産業、地場産の野菜、そして有機野菜っていうのは、どこに視点を置くかといえはやはり子どもたちに安全・安心のものを食べさせたいという、そこが私の知ってる範囲では、いすみ市と、それから日野市の考え方であります。そこから出発して、じゃあどうやったら広められるのか、そして学習を重ねていくのかっていうのは、やはりトップの人のその力の入れ方、今の農林水産課ではそのような担当の方は多分おらないと思います。そのためにもですね、有機野菜を本当に農業の担当者の方が力を込めて、まあ今の八峰町の農業は米が主体ですけれども、やっぱりこんなに耕地が、耕すところもあるし、技術を峰浜地区の人たちは持ってると思います。そこでやはり農林担当課の人たちが本当に農業の取得、また農業をやって、じいさん、ばあさんでも少しの収入を増やすというこの目的が同時に達成されるということで、本当にこれは町の農業振興に繋がっていくと思います。

とにかく産直を見ても野菜の種類が本当に少ないです。ぶりがほとんどもうないも同然ですけれども、そのような、まあ町の考え方として、農林水産課の方で担当課を設けて、それで産直に安心・安全の野菜を届ける、それから学校給食の子どもたちにこれを使わせるという、こういう呼びかけで農家の人たちの耕作面積のある人、まあそれで利益が出てくれば耕作放棄地の方にも力を入れていくという、こういうことができると思うんですけれども、今の状態ではほとんどこの施策が見当たりませんが、このみどりの給食事業は将来的に有機野菜に繋げていく、国でもこれを推奨してると思うんですけれども、具体的に今まで話したことと併せて、この事業をどのように進めていく考えなんでしょうか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの 8 番議員の再質問に対し、当局の答弁を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） 見上議員の再質問にお答えいたします。

先ほど答弁でも私少し触れましたけれども、子どもたちの成長を考えるとですね、ま

あ有機野菜を食べて成長するっていうことは非常に大事なかなというふうに思っております。見上議員からもありましたけれども、当然ながらですね家庭菜園等で作っている野菜については、皆さんそれを意識しながら取り組んでいると思いますけども、やはりこれを商業ベースでってなるとなかなかやはり難しい課題があるんだろうというところがございます。当然ながら有機野菜はですね子どもたちの成長だけでなく、その産直にも卸しやすいというようなところもあろうかと思いたすけども、なかなかやはり商業ベースになると量も出せないというような様々な課題があるのかなというふうに捉えているところがございます。

いずれ有機野菜作るのは多くの課題があるということでございますので、引き続きですね農家の皆さんとも意見交換しながら、そしてまた国で取り組んでる事業もありますので、そういったところをしっかりとですね動向を注視しながら、今後町の事業にどういった形で反映できるか検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質問ありませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 先日、県立の農業大学のホールで、この千葉県いすみ市のオーガニック給食と有機農業産地ということで私も県立大学の秋田キャンパスに行って話を聞いてきました。それを話したのは千葉県いすみ市農林課有機農業推進班班長っていう人です。で、やはりこの、このいすみ市の場合は、まあ先ほども言いましたように学校給食で使いたいということから出発して、まず米の有機栽培、これはJ Aとタイアップして、本当に出発はもう有機栽培やる人と手挙げたら1人しかいなかったっていうことで、そこから始まってJ Aにも説得して、もう本当に2014年からですから10年近く前からこれを進めてきて、それで目標を決めて、まず最初に有機米、全小学校へ4 t、そして16年には16 t、で、学校給食有機米100%、これを目指してきたのは、この市長の並々ならぬ力がありまして、この市長もやっぱりどっかに行って、何か研修に行つてすごいこう賛同して、これに取り組むということをやったみたいです。ですので、それからこの担当課の人は本当にもう必至の思いで説得して、農業委員会、農業担当課の職員が教育委員会、J A、それから生産者の人たちを説得して、それで今では、いすみ市のその農家数は有機栽培は最初は5%も満たなかったのが、今は、耕作面積がですね5 h aくらいだったのが今は40 h aで、農家数も5軒だったのが今29軒ということで、これは何でかといえば、付加価値がついて米が非常に高く売れるということで、それが実績とともにやってみる。で、それがJ Aと一緒にあって、今では「いすみっこ」って

いう有名なブランド、農産物のブランドが出来上がっております。で、まあ町、市全体がこういう雰囲気になってきますと、学校での有機給食をやっているということで、議員の皆様もご存じだと思えるんですけども、今ここに研修に行きたいといえ、もう日程が何年か先まで予約取れません。私たちも諦めたんですけども、まあそれで日野市に行ったんですが、この幸いなことに私はここで担当課の職員の話聞いてきましたけれども、これを宣伝するのはもう宣伝費はゼロ。子どもたちが有機野菜の給食を食べている、これがもう最大の宣伝だということです。こういう意味からして、それで有機野菜もですね付加価値がついて高く売れるということが農家の人たちも分かりましたので、それに今、野菜の有機栽培の取り組みは米と違ってもうもうその担当課はほとんど寝ないで休みもなかったっていうことらしいんですけども、やっぱりトップとその職員が一体となって初めてそれが実現する、これができることもできる、何事もそうなんですけれども、それが可能になったということではないでしょうか。そういう意味です、やはり町の方でも担当課をつけて八峰町の農業全体を考えた場合、米だけではなくて野菜を作る耕作面積もあるんだから、じいさん、ばあさんの手間、数十軒が登録してるんですよ。で、給食に出すのは本当に1万か2万の手取りにならない、それしか取れない時もあるし、もっと来る時もあるし、そういうことで高齢者もやっぱり意欲が出てきているということを鑑みた場合、もう一度町長こうトップとして取り組むことを考えないでしょうか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの8番議員の再質問に対し、答弁を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） 少し質問がですね、あちこち飛んでるなというような感じで受けましたけども、先ほど来申し上げておりますとおり、なかなか課題があるというようなことでありましたので、まずはそうした課題を整理することが大事なんだろうなというふうに思っております。そしてまた、まあ私と役場職員ですけれども、まあ普段からですね意見交換をしっかりとしておりますので、そういった中でですね、この有機野菜についてどういった感触があるのか、どういった課題があるのかというのを改めてですね、しっかりと整理してまいりたいというふうに考えております。そしてまた、学校給食にそれに取り組んでいくとなると、やはり教育委員会との連携も大事でございます。普段からですね、どのぐらいの野菜を1食当たり使ってるのかですとか、あるいは冬場どうするんだとかですね、そういったところ様々な課題があると思いますので、まあ改めてですね、そういった課題をしっかりと整理した上で今後検討してまいりたいという

ふうに考えております。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質問ありませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 今すぐ質問して、やりますっていうことは、到底私もそういうことはできないと思います。ただ、やはりね町長の頭の中に、こういうオーガニックの給食が将来的には必要である、そのためには農林課の人たちに尽力してもらおう、そういう体制を是非取ってもらいたいと思います。今、全国でもこの取り組みが、学校給食にオーガニックっていうことが進められております。で、いろんな資料もいっぱいありますので、是非ですね給食に使うということは地元の農業振興にも繋がるということを考慮していただいて、これからの取り組みにしていきたいと思います。

答弁は要りません。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質問ありませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 次に、加齢者難聴の補聴器購入の支援制度について伺います。

本当に75歳以上、まあ70歳……

立ってしゃべるんだっけか。すいません。はい、失礼しました。

75歳以上、まあ65歳から高齢者に入りますけれども、本当に耳が聞こえない。それでテレビでもよく宣伝してるので集音器を使ってみたけども、テレビを見る時はいいけど雑音が入ってもう大変だという、それから補聴器の方に進みたいんだけど高額である。私もちょっと補聴器を買いたいという人に付き添って、その検査する人とそのうちで一緒に付き合ってみました。初めて私もそれを見たんですけれども、もうコンピューターでどの音が一番聞きづらくて、どの音がその邪魔になるかというのをもうコンピューターで調べて、それで、それを内蔵して耳、集音器は後ろの方に拡声器ついてる、あれついてるんですけども、それは前の方についてるので、前から来た音が自分の一番弱い音をキャッチして聞けるということで、これは大変画期的なものが出来上がってると思います。

ただですね、値段聞いてやはりよくよく考えたらやっぱり俺の年金ではとても払えないっていう結論になりました。13万円、両方で13万円なんですけど、やはりいろいろ調べてみますと両方につけないとやはり効果がない、片方だけでは駄目だということがあります。この両方の耳に補聴器をつけた場合、最低安くて13万円。とてもじゃないが、やっぱり無理だっていうことになりました。で、その人は本当にもう人の話も聞こえない

くて困ってる人なんですけれども、そういう人がねいっぱいいると思うんです。ただやはりいざお金を払うとなると、やっぱり無理だ、できない。お金がね潤沢な人は、パナソニックでも今やってますけども、見れば20万円、30万円、40万円が普通です。お金はある人はいいんですけれども、やはり生活困窮者には無理だなというところが結論です。

そういう意味でもですね、是非、今、全国、まあ首長さんたちも請願・陳情を出して、地域では首長さんが陳情を出して国の方に補聴器の保険適用とか、それから国の補助をやってほしいということが出されております。八峰町もですね私調べてみましたら、出てました。加齢性難聴の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める陳情が、これが全会一致で採択されています。提案理由としては、加齢性難聴者が補聴器を利用することで安心して生活、社会生活を送ることは、難聴者本人はもとより、地域においても重要なことであり、公的補聴器制度の創設は必要と判断されるためということであります。是非ですね、まあ皆さんも全会一致で賛成してることですので、今、高齢化になって、出ていきたいけども家の中に閉じこもってればもう鬱になってしまう、家族からあてにされない、どうせしゃべっても何も聞けねえしって、電話も出てけねし、母さんともものしゃべっても、あど母さんさものしゃべらねえっていう、こういう一緒に住んでる息子の声があったりしてね、そういう孤立させないためにも、是非ここで補聴器をつけてみたいと思えるような意欲を持たせるような施策を町で是非考えてもらえないでしょうか。50万円は毎年毎年10人としても財政的には厳しいという、新規事業は全て厳しいということ言われますけれども、これ長期的に考えた場合に、難聴で介護の認定を受けたり、外出できなかつたりして、それでけがをしたり、いろんなことがあった場合に、これは医療費とか介護サービスの方に町の金が出ていくわけです。ですから一人でも多く健常者が家でそういう制度を使わないで暮らしてもらうためにも、これは高齢者に対する長期的な投資であって、町の経済も影響を受けないのではないかと。50万円の投資は、これは投資と言えば非常に申し訳ないんですけれども、お金を費やしてもこれは損にはならないと思いますが、いま一度ですね、先回の時は町長もちょっと周りのあれを見ながらっていうような答弁でしたけども、その後何か変化はないでしょうか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの8番議員の質問に対し、答弁を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） 先ほどの答弁とかぶるところがあるかと思いますが、見上さんもお指摘のとおりですね、町の財政状況を踏まえるとなかなか厳しいかなということ

ころがございます。ただ一方ですね、やはりその補聴器がないとですね認知機能の低下、補聴器があれば認知機能の低下の予防にも繋がるといったような話も私も聞いてるところでございますので、まあ町単独で実施というよりはですね、しっかりとこれ国の制度、あるいは県の補助、こういったところがやはり必要だろうというふうに考えておりますので、引き続きですね国・県、こういったところの関係機関の状況をしっかりと注視して今後の対応を判断してまいりたいというふうに考えております。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質問ありませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 特定健診は法的にやっちゃいけないということになってるんですか。別の項目を特定健診でやれば、これは違反になるということなんですか。町独自で別室を設けて、ファガスでやった場合はちょっと研修室をちょっと場所を取ってやるとか、そういうことも考えられると思います。で、世界的な難聴検査の、私ちょっと出てこないんです、簡単な10項目くらいあって、どうですか、どうですかというレ点で印をつけて、それであなたはやっぱりちょっと受けた方がいいですねとかそういうものなんですけれども、いや、やればできると言うんですね。法律的にやってはいけないというもので、町独自にやることも違反なのかどうなのか、お聞かせください。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。菊地福祉保健課長。

○福祉保健課長（菊地俊平君） ただいまの再質問にお答えします。

法律でやってはいけないということは一つありませんけれども、現在契約している保健事業団様の方から提案されるメニューの中にもこの聴力検査に関してはございませんので、我々としましても法に従って特定健診メニューをやっていくということであります。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質問ありませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） まあせめて新規は難しい難しいということですが、ただやっぱり町の福祉課になるんでしょうか、高齢者の難聴について担当する課を改めて設けてもらって、それでいろんな集会とか高齢者のいろんなのありますよね、そこにアンケートという、世界的に検査を進めてるアンケートっていうのがあるんです。そこで調べてもらおうとかそういう取り組みをですね、高齢者、ほかの方では難聴課とかいろんなこう高齢者対策の課が設けてるみたいですが、そういうことを新規の事業として考えていくつもりはないのでしょうか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） 難聴課という独自の課というのは非常に難しいかなと思いますけれども、いずれ担当がですねいろんな仕事抱えてる中でも、やはりその難聴というところはひとつありますので、引き続きですね現体制でしっかりと対応してまいりたいというふうに考えております。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質問ありませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 私の発作的な言葉の発言であれですけど、要するにですね、高齢者が快適に健康で暮らしていくためには、この加齢難聴についてよく知ってもらい、家族の中で孤立しない、社会的にも孤立しないというこの取り組みをせめて行ってほしいということで付け加えたいと思います。

加齢難聴についてはこれで終わります。

（「議長。」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） はい。

（「休憩をお願いします。」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 休憩します。7分より再開いたします。

午前11時02分 休 憩

.....

午前11時07分 再 開

○議長（皆川鉄也君） 休憩前に引き続き一般質問を行います。

8番議員、配食サービス事業についての再質問ございませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 休憩挟んでしまったのでちょっと拍子抜けしたところもあるんですけど、まあ配食サービスそのものの目的というのは大変いい目的、ちょっと意味不明なところもちょっとこうありますけれども、これはちょっと改善、もっと分かりやすくまとめた方がいいのではないかな。これをホームページに出した場合にちょっとやっぱり分かりにくいというかね、目的のところ。

で、目的としてはやはり配食サービスを通して食のその何ていう、バランスよく食事をしてもらう、そして食事の指導も入るのかどうなのか、支援ということも書いてますけれども、これがやっぱり一番だと思うんですね。で、まあ私も断られたっていうケースを何件か聞いてます。ただこの中には、どういう場合に断られるのかっていうこの項目がないわけですね。まあ65歳の一人暮らしで、まあその人は車があって買い物がで

きるから断られたということで、断られた、この断るその根拠っていうか、そこら辺が文書化されてないのです。で、もっとやっぱり重視しなくちゃいけないのは75歳以上の夫婦の二人世帯の場合、もう少し詳しくですね、一人が調理が、男性で75歳になって全く調理したことない人、カップヌードルでお湯かけて食べるだけしかできなかった人が奥さんが介護2になって、ケアマネージャーが判断をしたということですが、ケアマネージャーがこの配食サービスの有無を決めるその役割を果たしているのかどうか。そういう役割があるのかどうか。で、これは介護の事業ではないのです。一般の人たちに対する65歳以上75歳、夫婦、それから重篤な障がい者ということですので、介護のサービスじゃないのにどうしてそのケアマネージャーがそういうことを判断をして、町へこの人はやったことないんだけどやれますよというようなこと出して拒否されたのか、それはやはり周りの関係する人たちで非常にやっぱり疑問に思っているところであります。ですから月2回の定例会議を開いている、そのメンバーというのはケアマネージャー、社協のケアマネージャーとか、ケアマネージャーも入っているのでしょうか。その辺ちょっと教えてください。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの再質問に対し、当局の答弁を求めます。菊地福祉保健課長。

○福祉保健課長（菊地俊平君） ただいまの再質問にお答えします。

はじめに、調整会議のメンバーということでそちらの方からお話しますが、資料の方に調整会議の要綱を添付しておりますので、そちらの方をご覧いただきたいのですが、その中の第3条に「調整チームは、次に掲げる者をもって構成する。」とありまして、ご覧のように詳しくは省略しますが、ケアマネージャーだけではなくて、あらゆる関係の職員も必要に応じて招集してやっていくということになっております。で、先ほどケアマネさんだけがその可否を判断しているというような話ありましたけれども、ケアマネさんや、障がい者でありますと機関相談支援センターの職員さんが現状を調査して、その状況がどうだったのかということで調整会議の中で諮って、その配食サービスの提供がいいか悪いか、そういうのを決めていくということになっております。

それと断られたケースというような話なんですけれども、今年もあったんですけども、却下された経緯については、ご夫婦でどちらも介護認定がなかったという夫婦がございました。ご夫婦がございました。その方は、正に議員がおっしゃったとおり妻に調理を任せており……

○ 8 番（見上政子さん） 聞こえません。

○福祉保健課長（菊地俊平君） 夫は食事の経験がないということだったんですけれども、調整会議ではその方目線での調理経験があるとかないとか男とか女とか、そういうことではなくて、健康かどうか、調理が可能かどうかということで判断してこれは却下したという面がございます。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質問ありませんか。8 番見上政子さん。

○ 8 番（見上政子さん） すいません、もうちょっとゆっくりはつきり、それこそ私もその年齢の枠に入ってきたのか分かりませんけれども。

調理ができるか、できないかということは、申請書、配食サービスの申請書ありますよね。そこに項目を詳しく書き込むことになってます。まあ窓口でもそうですけれども、ここ、こういうわけで配食のサービスを受けたいんだけど、家庭の状況を鑑みてお願いしますということなんです、この申請書をもってそれで定例会、月 2 回定例会開いてるんですか、この中で話し合うとか。で、その判断基準というのが窓口で話しただけでは通用しないのか。これをケアマネさんは、たまたまその人は一人が、奥さんが介護の認定を受けてるので、介護 2 の認定を受けてるので、その人の担当のケアマネが旦那さんは調理できますよということで判断されたということなんです。まあそういうふうに簡単に判断されては非常に困ると思うんですよね。まあ75歳過ぎて車も使えなくなって、それで買い物も大変、そして今まで奥さんの調理はしたことがない、そういう人がね、ただカップヌードルだけだば作れるよ、俺の父さんっていうことの人たちがね、果たして栄養のバランスがとれた食生活ができるのかどうなのか。まあこの家庭はですね奥さんが介護の認定を受けてますので、まあ調理ができませんので毎日納豆だけ食べてます。納豆だけ。で、冷蔵庫の中見ると、たまごと豆腐しかありませんでした。で、父さんは豆腐を食べる。で、豆腐と、母さんはたまごは食べれないので毎日納豆だけ。で、それで父さんはカップヌードルの湯っこかけるしかできねえっていう、こういうことをちゃんと調査されたのかどうなのか。それで断られる。こういうことはね申請書の紙にちゃんと書いてですね、その申請書を出してくださいということで調査するんだったらいいんですけども、ケアマネが来て、あ、父さん大丈夫だっということで判断されて町もそれを真に受けてるという、こういうことではね配食サービスそのものは何なのかということが問われると思います。

で、今こういう高齢者はですね夫婦とも出てくると思います。車の運転ができなくなった。どちらかが介護の認定。もしかして二人とも介護の認定を受ける場合に食事を作ることができない。偏った食事になってしまってるってことで寿命を短くしていったようなことのないようにしなくちゃいけないと思うんですが、この今、月2回の定例会は申請書を提出してもらって決めていることなののでしょうか。それとも聞き取りによって決めてることなののでしょうか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。菊地福祉保健課長。

○福祉保健課長（菊地俊平君） ただいまのご質問にお答えします。

申請書のみなのか、実態調査をしているのかということなんですけれども、申請書に基づきまして、調整会議の中の例えばケアマネさんであるとか障がい者機関相談支援センターの職員であるとか、そういった方が実態調査をして調整会議の中で総合的に判断しているということでございます。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質問ありませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） それじゃあ、そのケアマネが申請書を出したということになりますね。文書が出てるということは、そういうふうにして私は判断をします。そういうことをやっていいんでしょうか。これは介護のサービス事業ではありません。もっとです、この意味を生かして、75歳以上の夫婦がどういう生活をしているのか、町でしっかり把握して、せっかくできたこの制度を、これを要望した人たちには与えていく。本当に月水金に200円の弁当が届いてくれれば大変助かるんですよ。納豆しか食べたことない人でも、やっぱりご飯も温かいご飯と、それからおかずも食べられるということで、このおかずで2日間繋げるという人もいます。そういう意味でね、これを是非、新しい人はその、多分、町の本心ではもうとにかくお金がない、お金がないで、もうこういう人たちもやっぱり切られるのかということが非常に私は身に染みて残念に思います。

それとですね、先ほどの答弁では、まあ障がい者も該当するということでしたけれども、重篤のその障がい者、身体障がい者、精神障がい者、こういう人たちも含めて障がい者は申請すれば配食弁当を利用できるということなののでしょうか。この障がいの程度ってあるのでしょうか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。菊地福祉保健課長。

○福祉保健課長（菊地俊平君） ただいまのご質問にお答えします。

要綱にある重度身体障がい者という定義なんですけれども、ここでは法に基づくとかそういうことは明記されておられません。何度も言うようなんですけれども、高齢者サービス調整会議の中で、その障がいの程度と実際の状態、そして調理ができるのか、そういったことを総合的に判断しているということでもあります。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質問ありませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 身体障がい者が122人、一人暮らしがいるということです。精神障がい者も一人暮らしが23人。この人たちも、中にはやはり買い出しに行けないとか、それから雪が降った場合に、車はもちろん乗れない人たちもいると思うんですけれども、配食サービスを利用したいという期間限定でもね、いいですので、やはりこういうふうなことが受けられるんだよっていうのをもっとやっぱり知らせていくことが必要じゃないでしょうか。

とにかく先ほどからありますけれども、このホームページが非常に見づらいということがあります。で、三種町の配食サービス事業って検索すると、は一つと明るい配食事業はこうですよっていうことが、大変明るいムードで書かれております。で、詳しいことはこういうふうについていうことで。これを検索するのに非常に時間がかかります。もうちょっと一つ一つの項目を分かりやすく、それで利用者がじゃあやってみようかというこういうものに取り組んでいく必要があるのではないのでしょうか。その辺の宣伝と今後のことについてお願いします。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。菊地福祉保健課長。

○福祉保健課長（菊地俊平君） ホームページに関しましては全く議員のおっしゃるとおりで、その充実が図られていないというふうに感じております。それは町も社協さんとも一緒だというふうに思いますが、今年度、高齢者のしおりということで社協さんからとても分かりやすいチラシが数十ページにわたって、そのチラシが全戸配布されました。それにとっても分かりやすく書いておりますので、障がいのある方も高齢の方もそちらの方をしっかりとご覧いただいてサービスに繋がっていただければというふうに考えております。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） これで時間となりましたので、8番議員の一般質問を終了します。

追加日程第1、議案第115号、工事請負契約の締結についてを議題とします。

当局の説明を求めます。堀内農林水産課長。

○農林水産課長（堀内和人君） 議案第115号についてご説明いたします。

議案第115号、工事請負契約の締結について。

令和6年11月27日に指名競争入札に付した「農地・農業用施設災害復旧工事塙（強坂塙～苗吉）」について、下記のとおり請負契約を締結するため、八峰町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

1. 契約の目的 農地・農業用施設災害復旧工事塙（強坂塙～苗吉）

2. 契約金額 5,533万円

3. 契約の相手方 秋田県山本郡八峰町峰浜塙字豊後長根141-1

株式会社 嶋田建設

代表取締役 太田治彦さんです。

4. 支出項目 令和6年度一般会計（繰越明許費）

11款 災害復旧費

2項 農林水産業施設災害復旧費

2目 農地農業用施設災害復旧費

令和6年12月13日提出

八峰町長 堀内 満也

提案理由です。八峰町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、予定価格が5,000万円以上の工事にかかる契約であり、議会の議決を要するためです。

工事概要としましては、土砂排除、耕土復旧、流木撤去が2.51ha、水路復旧が30m、道路復旧、護岸復旧が14m、その他道路復旧が35mとなっております。

以上で議案第115号の説明を終わります。よろしくご審議の上、ご可決くださいますようお願いいたします。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第115号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 質疑ないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(皆川鉄也君) 討論ないようですので、討論を終わります。

これより議案第115号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(皆川鉄也君) 異議なしと認めます。したがって、議案第115号は原案のとおり可決されました。

日程第4、発議第6号、安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善を求める意見書を議題とします。

発議案の朗読は省略します。

お諮りします。ただいまの発議につきましては、八峰町議会会議規則第39条第2項の規定により説明を省略し、質疑も省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(皆川鉄也君) 異議なしと認めます。

説明、質疑を終略し、討論を行います。討論ありませんか。11番山本優人君。

○11番(山本優人君) この発議に対して反対いたします。

はじめに、医師、看護師、介護職員、非常に苦勞しているという文面については理解しているつもりですが、大幅に増員をする、それから労働者の賃上げを支援するということに賛同するということは到底できない。というのは、全産業がやはり労働不足、賃上げを要求している中でですね、この介護等の職員だけが上がるということについては問題があると。これは一企業であればやはりその企業努力によってですね賃金体系というものが決めるべきであって、国がそれを全部負担するようなことではおかしいのではないかと。しかもそれをですね国が全額負担するというふうな要求、これはあまりにも極論すぎて他人任せだと。この医療費、まあ人件費が上がることによって我々が負担する医療費も当然上がるわけでありまして、上がるということについて賛同するということは議員として私はおかしいのではないかというふうに考えます。ですがそれを緩和するためにですね、末尾に「利用者の負担を軽減する。」と、これは非常に矛盾した意見、ふたつより記載されているわけです。これを理解しないこういう発議っていうのは私は問題があるということで反対いたします。

○議長（皆川鉄也君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） ほかに討論ないので、これで討論を終わります。

これより発議第6号を採決します。この採決は起立で行います。本案に賛成の方起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（皆川鉄也君） 起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

関係機関に意見書を送付いたします。

日程第5、発議第7号、「18歳までの医療費窓口負担の無料化」を国の制度として実施を求める意見書を議題とします。

発議案の朗読は省略いたします。

お諮りします。ただいまの発議については、八峰町議会会議規則第39条第2項の規定により説明を省略し、質疑も省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。

説明、質疑を終略し、討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 討論ないので、討論を終わります。

これより発議第7号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

関係機関に意見書を送付いたします。

総務課長より発言を求められておりますので、これを許可します。和平総務課長。

○和平総務課長（和平勇人君） 初日におきまして山本議員よりご質問のありました給与表に関するご質問についてお答えしたいと思います。

資料を提出しておりますので、ご覧ください。

内容につきましては、補正予算にかかる給与費明細書において、職員当たりの給料について行政職の初任給が国より高いのはなぜかという趣旨のご質問でございました。

回答といたしまして、国は秋田県内の公務員と違い、地域手当を支給されており、その給与格差を埋めるため、秋田県は国の給与表にパーセントを乗じた形で算出しているためということでございます。

次のページをご覧ください。

この表の左側ですね、これが国家公務員の給与表でございます。で、右側、真ん中の列ですね、これが今、秋田県で採用している、町でも採用している給与表でございます。で、この率をとりますと、全ての級、全ての号奉において0.0071の補正率がかかっているということでございます。

で、この補正理由に関しましてもう少し詳しくご説明いたしますと、今お話ししましたとおり、現在、国家公務員には勤務地に応じて支給される地域手当があり、これを給料月額に加算して支給しております。地方自治体においても国が定める地域手当に準拠して支給することは認められていますが、秋田県は地域手当の支給対象になっていません。秋田県内の市町村全てにおいてであります。ただし、国では勤務地変更により地域手当が直ちになくなり、急激に給料月額が変動することを避けるため、一定の条件下で前勤務地で支給されていた地域手当の8割までを保障する仕組みとなっています。これにより、国家公務員は概ね勤務地にかかわらず地域手当が支給されることになります。地方公務員の給与制度は原則として国家公務員の制度に準拠することとされておりますが、実質的に支給される給料月額に格差が生じているということから、秋田県人事委員会では国家公務員の給料月額に、今申し上げました一定の補正率を乗じて格差を縮小させた秋田県独自の給料表を勧告し、県において採用されております。また、県内25市町村もほとんどが県人事委員会勧告に準拠した給与改定を行っており、したがって給料月額の比較では国家公務員を上回る状態となっているということでございます。したがって、提出した資料の記載のとおりということでございます。

以上でございます。

○議長（皆川鉄也君） 11番議員。

○11番（山本優人君） まあこれ質問の形でいやったかどうか分かりません。そうすると、地域手当っていう制度は秋田県の職員にはないということ。それをそうすれば国ではあるけれども秋田県の地方職、まあ役場職員も含めて、それが手当としては支給されてない。給料の中に含めてっていうか合算してっていうか、そういう形で1.1なっているということか理解していいのか。

○議長（皆川鉄也君） 和平総務課長。

○和平総務課長（和平勇人君） 今、山本議員ご指摘のとおりでございます。国で詳しくですね市町村単位で1級地から7級地まで指定をしております、それに応じて加算額というのを定めてるんですが、秋田県の市町村は全く指定を受けておりませんので、原則、地域手当の支給はないと。県内、準拠して市町村が支払うとしても、指定された級地がないので支給はできないということになります。

○議長（皆川鉄也君） よろしいですか。

○11番（山本優人君） はい。

○議長（皆川鉄也君） 日程第6、常任委員会の閉会中の継続審査についてを議題とします。

総務民生委員会委員長及び教育産業建設常任委員会委員長から、付託中の陳情第6号、陳情第7号、陳情第8号及び陳情第10号について、八峰町議会会議規則第74条の規定により、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。各常任委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、各常任委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

次回議会定例会までに審査し、報告をお願いします。

日程第7、議会運営委員会の閉会中の所掌事務の調査についてを議題とします。

議会運営委員会委員長から、所掌事務のうち、八峰町議会会議規則第74条の規定により、次期議会の会期日程等、議会の運営に関する事項等について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第8、常任委員会の閉会中の所管事項の調査についてを議題とします。

各常任委員長から、八峰町議会委員会条例第2条に規定する所管事項について、八峰

町議会会議規則第74条の規定により、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。各常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、各常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

これをもって令和6年12月八峰町議会定例会を閉会します。

ご協力ありがとうございました。

午前11時38分 閉 会

署 名

上記会議の次第を記載し、これに相違ないことを証明するためここに署名する。

八峰町議会議長 皆 川 鉄 也

同 署名議員 10番 門 脇 直 樹

同 署名議員 11番 山 本 優 人

同 署名議員 1 番 笠 原 吉 範